明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十八年三月二十日

○第四十三回国会 参議院会議録第十四号（その一）

昭和三十八年三月二十日（水曜日）
午前十時二十四分開議

議事日程　第十四号
昭和三十八年三月二十日
午前十時開議
第一　公正取引委員会委員長の任命に関する件
第二　失業保険法の一部を改正する法律案（趣旨説明）
第三　公職選挙法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）
第四　国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第五　関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する締約国団の確認書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第六　日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件
第七　自治省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第八　消防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第九　消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第一〇　計量法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第一一　屋外広告物法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第一二　森林組合合併助成法案（内閣提出）
第一三　林業信用基金法案（内閣提出）
第一四　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一五　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一六　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一七　産業投資特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一八　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一九　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二〇　母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二一　港域法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二二　オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
一、請暇の件
一、日程第一　公正取引委員会委員長の任命に関する件
一、日程第二　失業保険法の一部を改正する法律案（趣旨説明）
一、日程第三　公職選挙法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）
一、日程第四　国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件
一、日程第五　関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する締約国団の確認書の締結について承認を求めるの件
一、日程第六　日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件
一、日程第七　自治省設置法の一部を改正する法律案
一、日程第八　消防法の一部を改正する法律案
一、日程第九　消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案
一、日程第十　計量法施行法の一部を改正する法律案
一、日程第十一　屋外広告物法の一部を改正する法律案
一、日程第十二　森林組合合併助成法案
一、日程第十三　林業信用基金法案
一、日程第十四　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
一、日程第十五　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
一、日程第十六　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の実施に

伴う所得税法の特例等に関する法律案
一、日程第十七　産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
一、日程第十八　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
一、日程第十九　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
一、日程第二十　母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案
一、日程第二十一　港域法の一部を改正する法律案
一、日程第二十二　オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案

○議長（重宗雄三君）　諸般の報告は、朗読を省略いたします。

報　告

去る十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文教委員　小林　英三君
社会労働委員　前田　久吉君
商工委員　二木　謙吾君
同　丸茂　重貞君
予算委員　稲葉　誠一君
同　佐藤　尚武君
議院運営委員　渡辺　勘吉君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文教委員　二木　謙吾君
社会労働委員　丸茂　重貞君
商工委員　小林　英三君
同　前田　久吉君
予算委員　渡辺　勘吉君
同　山高しげり君
議院運営委員　稲葉　誠一君

同日議員から左の議案が提出された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（成瀬幡治君外四名発議）

同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案　法務委員会に付託
高圧ガス取締法の一部を改正する法律案　商工委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（安宅常彦君外九名提出）　内閣委員会に付託
港湾労働者の雇用安定に関する法律案（島本虎三君外十一名提出）
生活保護法の一部を改正する法律案（八木一男君外八名提出）　社会労働委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案　地方行政委員会に付託
海外移住事業団法案　外務委員会に付託
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案　文教委員会に付託

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

道路運送車両法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の議員提出案を衆議院に送付した。
外資に関する法律の一部を改正する法律案（永末英一君発議）

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案
北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案
医療金融公庫法の一部を改正する法律案

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律
北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律
医療金融公庫法の一部を改正する法律

法る十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　宮澤　喜一君
同　鬼木　勝利君
社会労働委員　中尾　辰義君
商工委員　小林　英三君
運輸委員　江藤　智君
同　平島　敏夫君
同　白木義一郎君
建設委員　小平　芳平君
予算委員　渡辺　勘吉君
同　牛田　寛君
同　石田　次男君
同　山高しげり君
決算委員　鈴木　一弘君
議院運営委員　稲葉　誠一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員　江藤　智君
同　白木義一郎君
社会労働委員　小平　芳平君
商工委員　平島　敏夫君
運輸委員　宮澤　喜一君
同　小林　英三君
同　鬼木　勝利君
建設委員　中尾　辰義君
予算委員　稲葉　誠一君
同　北條　儁八君
同　鈴木　一弘君
同　市川　房枝君
決算委員　中尾　辰義君
議院運営委員　渡辺　勘吉君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

地方行政委員会
理事　西郷吉之助君（西田信一君の補欠）
文教委員会
理事　二木謙吾君（二木謙吾君の補欠）

同日議員豊瀬禎一君外四名から委員会審査省略の要求書を付して左の議案が提出された。

入学難、試験地獄解消に関する決議案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方公営企業法の一部を改正する法律案
同日委員長から左の報告書が提出された。
自治省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
消防法の一部を改正する法律案可決報告書
消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案可決報告書
計量法施行法の一部を改正する法律案可決報告書
屋外広告物法の一部を改正する法律案可決報告書
森林組合合併助成法案可決報告書
林業信用基金法案可決報告書

去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　江藤　智君
同　白木義一郎君
社会労働委員　藤原　道子君
商工委員　平島　敏夫君
同　阿部　竹松君
運輸委員　宮澤　喜一君
同　小林　英三君
同　鬼木　勝利君
通信委員　浅井　亨君
予算委員　羽生　三七君
同　市川　房枝君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員　宮澤　喜一君
同　鬼木　勝利君
社会労働委員　阿部　竹松君
商工委員　小林　英三君
同　藤原　道子君
運輸委員　江藤　智君
同　平島　敏夫君
同　浅井　亨君
通信委員　白木義一郎君
予算委員　岡田　宗司君
同　小林　篤一君

同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。

商業登記法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案
通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律案
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託
地方税法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方行政委員会に付託
東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託
私立学校振興会法の一部を改正する法律案
文教委員会に付託
雇用促進事業団法の一部を改正する法律案
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案
社会労働委員会に付託
農薬取締法の一部を改正する法律案
農林水産委員会に付託
金属鉱物探鉱融資事業団法案
商工委員会に付託
昭和三十六年度一般会計予備費使用総調書（その2）
昭和三十六年度特別会計予備費使用総調書（その2）
昭和三十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書（その2）
昭和三十六年度特別会計予算総則第十二条に基づく使用総調書（その2）
昭和三十六年度特別会計予算総則第十三条に基づく使用総調書
決算委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に関し承認を求めるの件

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

家内労働法案（吉村吉雄君外十一名提出）

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（成瀬幡治君外四名発議）

同日委員長から左の報告書が提出された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案可決報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案可決報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

狩猟法の一部を改正する法律案

同日、衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

狩猟法の一部を改正する法律

去る十六日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

近畿圏整備法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。

離島の住民の旅客運賃等の特例に関する法律案（木原津與志君外十三名提出）

一昨十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　宮澤　喜一君
法務委員　手島　栄君
社会労働委員　阿部　竹松君
商工委員　藤原　道子君
予算委員　北口　龍徳君
同　稲葉　誠一君
同　岡田　宗司君
同　北條　雋八君
同　大竹平八郎君
同　田畑　金光君
同　高山　恒雄君
同　加藤　武徳君
決算委員　鈴木　強君
同　手島　栄君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員　宮澤　喜一君
法務委員　藤原　道子君
社会労働委員　阿部　竹松君
商工委員　加藤　武徳君
予算委員　鈴木　強君
同　羽生　三七君
同　渋谷　邦彦君
同　山高しげり君
同　田上　松衛君
同　赤松　常子君
同　山口　龍徳君
決算委員　稲葉　誠一君
同　大森　創造君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員　林　塩君
社会労働委員　山高しげり君
予算委員　岡田　宗司君
同　大森　創造君
同　田畑　金光君
同　向井　長年君
決算委員　近藤　信一君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員　岡　三郎君
オリンピック準備促進特別委員　藤田　進君
同　柏原　ヤス君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員　亀田　得治君
オリンピック準備促進特別委員　成瀬　幡治君
同　浅井　亨君
同日委員長から左の報告書が提出された。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案可決報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件

議決報告書

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する締約国団の確認書の締結について承認を求めるの件議決報告書

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件議決報告書

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

港域法の一部を改正する法律案可決報告書

オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案可決報告書

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長（重宗雄三君）　これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。村上義一君から、病気のため、十二日間請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長（重宗雄三君）　日程第一、公正取引委員会委員長の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により、渡邊喜久造君を公正取引委員会委員長に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よって、本件は同意することに決しました。

○議長（重宗雄三君）　日程第二、失業保険法の一部を改正する法律案（趣旨説明）、

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。大橋労働大臣。

〔国務大臣大橋武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（大橋武夫君）　失業保険法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

失業保険法は、昭和二十二年第一回国会において制定されて以来、数次の改正によりその内容を整備充実し、今日に至るまでわが国における雇用失業対策の重要な柱の一つとして、よくその機能を発揮してきたところであります。近年、わが国の雇用失業情勢は、経済の高度成長に伴い全般的に著しい改善を示しておりますが、なお、石炭鉱業、金属鉱業等の一部の産業からは、相当数の離職者が発生しつつあり、また、中高年令の失業者等はその再就職が依然として困難な事情にあります。したがって、これらの者を含めた失業者の生活の安定をはかり、その再就職を促進するための諸施策は、さらに一段と強化されなければならない現状にあります。また、昨年八月、社会保障制度審議会から社会保障制度の総合調整に関する基本方策について内閣総理大臣あてに行なわれました答申及び勧告には、社会保障制度を一そう充実強化すべきことが要望されているところであります。さらに、失業保険財政の問題につきましては、さきの第三十四回国会において可決されました失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律の附則において、国庫負担の割合、保険料率等について昭和三十四年度から昭和三十六年度までの収支の実績に照らして検討の上、昭和三十八年三月三十一日までに所要の改正を行なうべきこととされております。

このような事情にかんがみ、政府といたしましては、ここに、給付の改善及び失業保険受給者に対する就職促進に関する措置の充実をはかることを主とした失業保険法の一部を改正する法律案を提出いたした次第であります。

次に、その内容について概略御説明申し上げます。

第一に、一般失業保険の給付の改善についてであります。

まず、失業保険金の最高日額を最近における賃金の上昇傾向等を考慮の上、現行の七百円から八百六十円に引き上げることとし、また、最低日額につきましても、告示の改正により現行の百二十円を百八十円に引き上げることとするほか、新たに、扶養親族を有する受給資格者について、配偶者及び子の数に応じて扶養加算を行なう制度を設けることとし、給付内容を改善することといたしました。次に、同一事業主に継続して雇用された期間の長短に応じて給付日数を定める現行制度につきましては、今回これを改めることといたしました。すなわち、失業保険に関する事務処理体制を大幅に機械化する方針のもとに、これが整備を待って、昭和四十年度からは、異なる事業主に雇用された場合にも被保険者として雇用された期間を一定の方法により合算し、その期間の長短に応じて給付日数を定めることとし、制度の合理化をはかることといたしました。次に、現在受給資格者が公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受ける場合に行なっている給付日数の延長措置を、法令の規定に基づく訓練、講習についても行なうこととするとともに、新たに、転職訓練期間中は技能習得手当及び寄宿手当を支給することとし、受給資格者が進んで転職訓練を受け得る条件を整え、その再就職促進に資することといたした次第であります。さらに、失業中に疾病にかかり、又は負傷した受給資格者に対しては、新たに、失業保険金相当額の傷病給付金を、所定給付日数を限度として支給することとし、これら失業者の労働能力の回復保全に資することといたしました。

第二に、一般失業保険の保険料率の改訂方法についてであります。

現行制度におきましては、短期間の給付予想額によって、緊急に保険料率を引き上げ得ることとしておりますが、最近における失業保険財政の状況に照らし、また、失業保険制度においては、好況期に生ずる剰余をもって不況期に増大する給付を保険料率を引き上げずにまかなうよう、その財政を運用することが適切であるとの観点に立ちまして、今回これを改めることといたしました。すなわち、積立金の適正規模を定め、この規模を積立金が上回り、または下回るに至ったときには、一定の範囲内で、保険料率を弾力的に上下させる措置をとり得ることといたしております。

第三に、日雇失業保険についてであります。

まず、国庫負担率につきましては、昭和三十五年度以降三分の一の国庫負担を行なっても、なお相当額の赤字が生じている収支の状況にかんがみ、現行の原則四分の一の国庫負担率を原則三分の一に引き上げることといたしました。次に、現行の継続三日、通算五日の待期制度は、月の前半には失業しても保険給付が行なわれない場合が多い等の問題点がありますので、これを改め、各週最初の不就労日については失業保険金を支給しないこととし、制度の改善をはかったところであります。また、公共事業等に就労する日雇労働

者の場合に見られるように、予算年度の切りかえ期、積雪期等年間一定の時期に三カ月ないし四カ月にわたって、就労機会が少なくなる者に対して、その期間失業保険金の支給を受けることができるようにするため、新たに、日雇失業保険の給付の特例制度を設けることといたしました。

第四に、失業者多発地域で給付延長措置の適用を受けている受給資格者が、労働力需要地域へ移転して求職活動を行なう場合にも、給付延長措置の適用を受けられることとしたこと、就職促進措置の拡充に伴い給付制限事由を整備したこと等、所要の整備をいたしております。

以上のほか、本改正案の附則におきまして、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正し、激甚災害による事業の休廃止に伴い被保険者が休業した場合、その休業を失業とみなして失業保険金を支給する措置を決定できることとするとともに、その他関係法律の条文につき所要の整備をいたしております。

以上が、失業保険法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。柳岡秋夫君。

〔柳岡秋夫君登壇、拍手〕

○柳岡秋夫君　私は、ただいま政府から提案説明のありました失業保険法の一部を改正する法律案について、日本社会党を代表して、総理並びに関係大臣に質問をいたしたいと思うのであります。

改正案の具体的問題に入る前に、まずもってお伺いしたいことは、今日、政治的・社会的重要課題である失業と雇用に関する政府の基本政策についてであります。なぜならば、わが国における本来の失業対策としての唯一の失業保険制度は、雇用政策の補完的措置として、短期待機労働者の生活を保障するにとどまるものであります。失業問題の根本的解決は、完全雇用政策の確立以外にないと思うからであります。今日わが国の雇用問題は、政府の総合的かつ計画的雇用政策の欠如によって、ますます深刻化しつつあります。

政府は、「わが国の雇用、失業情勢は、経済の高度成長に伴い、全般的に著しい改善を示している」と言っておりますが、最近における総理府の統計にも明らかなごとく、労働就職率は低下し、雇用の増勢も鈍化の傾向をたどっているのであります。さらに失業の現状を見ると、この二、三年の技術革新等の影響によって、若年労働力に対する需要が増大している一方、中高年令者は企業から排出されて、失業者として滞留化の傾向にあるのであります。

また、産業構造の変化に伴って、大量の失業者が発生しているにもかかわらず、政府の地域総合開発計画は、一貫性に欠けるばかりでなく、雇用の計画的配置も無視し、したがって、地域的雇用のアンバランスをもたらし、多数の労働者が、失業または不完全就業の状態に追い込まれているのであります。こうした雇用、失業の深刻な情勢は、さらに今後数年間の若年労働力人口の増大と相待って、きわめて重大な時点を迎えざるを得ないことは明白であります。雇用政策及び失業対策は、今や根本的な改革を迫られていると思うのであります。

しかしながら、政府は、憲法第二十五条に規定する国民の文化的な最低生活の保障を与えないばかりか、憲法第二十七条による、すべての国民の労働の権利すらも確保できないのであります。この際、政府は、従来の経済政策の後塵を拝し、しりぬぐい的雇用政策を根本的に改め、完全雇用を基調とする経済政策の総合的、計画的な確立及び運営をはかるべきと思うのでありますが、この点に関する総理の所信を承りたいと存じます。

次に、今日、わが国の経済構造及び雇用構造の近代化の隘路は、いわゆる特有の二重格差から現象する不完全就業者の問題であります。雇用審議会の答申に基づく不完全就業者、つまり、最低生活費以下の雇用労働者は、約五百九十九万人も存在することが、労働省の統計によっても明らかであります。そうして、これらの労働者が、低賃金と長時間労働、不安定な身分のもとに置かれることによって、今日のわが国経済の高度成長がはかられてきたことは、周知の事実であります。したがいまして、わが国の二重構造の解消が、何よりも、これらの低所得者の雇用の正常化と、一律最低賃金制の確立にあるといわれるゆえんも、まさにここにあるのであります。

われわれは、近代的雇用とは、第一に、適正な賃金が保障され、世帯主が働けば、その賃金によって家族の生計が維持されること、第二に、この必要な賃金を得る労働時間は、健康にして文化的な生活の維持できる余裕時間を持つところの労働時間であること、具体的に言うならば、週四十時間労働、休日二日制であります。第三は、労働条件、社会保障が整備されていることでなければならないと思うのであります。二重格差の核心である不完全就業を解消し、近代的雇用の確立をいかにして推進せんとするのか。総理の所信をお伺いしたいと存じます。

さらに、貧困は、老齢、疾病、失業等に原因することは明らかであります。この失業という事態は、個人の責任ではなくして、ほとんどが国の経済政策に起因するものであります。しかるに、政府の雇用、失業政策は、この基本的な認識に欠けるため、失業者に対して、社会保障的な立場からの生活保障の政策が、何ら示されていないのであります。この際、政府は、西ドイツ等に見られる失業扶助手当制度を設け、公的扶助として失業者の生活を保障する考えはないか。また、特に中高年令層の失業者の滞留化を打開し、さらに当面緊急を要する生活の安定をはかるために、この失業扶助手当制度の実現まで、二カ年分に達する積立金があるのでありますから、とりあえず失業保険給付期間の延長及び給付金増額

の特例措置をはかるべきだと思うのでありますが、総理並びに厚生、労働両大臣の見解をお伺いいたします。

次に、改正案の主要な問題について所管大臣にお尋ねいたします。

その第一は、失業保険の強制適用範囲を労働者規模五人未満の零細企業に拡大する措置をなぜとろうとしないのか、ということであります。この拡大適用措置をとるべきことは、第三十四回国会において本院社会労働委員会の附帯決議において、また、雇用審議会の答申においても、強く要望されているところであります。さらに、本改正案諮問に対する社会保障制度審議会の答申においても、適用拡大を強調されていることは御承知のとおりであります。昭和三十五年の労働省の調査によれば、五人未満の事業所は約七十四万、その労働者数は百五十八万人の多きに上っておりますが、そのうち、失業保険加入事業所は、最近においても約八万、労働者数は十五万人にすぎないのであります。つまり、任意包括適用、特定賃金月額の決定、失業保険事務組合制度の採用などの現行制度をもってしては、ようやく一割を加入せしめ得たというだけにとどまるのであります。これら零細事業所の労働者こそ、二重構造の底辺にあって、劣悪なる労働条件と、不安定な身分のまま、常に失業と貧困の不安にかられているのであります。したがいまして、もし零細事業所における失業発生率が高く、保険経済に赤字をもたらすことを懸念しているとするならば、それこそ失業保険制度の本旨を忘れた営利保険的考え方と言わざるを得ないのであります。赤字が生ずるならば、国庫負担を増大し、これら労働者の雇用の安定をはかり、ひいては零細企業の経営の安定に資することは、保険者としての政府の当然の責務であると思うのであります。また、これに関連して健康保険法を改正し、同様、強制適用拡大をはかるべきと考えるのでありますが、適用拡大を見送った理由と、いつやろうとするのか、労働、厚生両大臣の明確な御答弁をいただきたいと存じます。

第二点は、失業保険全日額について最低保障額を設定する考えはないかということであります。今回の改正案によれば、最低額は百八十円となっておりますが、これでは月収わずかに五千四百円、標準家族数としての扶養加算千五百円を加えたといたしましても、六千九百円にすぎないのであります。今この額を労働行政の他の諸給付と比較をするならば、たとえば三十八年度の失対賃金は一万七十六円であり、就職指導手当は九千百五十円、職業訓練手当は一万二千五百五十円でありまして、不当に低い額であることは明らかであります。さらに、労働科学研究所の調査によれば、人間一人やっと生きていくためのいわゆる最低生存費は七千円といわれ、最低生活費は一万二千円となっております。最低生活どころか、生存さえも許されない額であるのであります。失業保険法第一条には、「この法律の目的は、失業した場合に、失業保険金を支給して、その生活の安定をはかることにある」と明示をいたしております。労働基準法第一条が、「賃金は、労働者の生活を安定せしむるものでなければならない」ことを宣言しているのと同様の意味において、失業保険金も、また失業時の生活を安定せしめるものでなければならないことを本法は定めているのであります。しかも、失業保険法にありましては、国が保険者たる立場に立って具体的な保険金額を定めているのでありますから、その金額を決定する自由が国にあると同時に、その保険金によって失業者の生活を安定せしめる義務もまた国にある、と言わなければならないのであります。保険の観念を脱却して、一歩でも保障の領域に踏み入るために、最低保障額を設定して、法第一条を空文化から救うことこそ、今まさに政府がなすべき急務ではないかと思うのであります。政府にその意思ありやいなや。労働大臣にお伺いいたします。

第三にお伺いしたいことは、失業保険事業の事務執行費の負担についての見解であります。改正法案第二十八条第四項は、国庫は、「毎年度予算の範囲内において、失業保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。」と定めております。これは事務の執行に要する経費は一般会計で負担をするということでありますが、三十八年度の失業保険特別会計の歳出予算によれば、人件費等の業務取り扱い費が約三十八億円、職業安定所等の新設費が約六億円でありますが、これらの経費に充てるための一般会計からの特別会計への繰り入れは幾らかといいますと、わずかに四千百万円にすぎないのであります。これは特別会計の内部において生ずる雑収入その他の財源収入を事務執行費に充てているために、当然行なわれるべき一般会計の負担が九牛の一毛にとどまっていることを、如実に物語っているのであります。これらの財源収入は、本来、当然、保険給付に充当されてしかるべき性質のものでありますが、これを事務費に充てているということは、法の不当な運用と言わざるを得ないのであります。さらに、三十八年度の保険給付に要する経費は約七百八十億円となっており、一方、保険料収入は約七百六十億円であります。このことは、給付額と収入額がほぼ見合っているということでありまして、保険給付に対するものとして繰り入れられる国庫負担の分は、ほとんど保険給付には使われていないということであります。したがって、事務執行費を法の規定どおり国庫で負担すれば、給付内容は相当な改善が可能となるはずであります。このような事態を生ぜしめているところの法の運用が、はたして正しいと言えましょうか。法の適正な運用を常に説いておられる総理の見解をお伺いするとともに、一刻も早く正常な運用を期すべきと思いますが、大蔵、労働両大臣の見解をあわせてお尋ねいたします。

第四点は、傷病期間中における保険給付についてであります。今回の改正案は、若干の前進をみておりますが、

療養費が考慮されていないことは、依然として問題を残しております。失業保険金の相当部分が、国民健康保険税及び医療費の本人負担分に支出され、生活費が窮迫をしている失業者世帯が少なくないのでありまして、この際、国民健康保険税を免除するか、医療費の本人負担分の軽減措置をとるべきと思うのでありますが、厚生大臣にお伺いをいたします。

最後に、私は、現在国民が抱いているところの失業への不安を解消し、政府への不信感を払拭するためにも、糊塗的施策ではなくして、抜本的な雇用、失業政策を樹立されんことを強く要求をいたしまして、私の質問を終わるものであります。（拍手）

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣（池田勇人君）　御質問の完全雇用の問題は、われわれが念願いたしまする福祉国家建設の基礎要件でございます。したがいまして、私は、完全雇用の実現を期するために、経済の拡大と成長を計画いたしました。そうして、生産性の向上に伴う労働者の賃金の上昇、生活水準の向上、そして二重構造の解消に努力しておるのであります。国民の御努力によりまして、だんだん労働問題もよくなりつつあることは、御同慶にたえないところであります。ただ、問題は、従来の年功序列制度が最近の経済の近代化に沿わない点がございます。したがいまして、施政演説でも申しておりますごとく、わが国年来の年功序列制度をいかに改善すべきかということが、今後の大きい問題として今検討を加えておるのであります。

次に、失業扶助とか失業手当、こういう問題につきましては、炭鉱離職者のような特殊のものにつきましては考えておりますが、一般的の失業扶助、失業手当は、私はただいまのところ必要ない、失業保険でまかない得ると考えておるのであります。

その他の点につきましては関係大臣よりお答えいたさせます。（拍手）

〔国務大臣大橋武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（大橋武夫君）　五人未満の事業所に雇用されるすべての労働者に対して、失業保険の適用をすべしという御議論につきましては、昨年八月になされました社会保障制度審議会の答申及び勧告におきましても、つとにその必要性が強調されておるところでありますが、現段階におきまして一挙にこれを強制適用といたしますことは、同答申にもありますように、これらの事業所の数が著しく多く、かつ労働者の移動が激しいこと、社会保険についての労使の関心が十分に熟していないこと等の理由からして、相当の困難がございまするので、当面は主として失業保険事務組合制度を活用し、これをさらに強力に推進することによりまして、実質的な適用の拡大をはかりますとともに、将来強制適用を行ない得るよう、すみやかにその基盤を醸成するように努めたいと思うのであります。

次に、失業保険金の最低保障額についての点でございまするが、昨年八月、社会保障制度審議会が行なった社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申及び社会保障制度の推進に関する勧告においても、生活保護基準と同程度以上の最低保障額を設ける必要があるといたしておるのであります。政府といたしましては、この趣旨を尊重し、現在提出中の改正法施行の際、失業保険金の最低日額を現行の百二十円から百八十円に引き上げることとしておるのであります。なお、この改定は、生活保護基準の改定方法に準じ、賃金の実情に即して、告示の改正により行なうことが、制度の円滑な運営上、最も適当であると考えておるのでございます。

次に、失業中の疾病に関する問題でございますが、これにつきましては、従来、失業保険法の改正におきましてもこの点に着眼し、次々と施策を行ないつつあるのでございますが、今後の問題としてなお努力を続けて参りたいと思っております。

それから失業保険事業の事務費の国庫負担の問題でございますが、現行失業保険法及び失業保険特別会計法におきましては、事務費はすべて一般会計において負担しなければならぬという規定はございません。事務費の一部を国庫が負担している現状におきましては、法律上の問題といたしましては、特に問題はないと思うのであります。また一般会計、失業保険特別会計の現状から見て、運用上においても特に支障ありとは考えておらない次第でございます。（拍手）

〔国務大臣西村英一君登壇、拍手〕

○国務大臣（西村英一君）　失業者に対する生活保障の問題につきましては、総理からもお答え申し上げましたが、まずやはり第一義的には失業保険等の保険制度によってやるのが適当ではあるまいかと思われまするが、それによっても最低生活ができないというものに対しましては、公的扶助といたしまして、生活保護法等の制度もあるのでございます。

第二には、健康保険法を改正して、この強制適用の範囲を拡大したらどうか、また五人未満の事業所に対しましても、もう少し拡大すべきだというお話でございましたが、今、労働大臣からもお話しいたしましたが、健康保険法におきまして、この強制適用以外の業種につきましても、この企業がやはりよくなり、あるいは雇用関係も明確になり、健保の適用に対しまして条件がそろってくれば、なるべくこれを拡大をいたしたいと、かように考えているのでございます。従事員五人未満の事業所におきましても、現在強制適用とはいたしておりませんが、これは非常に従事員の移動もはなはだしいし、また不安定でございまするが、行政処置といたしまして、ただいまも五人未満の事業所につきまして、相当の数、健康保険を適用いたしているのでございます。さらに三十八年度におきましては、被保険者にいたしまして、家族を含めまして約四十万人くらいこれは適用いたしたいと思って、準備をいたしております。参考のために申し上げますと、五人未満の事業所で、昭和三十六年十月一日現在の健康保険適用の

従事員は、約四万六千事業所、従事員にいたしまして十三万五千人くらいな方が、この適用を受けている次第でございまするが、今後もこれをなるべく拡大をしていきたいと、かように思っております。

それから失業中の疾病でございまするが、これは今回も健康保険の改正をいたしまして、任意継続の制度を、従来は六カ月でございましたのを、一年に延長するように、ただいま国会で御審議を願っているのでございます。しかし、失業者に対しましては、まことに医療問題で非常に気の毒な点がありますので、今後は十分失業中の医療につきましては研究をいたして参りたい、かように思っている次第でございます。（拍手）

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣（田中角榮君）　私に対する質問は二つでありまして、その一つは、失業保険事業の事務執行費の国庫負担について、全額負担をしていないことは、法の適正な運用とは言えないではないかということでございますが、本件については、労働大臣からお答えをいたしました。つけ加えて申し上げますと、国庫は、毎年度予算の範囲内において、失業保険事業の事務の執行に要する経費を負担するということでございまして、現在では、一般会計からと、失業保険特別会計の収入の二者でまかなっているのでございまして、できるだけ一般会計の負担が多いに越したことはないのでありますが、特別会計の財源が比較的余裕がある場合には、事務費に対する国庫負担率は少ないわけでありまするが、積立金の減少等によりまして、特別会計の財源が不足をするというような場合、当然国庫負担を増額をすべきものという基本的な態度をとっているわけでございます。

第二点は、事務費を全額国庫負担にして、給付内容の改善をはかるべきであるということでございますが、給付内容の改善につきましては、先ほどから関係大臣から申し述べておりますとおり、政府は鋭意努力をいたして参っているわけでございます。事務費の一般会計負担の拡大につきましても、財政の許す範囲内において善処して参りたいと考えるわけであります。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長（重宗雄三君）　日程第三、公職選挙法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）、

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、発議者からその趣旨説明を求めます。辻武寿君。

〔辻武寿君登壇、拍手〕

○辻武寿君　ただいま議題となりました公職選挙法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と大要を御説明申し上げます。

申すまでもなく、わが国民主政治の発展に呼応して、今日ほど参政権の中に占める選挙の比重が重い時代はありません。すなわち、新しい時代と鋭い政治感覚に目ざめた国民大衆の真摯な欲求として、選挙制度全般にわたっての再検討が叫ばれているのが現状なのであります。そして昨年、議員定数、選挙区制の問題に先だち、第一次選挙制度審議会の答申を得て、その一部改正を見たのでありますが、依然として言論や文書による自由な選挙活動については未解決の問題が山積いたしております。この国民大衆に許された選挙運動の問題につきましては、現行法では今なお多くの制約が設けられている上、条文は難解をきわめ、その結果として自由にして明朗な選挙活動を抑制するのみならず、国民に数々の疑惑と恐怖さえ与えているのが偽らざる実情であります。私どもが第二次選挙制度審議会の答申を待たずして、この改正法案を提出いたしましたのは、この際、これらの悪弊を取り除くのみならず、大衆に自由にして積極的な選挙活動を奨励し、明るく清らかな真の公明選挙を行なわしめることが急務であると考えるためであります。私どもはこのような選挙制度実現の趨勢にかんがみ、この改正法案を提出した次第であります。

その第一は戸別訪問禁止の撤廃であります。

現行戸別訪問の規定は、言論活動の自由を著しく圧迫し、選挙民は選挙に対して恐怖感を抱く者さえあります。民主政治の選挙は公明でなければなりません。戸別訪問が直ちに買収と結び付くという考えは早計であります。このことは、英米等の例を見ても明らかであり、戸別訪問の禁止により選挙の腐敗が浄化されるとはいえないのであります。したがって、戸別訪問禁止の条項は削除することにいたしました。

第二は、連呼行為の一部復活についてであります。

衆参両院議員、都道府県知事及び指定都市の長の選挙区域は広範囲の上、候補者の数も一応限られる点から、弊害が伴わないものとして、これが行なえるように改めるのが至当と考えられますので、そのように改めました。

第三は、文書、図画の頒布制限の緩和であります。

つまり言論の自由の建前から選挙運動のために使用する自筆の信書は、これを認めようとするものであります。文書、図画、看板等についても移動することが自由に行なえるようにいたしたのであります。

第四は、個人演説会場の回数制限の撤廃についてであります。

すなわち、衆参両議院議員及び都道府県知事、指定都市の長の候補者の演説も回数に制限なく行なえるようにいたしました。

最後に選挙に関する寄付行為及び政治資金の制限についてであります。

選挙の公正を期し、かつ選挙は個人の自由であるという理由から、政党及び政治団体を除いたほかは、寄付行為は一切、個人にとどめることといたしました。

以上が本法律案の大要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに

御可決賜わらんことをお願い申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。小林武治君。

〔小林武治君登壇、拍手〕

○小林武治君　私は、ただいま議題となりました選挙法の一部改正案につき、主要な点につきお伺いするとともに、この際、選挙制度上の若干の問題につきまして、提案者並びに政府当局の所見を承りたいと存じます。

お話のように、選挙は民主政治の基盤であり、これを公正にし、明朗にし、ひいて政治を粛正するということは、国民のひとしく要望するところでありまして、この要望にできるだけ沿わんとせられる提案者の意図はこれを了とするものであります。

以下、質問は、まず御提案の選挙法改正についてでありますが、第一点は、選挙運動に関する戸別訪問、署名運動等を自由にする、こういうことでありますが、戸別訪問による選挙運動の禁止は、選挙の公明と適正を確保する上から好ましくないとしまして、大正十四年のいわゆる普通選挙法の施行以来、違法行為の典型的なものとされておるのであります。本来、戸別訪問それ自体は、行為の性質から見て、決して違法性を有するものではないのでありますが、選挙人の居宅その他、一般公衆の目の届かない場所で、個々に選挙人と直接投票の依頼を行なうことは、往々にして、買収、利害誘導、意志強制等、選挙の自由公正を阻害する温床となりがちであるのでありまして、したがって、日本の現状でこれを無制限とすることは、選挙人にとっても非常に迷惑であるばかりでなく、いわゆる人海戦術を助長し、いよいよ金のかかる選挙となることも懸念せられるのでありますが、これらの弊を除去する適当なる方策がおありか。すなわち、もしこれを許すとしても、候補者本人に限定する等、いろいろの方法等もあろうと思われるのでありますが、お考えを承りたいのであります。

第二点は、選挙運動のためにする文書図画の頒布についての規制のワクを広げて、自筆の信書等も認めんとすることであります。運動のための文書図画の制限は、選挙運動の費用の軽減及び選挙の公正保持のため設けられたものと思うのでありますが、このワクを取り払ってしまって、第三者が無制限に自筆の信書を発したり、または回覧板、プラカード等を持ち歩くというようなことにしましては、かえって選挙運動を混乱せしめ、また、経費を増大せしめる等、その弊害が多いものと思うのでありますが、所見を伺います。

第三点は、連呼の問題でありますが、これは先年、世論の批判を受けまして禁止されたものでありますが、私としては、参議院議員選挙の特質としまして、お話のように、地域が広く、かつ候補者も少数のため、これを復活いたしましても、さして世間に喧騒による御迷惑をかけるものとは思われないのでありまして、一昨年、本院において可決されました特例法におきましても、これが復活を認めたいきさつもあります。これに賛成であるのでありますが、ただ衆議院の選挙につきましては、参議院選挙と趣を異にするものがありますので、連呼の復活は、参議院とか知事選挙だけに限定されてはどうかと思うのでありますが、この点いかがでございましょうか。

なお、第四点としまして、特にお伺いしたいのは、テレビ放送を選挙運動として取り入れることであります。従来テレビ放送は、その普及が十分でないとか、あるいは経費が膨大にかかる、こういうようなことからちゅうちょされておったのでありますが、もはやその時期が来たものと思われるのでありまして、これを選挙の公営の中に取り入れるということにつきまして、政府当局や提案者の御所見を伺いたいのであります。

第五に、本案に規定されていないのでありますが、後援会の活動についてであります。選挙運動につきましては、運動期間の定めがあるのでありますが、昨今は、これは全く運動期間の定めにおかまいなく、市会議員等に至るまで、堂々と事務所を開設いたしまして、いわゆる百日選挙を行なっておるありさまで、その経費も膨大に上ろうし、弊害は目に余るものがあるように存ずるのであります。したがいまして、これを何らか規制することが急務と思われるのでありますが、自治大臣あるいは御提案者の御意見はいかがであろうか、お伺いします。

次に、本改正案に関連いたしまして、選挙制度上のことにつきまして二、三お伺いをいたします。

まず第一は、選挙制度審議会との関係でございまするが、ただいまもお話がありましたが、選挙制度の改正につきましては、目下選挙制度審議会におきまして検討中でありまするが、その答申を待たないで重要な改正をはかるということは、審議会との関係上もいかがかと思われるのでありまするが、この点、提案者並びに政府当局の御意見を承りたいと存じます。

次に、参議院の全国区制の問題でありまするが、これにつきましては、世上いろいろの批判があり、当初これを設けた趣旨は、その後の選挙の実施に従いまして、漸次失なわれつつあります。何らかの改善を行なうべしとの論が行なわれておるのであります。私どもも種々これには検討を加えておるのでありまするが、これをあるいはブロック制にしたらどうかと、こういうふうな説もあるのでありまするが、これは参議院議員選挙の本質的の問題であるのでありまして、提案者はこの点いかがにお考えか、お伺いしたいのでございます。

なお、第三としまして、公職選挙法のあり方の問題であります。現行選挙法は、参議院と衆議院と地方選挙を一括して一つの法律におさめられているのでありますが、元来、地方議員と国会議員とは本質的に異なるものでありまするし、また衆議院選挙と参議院選

挙ともいろいろ異なる点がありまして、これを一括規定しておるということは、そうでなくてもきわめて複雑な選挙法を、一そう複雑難解なものにしておるのでありまするから、むしろこれを三つの選挙法に分割して平易簡明にすることがよいではないかとの議論があるのでありますが、この点、提案者また政府当局の御意見を承りたいのであります。

もう一つ、最後に参議院の政党化の問題でありまするが、参議院はもともと第二院としての機能を持つべきだと、こういうことが言われておるのでありますが、最近のような形の政党化は、自然、衆議院の延長になり、その自主性、独立性も失なわれはせぬか、こういうふうな心配もされておるのでありますが、これもあるいは現行選挙制度そのものから生ずる当然の結果とは思われるのでありまするが、この点につきまして提案者はいかがお考えか、こういうことを伺いたいのでございます。

以上をもって私の質問を終わります。（拍手）

〔辻武寿君登壇、拍手〕

○辻武寿君　小林先生の御質問にお答えいたします。

まず第一は、戸別訪問を無制限に認めることの可否でございますが、公職選挙法の精神は、自由にして公正明朗な選挙が行なわれることであると思います。しかるに、現行の選挙法は、きわめて言論の自由を束縛しております。選挙民はうっかり口がきけない。何か言ったら違反じゃないか。一銭も使わないで真心込めて候補者のために頼んだそのことが、戸別訪問だ、こうなって、乳飲み子を抱えた奥さん、そういう婦人までも、十日も二週間も拘置所に入れられて取り調べを受ける、こういうようなことが非常にたくさんあるのであります。戸別訪問をやるということは、候補者の人格や政策が直接選挙民と結びつくために、国民の政治意識が非常に向上するという利点があると私は思うのです。欧米諸国の例を見ましても、アメリカ、英国、ドイツ、こういうように文化国家といわれる国々は、戸別訪問は禁止しておりません。日本も、これらの先進国に見習うべきであると思うのであります。選挙で厳重に取り締まるべきは、買収であり、供応であります。戸別訪問のときは、これを全面的に解除して、明るく伸び伸びと、国民のお祭りとしてこれを行うべきじゃないかと思うのであります。楽しい選挙をやらせることが私は大事であり、国民の権利を伸び伸びと使用させることがほんとうの民主主義であると思うのであります。戸別訪問をやれば、確かに先生が言われましたように多少の弊害は出てくる、こういうことも私は承知しておりますが、この現在行なわれる弊害よりも、戸別訪問を禁止するために起こる大弊害のほうがもっと大事であります。これを削除するほうが価値的に見て大事ではないかと思って申し上げたわけであります。何度も選挙を繰り返すうちには、必ず国民の政治意識も向上して、欧米以上のレベルになって、戸別訪問なんかほっておいても、買収なんか行なわれない、そういう時代に必ずなり得ると私は確信するものであります。

第二番目は、文書、図画、信書の発送、プラカード等が無制限になることは、繁雑で、国民が迷惑しやしないか、こういう質問でありますが、先ほども申し上げましたように、選挙においては、言論や表現の自由というものは、これはできるだけゆるやかにすることが、憲法の精神に沿うものであると思います。自分で書いた手紙も出してならないというようなことは、かえって私はおかしいと思うのであります。プラカード等も自由にして、先ほども申し上げましたように、お祭り気分の楽しい選挙をやらせる。これは少々弊害があっても、あまり非常識なことをすれば、かえって国民の反感を買って、マイナスになってくるようになる、そういうことを確信して、自由にしたほうがよろしい、こう申し上げたわけであります。

第三は、連呼の規制であります。参議院と知事選だけを許して、衆議院や市長選はそのまま連呼を禁止したほうがよいのではないかという御意見のようでありましたが、衆議院でも、全県一区のところもございます——奈良県や福井県、山梨などのように、そういう広範囲における衆議院の選挙、また市長の選挙においても、大阪のような衆議院以上の広い地域で行なわれる市長選挙もありますので、これは広地域で、限られた少ない候補者でございますから、連呼が許されてしかるべきかと私は思います。

第四番目は、テレビ放送を選挙公営の中に取り入れることの可否でございますが、小林先生の御質問の趣旨には、私は全面的に賛成でございます。ただ、テレビの電波技術の面におきまして、他の地域とダブったりいたします。そういう難点があるように聞き及んでおりましたので、今回は見送った次第でございます。

第五には、後援会が行なう過度の活動をどう思うかというような御質問でございましたが、これはもちろん厳重に取り締まるべきであります。純粋な意味において後援会を作り、この人はほんとうに国民の代表として押し出してあげようという純粋な運動であれば、これはもちろん差しつかえないわけでありますが、百円会費で、千円、二千円のごちそうをしたり、温泉に連れて行ったりするような、そういう買収供応とつながるような悪弊も多分にございますので、私は、これら後援会等の過度の活動に対しては、規制を設けて、徹底的に取り締まるべきだと思います。

六番目は、本改正案と選挙制度審議会の答申との関係でございますが、御承知のように、三十六年の十二月第一次答申が行なわれました。これに基づいて、昨年の参議院選挙直前に選挙法の一部改正が実施されたわけであります。しかしながら、この改正では、答申に必ずしも全面的に沿ったものではなかったので、国民から骨抜き法案と

いうようなきびしい声もありました。目下第二次答申案が検討されておりますが、私どもは、地方選挙を控えて、緊急を要する数点について、本日一部改正案を提案いたしました。本法案は、選挙制度審議会の精神にも全面的に沿っているものと私は確信する次第であります。

七番目は、全国区制についての御質問でございますが、衆議院や参議院地方区選出議員の限られた狭い地域から選出されるのに対して、広く全国的に知識人や職能代表が選ばれることは必要だと思います。ブロック制についても、貴重な御意見として検討する必要が十分にあると思います。現在の全国区については、いろいろな異論もございますが、私は現行のままでよいと思うものであります。

第八番目は、選挙法を三つの選挙法に分割したらどうか、衆議院と参議院、地方選挙の三つに分割して作ったらどうかという御意見でありますが、私もこの案には全面的に賛成でございまして、ぜひ将来は検討しなければならない問題だと思います。

最後に、政党化の問題でございますが、現在のように、衆議院の影響を参議院が受けて、さながら衆議院の延長のような参議院であるならば、政党化は排除すべきであると思います。ただし、参議院の自主性の上に立ってこの運営が行なわれるならば、必ずしも政党化を排除すべきでなくて、政党もよろしいのであると私は思うのであります。

以上、御質問にお答えいたしました。（拍手）

〔国務大臣篠田弘作君登壇、拍手〕

○国務大臣（篠田弘作君）　お答えします。

第一番は、連呼の問題であります。この連呼の問題は、従来しばしば議論になったところであり、また、ある時代にはこれを許され、また、あるときにはこれを禁止されておるという、そういう経過をたどってきておるのであります。しかしながら、現在の法規においては禁止されておるのであります。今、選挙制度審議会において、全面的な選挙制度の問題について検討中でございます。この問題も加えまして、その審議を待って善処をしたい、こういうふうに考えております。

次は、テレビの使用でございます。今日のようなテレビが普及しておる時代に、国民的な行事である選挙にテレビを使用しないということは、いかにも時代おくれのような感じがいたします。できるならばこれを使用したいというふうに私たちも考えておりますが、先ほど辻議員からも言われましたように、衆議院のごとく、東京なら東京一区とか、あるいはまた茨城県一区だけで、立候補しておるというような場合に、関東全部にその映像が映るとか、あるいはまた非常に経費がかさむとか、いろいろな研究すべき問題があるわけであります。これは、技術的な面、財政的な面において、なかなかむずかしい問題があろうかと思いますが、これも選挙制度審議会に研究していただきまして、その答申を待ちたい、こう考えております。

次に、後援会の問題でありますが、後援会の問題については、選挙民がある特定の政治家を尊敬し、あるいはまた、その政策識見等を支持し、これを推薦するということは、決して民主主義の本義にもとるものではないと考えます。しかしながら、後援会の後援活動の名に隠れまして、あるいは事前運動をやったり、あるいは脱法行為をやったりするということは、公明選挙の建前からも、また選挙法の建前からも、これは許すことのできないことであろうと思います。そこで、昨年度におきまして、この後援会の活動にも、世論の批判を浴びまして、選挙制度審議会の答申に基づき、若干の改正を加えたわけであります。今後も、そういう必要があれば、選挙制度審議会に諮問をいたしまして改正を加えるにやぶさかではございませんが、結論といたしまして、結局、後援会そのものを運営する人の良識、あるいはまた順法精神というものに基因するのではないか、こういうふうに考えております。いずれ選挙制度審議会の答申に待ちたい、こう思います。

第四には、現在、選挙制度審議会がいろいろな選挙制度の根本問題について審議をしているときに、政府が新しくそれとは別の提案をする考えがあるかどうか、まあこういう問題であります。これは、今、私たちのほうといたしましては、選挙制度審議会の答申を待ってその改正に着手し、あるいはまた新しい改正案を提出するということが適当であると考えております。

衆、参、地方、三つの選挙法を作ったらどうかという第五番目の御質問に対しましては、私は、選挙法というものの建前から、地方の選挙には許されるが、衆議院、参議院の選挙には許されない、あるいは参議院の選挙には許されるけれども衆議院の選挙には許されない、そういう、選挙々々によって、一般国民の権利が、その選挙々々のたびごとに違った法律によって規制されるということは、いたずらに繁雑であるばかりでなく、かえって選挙民も迷うことであろう、こういうように私は考える次第であります。したがいまして、現在の選挙法をもっていたしましても、その運用よろしきを得るならば、選挙の内容というものはそれほど違うわけではございません。ただ、今言われましたような連呼とか、そういう問題については、多少違うところがあるかもしれませんが、公明選挙をやる、悪質違反をやめさせるという、根本的な選挙法の精神そのものには違いはありませんし、また、取り締まりの立場においても、啓蒙の立場においても、違いはないと思いますので、今のところ、私は三つの法律を持つという、そういう考え方は持っておりません。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十八年三月二十日

○第四十三回国会 参議院会議録第十四号（その二）

○議長（重宗雄三君）　日程第四、国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件、

日程第五、関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する締約国団の確認書の締結について承認を求めるの件、

（いずれも衆議院送付）

日程第六、日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件、

以上三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長岡崎真一君。

［審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載］

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月八日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長重宗雄三殿

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際労働機関憲章の改正に関する文書

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百六十二年六月六日にその第四十六回会期として会合し、

この会期の議事日程の第八議題である問題すなわち理事会の構成に関する国際労働機関憲章の規定中「四十」及び「二十」をそれぞれ「四十八」及び「二十四」に改め、かつ、十の主要産業国たる加盟国及び十四の選定される加盟国について規定することとなる第七条2の場合を除き、「十」を「十二」に改める提案を採択することに決定したので、

次の国際労働機関憲章の改正に関する文書（引用に際しては、千九百六十二年の国際労働機関憲章改正文書と称することができる。）を千九百六十二年六月二十二日に採択する。

第一条

現行の国際労働機関憲章の本文において、

(a)　第七条1及び2における「四十」及び「二十」をそれぞれ「四十八」及び「二十四」に改める。

(b)　第七条1における「十」を「十二」に改める。

(c)　第七条2における「十」であつて、総会における政府代表によつてこのために選定された加盟国が任命する者についていうものを「十四」に改める。

(d)　第七条4の規定中「使用者の代表者二人及び労働者の代表者二人は、ヨーロッパ以外の国に属する者でなければならない。」を削る。

第二条

国際労働機関憲章は、この改正文書が効力を生ずる日から、前条の規定に従つて改正されたものとして効力を有する。

第三条

国際労働事務局長は、この改正文書が効力を生じたときは、この改正文書の規定に従つて修正した国際労働機関憲章の原本二通を作成させ、その署名により正当に認証しなければならない。その一通は、国際労働事務局の記録に寄託し、他の一通は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため国際連合事務総長に送付するものとする。事務局長は、その認証謄本を国際労働機関の各加盟国に送付しなければならない。

第四条

この改正文書の二通は、総会議長及び国際労働事務局長の署名により認証されるものとする。その一通は、国際労働事務局の記録に寄託し、他の一通は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため国際連合事務総長に送付するものとする。事務局長は、この文書の認証謄本を国際労働機関の各加盟国に送付しなければならない。

第五条

1　この改正文書の正式の批准書又は受諾書は、国際労働事務局長に送付するものとする。事務局長は、その受領を国際労働機関の加盟国に通告しなければならない。

2　この改正文書は、国際労働機関憲章第三十六条の規定に従つて効力を生ずる。

3　国際労働事務局長は、この文書が効力を生じたときは、国際労働機関のすべての加盟国及び国際連合事務総長にその旨を通告しなければならない。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百六十二年六月二十八日に閉会を宣言されたその第四十六回会期において、正当に採択した国際労働機関憲章の改正に関する文書の真正な本文である。

この改正文書の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文である。

以上の証拠として、われわれは、千九百六十二年六月三十日に署名した。

総会議長
ジョン・リンチ

国際労働事務局長
デイヴィッド・A・モース

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する締約国団の確認書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月八日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長重宗雄三殿

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する締約国団の確認書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する締約国団の確認書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する締約国団の確認書

一般協定第三十条に定める手続に基づく訂正及び修正に関する議定書の批准が著しく遅延していること並びに千九百五十五年三月十日の一般協定第一部、第二十九条及び第三十条の規定を改正する議定書Dによつて第三十条の規定に追加されることとなつている新たな3（以下「第三十条3」という。）の規定がまだ効力を生じていないことを考慮し、

締約国団が、その第十五回総会において、訂正及び修正に関する議定書を作成する慣行を終止することの提案を承認し、並びに、第三十条3に規定する訂正及び修正ですでに訂正及び修正に関する議定書に含まれているものを、第三十条3の規定の効力発生前に、その規定の効力発生の時においてその規定に基づく確認書となる文書の中に収録することの提案を承認したことを考慮して、

締約国団は、

1　この決定に附属する一般協定の譲許表の改正が、全く形式的性質の訂正又は第二条6（千九百五十五年三月十日の前記の議定書Cに定める改正が効力を生じた後は第三条）、第十八条、第二十四条、第二十七条若しくは第二十八条の規定に基づいて執られた措置の結果として生じた修正を記録するものであること並びに第三十条3ただし書に規定する手続が、前記の譲許表の改正についてとられたことを確認する。

2　一般協定第二条中同協定の日付に言及する場合において、第六表（セイロンの譲許表）、第三十七表（トルコの譲許表）及び第三十八表（日本国の譲許表）に含まれるいずれの譲許に関しても、その日付を、当該譲許を最初に一般協定の譲許表に編入した文書の日付と読み替えて適用することに同意する。

3　さらに、千九百五十九年十一月十三日の調書によつて千九百五十八年十一月二十二日の関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言に附属した「日本国の譲許表」に代わり、かつ、この決定に附属する「日本国の譲許表」が、全く形式的性質の訂正に係るものであることを確認する。

4　この決定が、第三十条3の規定の効力発生の日に、第三十条3の規定に基づく同日付けの締約国団の確認書となるものであることを決定する。

5　締約国団の書記局長は、すみやかに、一般協定の各締約国及び一般協定に暫定的に加入し、又は一般協定の締約国団との間の関係に関する宣言に署名した各政府に対してこの決定の認証謄本を送付するものとする。書記局長は、また、すみやかに、これらの政府に対し、この決定が第三十条3の規定に基づく確認書となる日付を通告するものとする。

（附属書）

総合譲許表

第三十八表　日本国の譲許表

次の譲許表は、千九百五十五年六月七日の日本国の加入に関する議定書、千九百五十六年五月二十三日の譲許の追加に関する第六議定書及び千九百五十八年十二月三十一日の新第三表（ブラジルの譲許表）の作成のための交渉に関する議定書に基づいて一般協定に附属した日本国の譲許表に代わる。

第三十八表　日本国の譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部　最恵国関税率表

関税率表番号	品名	税率
〇三〇三のうち	甲殻類及び軟体動物（生きていないものにあつては、生鮮、冷凍、塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、甲殻類にあつては、単に水煮した殻付きのものを含む。） 一　えび ㈠のうち生鮮又は冷凍のもの	五％
〇四〇二のうち	ミルク及びクリーム（濃縮し、乾燥し、砂糖を加え、又はその他の貯蔵に適する加工をしたものに限る。）	

	一　濃縮乳及び練乳のうち	
	脱脂したもの（砂糖を加えてないものに限る。）	二五％
	脱脂してないもの	三〇％
	二　粉乳	
	(一)　脱脂粉乳のうち砂糖を加えてないもの	四五％
	注　小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは保育所の児童の給食の用に供するものについては、その関税を免除する。	
	日本国は、関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）の規定に基づいて昭和二十八年政令第百五十一号で定めている関税の免除の取扱いのための手続を変更する権利を留保する。ただし、実質的に譲許の効果をなくし、又はそこならうような変更は、行なわない。	
	(二)　その他のもの	
○四〇六	はちみつ	四〇％
○五一三	海綿	三〇％
○七〇五のうち	豆（割つたものを含むものとし、乾燥したものに限る。）	一〇％
	一　あずき	一〇％
	四　その他のもののうち医薬用のもの以外のもの	一〇％
○八〇二のうち	かんきつ類の果実（生鮮又は乾燥のものに限る。）	
	一　レモン及びライムのうち生鮮のもの	一〇％
○八〇三のうち	いちじく（生鮮又は乾燥のものに限る。）	
	二のうち干しいちじく（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものを除く。）	一〇％
○八〇四のうち	ぶどう（生鮮又は乾燥のものに限る。）	
	二のうち干しぶどう（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものを除く。）	一五％
○九〇一のうち	コーヒー（いつたもの及びカフェインを除いたものを含む。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒー代用物でコーヒーを含有するもの	五％
	一　コーヒー	
	(一)　コーヒー豆（いつてないものに限る。）	三〇％
○九〇四のうち	こしようその他こしよう属のペッパー、とうがらし及びオールスパイス	
	二　その他のもの	
	(一)　粉砕し、又は混合してないもの	
	ロ　その他のもののうちこしようの種	二〇％
	けい皮（シンナモンツリーの花及び果実を除く。）肉ずく、肉ずく花及び小ずくその他カルダモン類の種	無税
	二　その他のもの	
	(一)　粉砕し、又は混合してないもののうち	
	肉ずく	無税
○九〇六のうち	とうもろこし（飼料用のものに限る。）	無税
○九〇八のうち	注　税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。	
	そば、あわ、きび、ひえ、こうりやん、カナリーシードその他の穀物（他の号に掲げるものを除く。）	無税
○○七のうち	三　こうりやんその他のグレーンソルガムのうち飼料用のもの	無税
	注　税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。	
○○五のうち	穀粉	
	一　小麦粉のうちグルタミン酸モノナトリウム製造用のもの	一二・五％
	注　税関の監督下でグルタミン酸モノナトリウム製造用の原料として使用するものに限る。	
○一〇一のうち	大豆、落花生その他採油用に適する種及び果実（割つたものを含む。）	
	一　大豆	一三％
	四　ごま	無税
	五　綿実	無税
	六　カポックの種	無税
	七　サフラワーの種	五％
	八　亜麻の種	無税
	一〇　コプラ	無税
○一〇一のうち	繁殖用の種、果実及び胞子	
	二　てん菜の種	無税
	三のうちクローバーの種	無税
○一〇七のうち	植物及びその部分（主として香料用、医薬用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、砕き、ひき、又は粉にしたものを含む。）	
	四のうちコカ葉	無税
	七のうちデリス根	無税

一三〇一のうち	一一　その他のもののうちキューベ根	無税
	植物性の染色材料及びタンニン材料	
	二　没食子、五倍子、びんろう子、オーク樹皮その他のタンニン材料のうち	
一三〇二のうち	マングローブ樹皮、ディビディビ及びタラ	無税
	ラック、ガム、樹脂（ロジンを除く。）ガムレジン及びバルサム	
	四　生松やに	
	七　コーパル及びダンマル	無税
一三〇三のうち	樹液、植物性エキス、ペクチン、寒天その他植物性原料から滲出し、又は抽出した物品	無税
	九　飲料のもと	
	(一)　単味のもののうちアルコール及び砂糖を含有しないもの	二七・五％
	(二)　その他のもののうちアルコール及び砂糖を含有しないもの	二七・五％
一四〇一のうち	わら、いぐさ、あし、オージア、とう、竹、ラフィア、ライム樹皮その他これらに類する植物性組物材料（漂白し、又は着色したものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。）	無税
	一　とう	
	(一)　割り、又は引き抜いてないもの	無税
一四〇二のうち	カポック、イールグラスその他これらに類する植物性詰物材料（漂白し、染色し、又はカードしたもの及び片面又は両面に紙、織物その他の支持物を用いてラップ状にしたものを含む。）	無税
	一のうちカポック（片面又は両面に紙、織物その他の支持物を用いたものを除く。）	一キログラムにつき一五円
一五〇一のうち	豚脂及び家きん脂	無税
	一　豚脂	
	(一)　ラード	一キログラムにつき一五円
	(二)　その他のもの	五％
	イ　酸価が二をこえるもの	一キログラムにつき一五円
	ロ　その他のもの	四％
一五〇二のうち	牛脂、羊脂及びやぎ脂並びに牛、羊又はやぎのあぶら身	
	一　牛脂	

一五〇七のうち	植物性油脂	一〇％
	五　綿実油	
	注　輸出用の魚類又は貝類のかん詰の製造に使用される綿実油については、その関税を免除する。	
	日本国は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の規定に基づいて昭和二十九年政令第百五十五号で定めている関税の免除の取扱いのための手続を変更する権利を留保する。ただし、実質的に譲許の効果をなくし、又はそこなうような変更は、行なわない。	
	六　オリーブ油	無税
一五一三のうち	マーガリン、ショートニングその他の調製食用脂肪	
	二　その他のもののうちショートニング	一五％
一五一六のうち	植物性ろう（着色したものを含む。）	
	一　カルナバろう	一〇％
一七〇二のうち	人造はちみつ（はちみつを加えたものを含む。）並びに糖類、糖水及びカラメル（前号又は第一七〇五号に掲げるものを除く。）	
	一　ぶどう糖（砂糖を加えたものを除く。）のうち工業的に精製したもの	二五％
	七　その他のもの	
	(二)　その他のもののうちソルボース	二〇％
一七〇四	砂糖菓子（ココアを加えたものを除く。）	
	一　チューインガム	三五％
	二　その他のもの	三五％
一八〇六のうち	チョコレート菓子その他ココアを含有する調製食料品（他の号に掲げるものを除く。）	
	一　チョコレート菓子	三五％
	二　その他のもの	
一	(一)　砂糖を加えたもののうち	
	各成分の重量割合のうち砂糖の重量割合が最も大きいもの	三五％
	チューインガムその他の砂糖菓子	三五％
一九〇二のうち	穀粉、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品	
	一　砂糖を加えたもののうち	
	各成分の重量割合のうち砂糖の重量割合が最も大きいもの（育児食用のものを除く。）	三五％

二〇〇二のうち	調製した野菜（他の号に掲げるものを除く。） 二　その他のもの (イ)　トマトピューレー及びトマトペーストのうち気密容器入りのもの 注　保税工場において輸出用の魚類又は貝類のかん詰の製造に使用され、積みもどされたものは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の規定により輸入貨物とせず、これについては、関税を課さない。	二〇％
	(ロ)　その他のもののうち アスパラガス（かん詰、びん詰又はつぼ詰（気密のものに限る。）のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） グリーンピース及びトマト（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二〇％
二〇〇六のうち	調製した果実（砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。） 一　砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの (イ)　パイナップルのうち砂糖を加えたもの（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二五％
	(ロ)　その他のもののうち マラスキーノチェリー（砂糖を加えたもののうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） 桃及びなし（砂糖を加えたもののうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） さくらんぼ（砂糖を加えたもののうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、マラスキーノチェリーを除く。）	二七％ 二五％ 三〇％
二〇〇七のうち	二　その他のもの (イ)　その他のもののうちさくらんぼ（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） 果汁及び野菜ジュース（砂糖を加えたものを含むものとし、発酵したもの及びアルコールを加えたものを除く。）	二〇％
二一〇一のうち	一　果汁 (イ)　砂糖を加えたもののうち オレンジジュース（しよ糖（天然に含有するものを含む。）の重量が全重量の一〇％以下のものに限る。） その他のもの（しよ糖（天然に含有するものを含む。）の重量が全重量の一〇％以下のものに限る。）	三〇％ 二七％
	(ロ)　その他のもののうち オレンジジュース（しよ糖の重量が全重量の一〇％以下のものに限る。） その他のもの（しよ糖の重量が全重量の一〇％以下のものに限る。）	二五％ 二二・五％
	二　野菜ジュース (イ)　その他のもののうち気密容器入りのもの チコリーその他のコーヒー代用物（調製したもの及びコーヒー増量物を含むものとし、いつたものに限る。）及びそのエキス エキス（アルコール及び砂糖を含有しない飲料のもとに限る。）	一七％ 二七・五％
二一〇二のうち	コーヒー、茶又はマテのエキス及びエッセンス並びにこれらをもととした調製品 二　その他のもの (イ)　インスタントコーヒー及びインスタントティー インスタントコーヒー インスタントティー	二五％ 二七・五％
	(ロ)　その他のもののうち コーヒーエキス、コーヒーエッセンスその他これらに類するコーヒーを含有する調製品（アルコールを含有しないものに限る。） 飲料のもと（アルコール及びコーヒーを含有しないものに限る。）	三〇％ 二七・五％
二一〇四のうち	ソースその他の混合調味料 一　ソース (イ)　トマトケチャップ及びトマトソース (ロ)　マヨネーズ (ハ)　その他のもの フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	二〇％ 二五％ 二五％

	その他のもの	
二一〇五のうち	野菜スープ（固形又は粉状のものを含み、気密容器入りのものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。）	一八％
二一〇七のうち	調製食料品（他の号に掲げるものを除く。）	
	一　砂糖を加えたもののうち	
	各成分の重量割合のうち砂糖の重量割合が最も大きいもの	一七％
	二　その他のもの	
	(一)　アルコールを含有しない飲料のもと	
二二〇三	ビール	三五％
二二〇九のうち	アルコール（前号に掲げるものを除く。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製エキスでアルコールを含有するもの	
	一　アルコール及び蒸留酒	
	(一)　ウイスキーのうち	
	バーボンウイスキー	二七・五％
	ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、そのラベルが原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。	三五％
	ライウイスキー	
	ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、そのラベルが原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。	四〇％
	(三)　ジン	五〇％
	(四)　その他のもののうち	
	ラム	四五％
	その他の蒸留酒	五〇％
二三〇二のうち	ふすま	無税
二五〇七のうち	カオリン、ベントナイト、酸性白土その他の粘土、カイアナイト、アンダルーサイト及びシリマナイト（焼いたものを含むものとし、第六八〇七号に掲げるエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	
	一　酸性白土	
二五一二のうち	けいそう土その他のけい酸質の土（焼いたものを含み、見掛け比重が一以下のものに限るものとし、活性化したものを除く。）	無税
二五一三のうち	一　けいそう土	無税
	パミスストーン、エメリー、コランダムその他の研摩用天然鉱物材料	
	エメリーサンド及びコランダムサンド（粉状のものを含む。）	無税
二五一九のうち	マグネサイト（焼いたものを含むものとし、精製酸化マグネシウムを除く。）	
	一　マグネシヤクリンカー	無税
二五二〇のうち	石膏（無水のもの及び焼いたものを含む。）及びこれをもとしたプラスター（着色したものを含むものとし、歯科用に調製したものを除く。）	
	一　石膏	
	(一)　焼いてないもの	
二五三〇のうち	ほう酸塩（焼いたものを含み、天然のものに限るものとし、天然かん水から分離したものを除く。）及びほう酸（天然のものに限るものとし、乾燥状態における純度が重量比で八五％をこえるものを除く。）	無税
	二　ほう酸	
二五三二のうち	鉱物（他の号に掲げるものを除く。）及び陶磁製品の破片	七・五％
	一　鉱物	
	(二)　その他のもののうち硝石（硝酸カリウム）	無税
二六〇一のうち	金属鉱（精鉱を含むものとし、硫化鉄鉱にあつては、焼いたものに限る。）	
	二　銅鉱	無税
	三　ボーキサイト	無税
	六　モリブデン鉱	
	(一)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
	(二)　その他のもの	無税
	七　アンチモン鉱	無税
二七〇一のうち	石炭及びれん炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	
	一　石炭のうち	
	歴青炭（灰分の含有量が乾燥状態において全重量の八％以下のものに限る。）	無税
二七〇七のうち	高温コールタールの蒸留物その他これに類する物品	
	二　その他のもの	
	(一)　その他のもの	無税

	ハ　その他のもののうち	
	トルエン	五％
	キシレン	五％
二七一〇のうち	石油（原油を除く。）及び石油製品（石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇％以上の製品に限るものとし、他の号に掲げるものを除く。） 一　石油（第三八一四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五％に満たないものを含む。） ㈤　潤滑油（流動パラフィンを含む。） ロ　その他のもののうち潤滑油（切削油、絶縁油及び流動パラフィンを含むものとし、焼入油、作動油、防錆油その他これらに類するもので潤滑を主たる目的としないものを除く。） 二　石油製品（石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇％以上で、九五％以下のものに限る。） ㈠　グリース ㈡　その他のもの ロ　その他のもののうち液状の潤滑剤（切削油及び絶縁油を含むものとし、焼入油、作動油、防錆油その他これらに類するもので潤滑を主たる目的としないものを除く。） ペトロラタム ワセリン その他のもの	二二・五％ 一八％ 二二・五％ 一〇％ 二二・五％
二七一二		
二七一三のうち	パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、でい炭ろうその他の鉱物性ろう（着色したものを含む。） 一　パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックスその他のパラフィン系のろう ㈡　その他のもののうちパラフィンろう	二二・五％ 一五％
二七一四のうち	石油ピッチ、石油アスファルト、石油コークス及びペトロリウムガムその他の石油のかす並びに潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物 二　石油コークス	五％
二七一五のうち	アスファルト、油母頁岩、アスファルチックロック及びタールサンド（天然のものに限る。）	無税
	ギルソナイト	無税
二八〇三のうち	カーボンブラック	二〇％
二八一二のうち	酸化ほう素及びほう酸（第二五三〇号に掲げるものを除く。） 二　ほう酸	七・五％
二八二〇のうち	酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び溶融アルミナ 二　水酸化アルミニウム	一五％ 一五％
二八二五	酸化チタン	一〇％
二八三五のうち	硫化物（多硫化物を含む。） 二　その他のもののうち硫化亜鉛	一五％
二八三六のうち	亜二チオン酸塩（有機安定剤を加えたものを含む。）	無税
二八四六のうち	ほう酸塩及び過ほう酸塩 一　ほう酸ナトリウム	一五％
二八五四	過酸化水素	無税
二九〇一のうち	炭化水素 三　芳香族炭化水素 ㈡　トルエン ㈢　キシレン	一〇％ 五％
二九〇二のうち	炭化水素のハロゲン化物 一　クロロホルム	一〇％
二九〇四のうち	非環式アルコール並びにそのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物 一　飽和一価アルコール及びその誘導体 ㈡　プロピルアルコール 三　多価アルコール及びその誘導体 ㈠　エチレングリコール ㈡　プロピレングリコール ㈣　ソルビトール	一〇％ 一〇％ 一〇％ 一〇％
二九〇六のうち	フェノール及びフェノールアルコール 一　単核一価フェノール ㈠　石炭酸（その含有量が水分を除いた全重量の九〇％以上のものに限る。）	一〇％
二九〇七のうち	三　多価フェノールのうちゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物 一　クロルフェノール	一〇％ 二五％
二九〇八のうち	エーテル、アルコールエーテル、フェノールエーテル、アルコールフェノールエーテル、アルコールペルオキシド及びエーテルペルオキシド並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物	一〇％

	一のうちトリエチレングリコール	二〇％
二九一三のうち	ケトン及びキノン（アルコールケトン、アルデヒドケトン、アルコールキノン、フェノールケトン、アルデヒドキノンその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノンを含む。）並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物	
	一　ケトン官能化合物	
	(一)　アセトン	
二九一五のうち	多塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物	二〇％
	一　しゅう酸	
二九一六のうち	アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物	一五％
	二　フェノール酸及びその誘導体	
	(一)　サリチル酸	
	(二)　アセチルサリチル酸	
二九二一のうち	無機酸のエステル及びその塩（ハロゲン化水素酸エステルその他他の号に掲げるものを除く。）並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物	二〇％ 二〇％
	一　パラチオン	
二九二二のうち	アミン官能化合物	二〇％
	三　オルトートルイジン	
	四　N―フェニル―ベーターナフチルアミン、N・N′―ジフェニル―パラ―フェニレンジアミン、N・N′―ジ―ベーターナフチル―パラ―フェニレンジアミン及びN―フェニル―N′―シクロヘキシル―パラ―フェニレンジアミン	二五％
	五　その他のもののうちゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	二五％
二九二四のうち	第四アンモニウム塩及び水酸化第四アンモニウム（レシチンその他のホスホアミノリピンを含む。）	
	三　レシチン	二〇％
二九二五のうち	アミド官能化合物	
	四　ジエチルアミノアセト―二・六―キシリジド	一五％
二九二六のうち	イミド官能化合物及びイミン官能化合物	
	二　ジフェニルグアニジン及びアルドール―アルファ―ナフチルアミン	二五％
	五　その他のもののうちゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	二五％
二九二七のうち	ニトリル官能化合物	
	二　アセトニトリル	二〇％
二九三一のうち	有機硫黄化合物	
	二　メチオニン	二〇％
	三　ジエチルジチオカルバミン酸亜鉛、エチルフェニルジチオカルバミン酸亜鉛、テトラメチルチウラムモノスルフィド及びテトラメチルチウラムジスルフィド	二五％
	四　その他のもののうちゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	二五％
二九三五のうち	複素環式化合物（ヌクレイン酸を含む。）	
	一　フルフラール	二〇％
	四　二―アミノピリミジン	二〇％
	六　二―メルカプトベンゾチアゾール及びその亜鉛塩、ジ―二―ベンゾチアゾリルジスルフィド、N―シクロヘキシル―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド、N―オキシジエチレン―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド、二―メルカプトイミダゾリン、二―メルカプトベンゾイミダゾール並びに六―エトキシ―二・二・四―トリメチル―一・二―ジヒドロキノリン	二五％
	七　その他のもののうちゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	二五％
二九三八のうち	プロビタミン及びビタミン（合成のもの及び濃縮したものを含む。）	
	二　ビタミンA	一五％
	三　ビタミンB群	
	(一)　ビタミンB_1	一五％
	(二)　その他のもの	一五％
	四　ビタミンC	一五％
	五　ビタミンD	一五％
	六　その他のもの	一五％
二九三九のうち	ホルモン（合成のものを含む。）	
	三　副腎皮質ホルモン	
	(一)　コーチゾンアセテート	二〇％
	四　性ホルモン	
	(一)　テストステロン	二〇％

二九四三のうち	糖類（化学的に純粋のものに限るものとし、サッカロースを除く。） 一　ぶどう糖 四　ソルボース	二五％ 二〇％
二九四四	抗生物質 一　ペニシリン及びストレプトマイシン 二　その他のもの	一七・五％ 一七％
三〇〇三のうち	医薬品（動物用のものを含む。） 一　抗生物質製剤 ㈡　その他の製剤 二　ビタミン製剤	一七％ 一五％
三一〇二のうち	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） 二　硝酸ナトリウム ㈠のうち天然のもの	無税
三二〇四のうち	ログウッドエキスその他の植物性着色剤（天然あいを除く。）及びコチニールその他の動物性着色剤 一　植物性着色剤 ㈡　バターダイ	無税
三二〇五のうち	有機の合成染料（顔料色素を含む。）、合成ルミノホア及びけい光白色染料並びに天然あい 一二　顔料色素	二五％
三二〇六のうち	レーキ顔料 二　その他のもののうち人造プラスチック、ゴムその他これらに類する物品の練込み着色に使用するレーキ顔料調製品以外のもの	二五％
三二〇八のうち	窯業用の調製顔料、調製乳白剤その他の調製着色剤及びほうろう、うわぐすり、液状ラスターその他これらに類する物品並びにスリップ（うわぐすり用のものに限る。）及び粉状、粒状又はフレーク状のフリットその他のガラス 一　調製着色剤のうち セラミックカラー	一五％
三二〇九のうち	ワニス、ペイント、水性塗料その他の塗料、革の仕上げ用に適する調製水性顔料並びにあまに油、白燈油、テレビン油、ワニスその他のペイント用又はエナメル用の媒質に練り込んだ顔料、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料 一　塗料 ㈠　天然樹脂系ワニス ㈡のうち繊維素塗料（絶縁塗料を除く。）	二〇％ 二〇％
三二一二のうち	㈢のうち油性ペイント（船底ペイントを除く。） ㈣　合成樹脂を含む塗料（㈠から㈢までに掲げるものを除く。） イ　合成樹脂塗料 ロ　その他のもののうちラッカー（絶縁塗料を除く。） 二のうちパールエッセンス（そのまま塗装に使用するものを除く。）	一五％ 二二・五％ 二〇％ 一〇％
三二一三のうち	パテ及びシーリングペーストその他これに類するペースト状の充てん料 シーリングコンパウンド（ゴム製のものに限る。） 筆記用インキ、印刷用インキその他のインキ 一　印刷用インキ ㈡　アルカリブルートーナー	一五％ 一七・五％
三三〇一のうち	植物性精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。）及びレジノイド 一　植物性精油 ㈠のうちベルガモット油、シダー油、シトロネラ油、レモン油及びオレンジ油 ㈢　その他のもののうち スピアミント油 ペパーミント油	無税 一〇％ 一五％
三三〇四のうち	芳香性物質（人造のものを含む。）の二以上の混合物及び当該芳香性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、原料用のものに限る。） 二　その他のもののうち人造フレーバー（人造フレーバーエキスを含むものとし、アルコールを含有するものを除く。）	二五％
三三〇六のうち	香水その他の調製香料（トイレットビネガーを含む。）及び化粧品 二　おしろい 三のうちクリーム、口紅、紅その他油、脂又はろうの製品（香髪油、ポマード及びひげそり用製品を除く。） 四　歯みがき 五　その他のもの（ひげそり用製品、つめ化粧料、香及び線香を除く。）のうち液状又はペースト状のもの その他のもの	三〇％ 三〇％ 一五％ 三〇％ 三五％
三四〇一のうち	せっけん（薬用せっけんを含む。） 一　浴用せっけん（薬用のものを含む。）	

	(ニ) その他のもののうち芳香を付けたもの	二七％
三四〇三のうち	二　洗たくせっけん	二〇％
	潤滑剤（油又は脂のみの混合物及び油又は脂をもととした混合物に限るものとし、石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇％以上のものを除く。）	
	グリース	一八％
	その他の潤滑剤（切削油及び絶縁油を含むものとし、焼入油、作動油、防錆油その他これらに類するもので潤滑を主たる目的としないものを除く。）で石油の含有量が水分を除いた全重量の五〇％をこえるもの	
三四〇四のうち	人造ろう（水溶性のものを含む。）及び調製ろう（乳化しているもの及び溶剤を含有するものを除く。）	二二・五％
	つや出し用ワックス	
	ポリエチレングリコール	
三四〇五のうち	くつ墨、クレンザー、つや出し用ワックス、メタルポリッシュその他のみがき料（油、脂、ろう又は有機界面活性剤を用いたものに限るものとし、前号に掲げるものを除く。）	一五％
	一　つや出し用ワックスのうち油、脂又はろうを主成分とするもの	二〇％
	二　メタルポリッシュのうち鉱物性材料を主成分とするもの	二〇％
三五〇三のうち	ゼラチン（正方形又は長方形のものを含み、着色又は型押しその他の表面加工をしてあるかどうかを問わないものとし、ゼラチンポストカードを除く。）及びゼラチンタンネートその他のゼラチン誘導体並びにかわ、魚膠（こう）及びアイシングラス	一〇％
	一のうちゼラチン（写真用のものに限る。）	
三五〇六のうち	接着剤（他の号に掲げるものを除く。）	一〇％
	一　小売用に包装したもののうち	
	天然ゴムの溶液及びペースト	五％
三七〇一のうち	乾板、カットフィルム、フィルムパックその他の感光性のプレート及びシートフィルム（露光してないものに限る。）	
	一のうちエックス線フィルム	
三七〇二のうち	感光性の写真用ロールフィルム及び映画用フィルム（露光してないものに限る。）	二〇％
	一　写真用ロールフィルム	
	(イ) エックス線用のもの	
	二　映画用フィルム	
	(イ) 天然色用のもののうちフィルムの幅が三五ミリメートルのもの	三〇％
	(ロ) その他のもののうちエックス線用のもの	二〇％
	その他のもの（フィルムの幅が三五ミリメートル又は一六ミリメートルのものに限る。）	三〇％
三七〇三のうち	感光性の紙、板紙及び織物類（現像してないものに限る。）ロール状の写真感光紙（転写材及び現像剤を結合したもので、拡散転写方式のものに限る。）	一五％
三七〇四のうち	感光性のプレート及びフィルム（露光したもので、現像してないものに限る。）	
	一　映画用フィルム	
	(イ) ニュース用のもののうちフィルムの幅が三五ミリメートルのもの	一メートル又はその端数につき三〇円
	(ロ) その他のもの	
	ニのうちフィルムの幅が三五ミリメートルのもの	一メートル又はその端数につき三〇円
三七〇六のうち	映画用サウンドトラックフィルム（現像したものに限る。）	
	二　その他のもののうちフィルムの幅が三五ミリメートルのもの	一メートル又はその端数につき三〇円
三七〇七のうち	映画用フィルム（サウンドトラックを有するものを含むものとし、現像したものに限る。）	
	一　ニュース用のもののうちフィルムの幅が三五ミリメートルのもの	一メートル又はその端数につき三〇円
	二　その他のもの	
	(ニ) フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえ、四〇ミリメートル以下のもの	一メートル又はその端数につき三〇円
三八〇五のうち	トールオイル	
	二　精製のもの	
三八〇七のうち	テレビン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビン及びパイン油	一〇％

	一　テレビン油	一〇％
三八〇八のうち	二　パイン油	五％
	ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体（第三九〇五号に掲げるエステルガムを除く。）並びにロジンスピリット及びロジン油	
	一　ロジン	無税
三八一三のうち	ろう接用又は溶接用のフラックスその他の助剤、金属を含有する粉末及び金属を含有するペースト並びに金属の酸洗い剤及び溶接棒のしん又は被覆に使用する調製品	
	一　溶接用のフラックス	二〇％
三八一四のうち	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調製石油添加剤	
	一のうちテトラエチル鉛製剤	一〇％
三八一五	ゴム加硫促進剤	二五％
三八一九のうち	化学薬及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品（天然のもののみの混合物を含む。）並びに当該工業において生ずるかす（他の号に掲げるものを除く。）	
	一　液状アルキルアリール炭化水素の混合物	一五％
	二　液状ポリエチレングリコール	二〇％
	三　ナフテン酸	二〇％
	五　ゴム老化防止剤	二五％
	六のうち高温耐火セメント及び高温耐火ボンディングモルタル	一五％
	七　その他のもののうち高温耐火性建設材料	一五％
三九〇一のうち	フェノール樹脂（レゾールを含む。）、尿素樹脂、ポリエステル樹脂、ポリウレタンその他これらに類する重縮合物及び重付加物並びにシリコーン（変性したものを含む。）	
	三　くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）のうちフェノール樹脂以外のもの	三〇％
	四　その他のもの	
	(一)　ポリエステル樹脂のもの	三〇％
	(二)　シリコーンのもの	三〇％
	(四)　その他のもの	三〇％
三九〇二のうち	塩化ビニル樹脂、酢酸ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、アクリル樹脂、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン（液状のものを含む。）、クマロン樹脂その他これらに類する重合物及び共重合物	
	二　塊、粒、フレーク、粉その他これらに類する形状のもの（成型その他の加工のために他の物質を加えたものを含む。）	
	(一)　塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	二〇％
	(二)　ポリエチレンのもの	一キログラムにつき五二円
	(三)　ポリスチレンのもの	二〇％
	(四)　アクリル樹脂のもののうちメチルメタクリル樹脂のもの	二〇％
	三　くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	
	(一)　ポリエチレンのもの	三〇％
	(二)　アクリル樹脂のもの	三〇％
	(三)　その他のもの	三〇％
	四　その他のもの	
	(一)　塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	
	イ　塩化ビニル樹脂の組物材料（しんにとうを用いたものに限る。）	三〇％
	ロ　その他のもの	
	一次製品	二〇％
	その他のもの	二〇％
	(二)　ポリエチレンのもの	三〇％
	(三)　ポリスチレンのもの	三〇％
	(四)　アクリル樹脂のもの	三〇％
	(五)　ふつ素樹脂のもの	三〇％
	(六)　その他のもの	三〇％
三九〇三のうち	セルロースエステル、セルロースエーテルその他のセルロース誘導体（コロジオン及びセルロイドを含む。）、再生セルロース及びバルカナイズドファイバー	
	一　酢酸繊維素（成型その他の加工のために他の物質を加えたものを含むものとし、塊、粒、フレーク、粉その他これらに類する形状のものに限る。）	二七・五％
三九〇七のうち	第三九〇一号から前号までに掲げる物品の製品	
	一のうち第三九〇一号又は第三九〇二号に掲げる物品の製品（フェノール樹脂製品並びに機械附属品、テーブルリネン、食卓用その他の家庭用品及び装飾品、事務用品、衛生用品、水道用品、時計用のバンド、照明用品、ヘヤピン並びにカーテンを除く。）	三〇％
四〇〇一のうち	天然ゴム及びバラタ、ガタパーチャその他これらに類する物品（生のものに限るものとし、安定剤を加えたラテック	

	スを含む。）	
	一　天然ゴム	
	(一)　ラテックス	無税
	(二)　その他のもの	無税
四〇〇二のうち	二　その他のもののうちガタパーチャ合成ゴム（安定剤を加えたラテックスを含む。）及びファクチス	無税
	一　合成ゴム	
四〇〇六のうち	天然ゴム又は合成ゴムの棒、管、リング、円盤、形材、溶液、分散液その他の物品（天然ゴム又は合成ゴムを塗布し、又はしみ込ませた糸及び織物並びに絶縁テープその他紙、人造プラスチックその他の支持物に天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着用の物品を含み、加硫してないものに限るものとし、前五号に掲げるものを除く。）	無税
	一　天然ゴムの溶液及びペースト	五％
	二　その他のもののうちシーリングコンパウンド	一五％
四〇一〇のうち	コンベア用のエンドレスベルト	一五％
四〇一一のうち	ゴムのタイヤ、タイヤケース、インナーチューブ及びタイヤフラップ（車輪用のものに限る。）	一五％
	一のうち自動車用の空気タイヤ及び空気タイヤケース	二五％
四一〇一のうち	原皮（石灰又は酸で処理したものを含む。）	無税
	一　牛皮（水牛皮を除く。）	
四一〇二のうち	牛革及び馬革	
	一のうち染色し、又は着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	二〇％
四二〇一のうち	馬具、首輪、口輪、ひざ当てその他動物用の装着具及びこれらの附属品	三〇％
	フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	
四四〇三のうち	丸太（単に荒削りした丸太を含む。）	二〇％
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	無税
	三　その他のもののうち	無税
	チーク	
	リグナムバイタ	
四四〇四のうち	割材、そま角、弁甲材その他これらに類する素材（単に切り、ひき、又は割つたものに限る。）	二〇％
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	無税
	三　その他のもののうちチーク	

四四〇五のうち	板、ひき割り、ひき角その他これらに類する製材（厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。）	
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	二〇％
	四　その他のもののうちチーク	無税
四四一四のうち	薄板及び合板用単板（紙又は織物で補強したものを含むものとし、木のみの厚さが五ミリメートル以下のものに限る。）	
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもののうち	
	薄板（単に切り、ひき、又は割つたものに限るものとし、紙又は織物で補強したものを除く。）	二〇％
	二　その他のもののうち	
	チークの薄板（単に切り、ひき、又は割つたものに限るものとし、紙又は織物で補強したものを除く。）	無税
	合板用単板	
四四一五のうち	合板（寄せ木合板、象眼した板及びベニヤドパネルを除く。）	一五％
四六〇一のうち	さなだその他これに類する組物（これらを単にはぎ合わせて帯状にしたものを含む。）	二〇％
	二　その他のもの	
四六〇二のうち	(一)のうちフェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	三〇％
	畳表、むしろ、すだれその他これらに類する組細工物及びびん包装用のわらづと	
	二　その他のもの	
	(一)のうちフェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	三〇％
四七〇一のうち	繊維素パルプ	
	一　木材パルプ	
	(一)　化学パルプ	
	イ　サルファイトパルプ	五％
	ロ　クラフトパルプ	五％
四八〇一のうち	機械すきの紙及び板紙（セルロースウォッディングを含む。）	
	一　薄葉紙（一平方メートルの重量が三〇グラム以下のものに限る。）	一五％
	(二)　その他のもの	
	四　板紙（一平方メートルの重量が三〇〇グラムをこえるものに限る。）	一〇％
四八〇七のうち	紙及び板紙（塗布し、しみ込ませ、表面に着色し、若しく	

	は模様付けし、又は字若しくは絵を単に附随的に印刷したものに限る。）	
	六　カーボンペーパー	
四八一一のうち	グラスペーパー、壁紙及びリンクラスタ	一五％
	二　壁紙及びリンクラスタ	
四八一三のうち	カーボンペーパーその他の複写紙（謄写版原紙を含む。）及びトランスファーペーパー（箱入りのものを含むものとし、特定の形状に切つたものに限る。）	一〇％
	一　カーボンペーパー	
四八一六	紙製又は板紙製の袋、箱その他の包装容器	一五％
	一　紙袋	
	二　その他のもの	
四八一七	紙製又は板紙製の書類箱、格納箱その他これらに類する事務用の容器	一五％
四八二一のうち	紙、板紙又はセルロースウォッディングの製品及びパルプ製品（他の号に掲げるものを除く。）	一三％
	二　その他のもののうち紙又は板紙の製品及びパルプ製品	
四九〇一	書籍（仮とじのもの、パンフレット及びリーフレットを含むものとし、印刷したものに限る。）	一五％
四九〇二	新聞、雑誌その他の定期刊行物	無税
四九〇三のうち	幼児用の絵本	無税
四九一一のうち	写真及び印刷した書画その他の印刷物（他の号に掲げるものを除く。）	無税
	二　その他のもののうち広告用又は観光案内用の印刷した書籍（仮とじのもの、パンフレット及びリーフレットを含む。）及び定期刊行物	
五一〇一のうち	人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸を除く。）	無税
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもののうち合成繊維の糸（一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。）	
五一〇二のうち	人造繊維の単繊維及びカットガット並びに人造繊維の原料から製造したストリップ、管その他これらに類する形状の物品	二五％
	一　合成繊維のもの及び合成繊維の原料から製造したもののうち	
	合成繊維の単繊維（一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。）	
	合成繊維の原料から製造したストリップ、管その他これらに類する形状のもの	
五一〇三のうち	人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸に限る。）	三〇％
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもののうち	
	合成繊維の糸（一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。）	
五一〇四のうち	人造繊維の織物（長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一〇二号に掲げる単繊維又はストリップ、管その他これらに類する形状の物品の織物を含む。）	二五％
	一　合成繊維又はアセテート繊維（これらのものの原料から製造したストリップ、管その他これらに類する形状の物品を含む。）の重量が全重量の五〇％をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもののうち	
	合成繊維のみから成る織物並びに合成繊維及びアセテート繊維のみから成る織物（幅が一二七ミリメートルをこえるものに限るものとし、紋織物、もじり織物、タイヤコード織物その他これらに類するものを除く。）	
五三〇二のうち	獣毛（羊毛及びカードし、又はコームしたものを除く。）	二〇％
五五〇一のうち	一　アルパカの毛	無税
五六〇五のうち	繰綿	無税
	人造繊維の紡績糸（小売用の糸を除く。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもののうち	
	合成繊維の糸（合成繊維の重量が全重量の九〇％以上のもので、一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。）	
五六〇六のうち	人造繊維の紡績糸（小売用の糸に限る。）	二五％
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもののうち	
	合成繊維の糸（合成繊維の重量が全重量の九〇％以上のもので、一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。）	
五六〇七のうち	人造繊維の織物（紡績糸で織つたものに限る。）	二五％
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもののうち	
	合成繊維のみから成る織物並びに合成繊維及びア	

	セテート織維のみから成る織物（幅が一二七ミリメートルをこえるものに限るものとし、紋織物、もじり織物、タイヤコード織物その他これらに類するものを除く。）	
五七〇四のうち	植物性織物用繊維及びそのくず（トウ、反毛したもの及び糸くずを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。）	二〇％
	一　カポック繊維及びサイザル麻繊維	無税
五九一六のうち	コンベア用のエンドレスベルト	一五％
五九一七のうち	織物類その他織物用繊維の製品（機械用のものに限るものとし、他の号に掲げるものを除く。）	
	二　製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。）	一五％
六一〇一のうち	男子用の外とう、洋服、ジャンパーその他の外衣類	
	一　毛皮付きのもののうち	
	毛製又は毛に他の繊維を交えたドレス、スーツ及びオーバーコート	四〇％
	二　その他のもののうち	
	綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート（使用してないものに限る。）	二一％
	毛製又は毛に他の繊維を交えたドレス、スーツ及びオーバーコート（使用してないものに限る。）	二二・五％
六一〇二のうち	女子用又は乳幼児用の外とう、洋服、ブラウスその他の外衣類	
	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り、若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもののうち	
	毛製又は毛に他の繊維を交えたドレス、スーツ及びオーバーコート	四〇％
	二　ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもののうち	
	毛製又は毛に他の繊維を交えたドレス、スーツ及びオーバーコート（ししゆうしたものに限る。）	三〇％
	綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート（使用してないものに限るものとし、ししゆうしたものを除く。）	二一％
	毛製又は毛に他の繊維を交えたドレス、スーツ及びオーバーコート（使用してないものに限るものとし、ししゆうしたものを除く。）	二二・五％
	三　その他のもののうち	
	綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート（使用してないものに限る。）	二一％
	毛製又は毛に他の繊維を交えたドレス、スーツ及びオーバーコート（使用してないものに限る。）	二二・五％
六一一一のうち	肩パット、ポケット、スリーブプロテクター、よだれ掛け、ベルト、マフ、き章、肩章その他の衣類部分品及び衣類附属品（織物類の製品に限るものとし、他の号に掲げるものを除く。）	
	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り、若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもののうち	
	金（金の部分の価格が、全価格の八〇％に満たないものに限る。）、銀又は白金族の金属を用いたもの	五〇％
六四〇二のうち	はき物（本底が革製、コンポジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限るものとし、前号に掲げるものを除く。）	
	一のうち甲が革製のもの（本底が革製、ゴム製又はコンポジション製のものに限るものとし、スリッパその他の室内用はき物を除く。）	二七％
	二　その他のもの	
	(一)　本底が革製のもののうち	
	キャンバスシューズ	二七％
六五〇一のうち	帽体	二五％
六五〇三のうち	フェルト製の帽子	
	二　その他のもの	
六七〇五のうち	扇子、うちわ並びにこれらの骨及び柄（骨又は柄の部分品を含む。）	二五％
	三　その他のもののうちフェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	
六八〇二のうち	石碑用又は建築用の石材（加工したものに限る。）及びその製品（モザイクキューブを含むものとし、前号又は第六九類に掲げるものを除く。）	三〇％
	一　大理石（みがいたものに限る。）及び大理石製品	一五％
六八一三のうち	石綿の板、ひも、織物、衣類その他の製品（補強してあるものを含むものとし、次号に掲げるものを除く。）並びに石綿を主成分とする混合物、石綿と炭酸マグネシウムとを主成分とする混合物及びこれらの製品	
	石綿製品（糸、ひも、なわ又は板の形状のものを除く。）	
六八一四のうち	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適す	一五％

	る摩擦材料（石綿その他の鉱物材料又は繊維素を主成分とするもので、セグメント、ディスク、ワッシャー、帯、板、ロールその他これらに類する物品に限る。） 石綿製品（板状のもの及び自動車の部分品を除く。） 自動車の部分品	一五％ 三〇％
六九〇二のうち	耐火れんが、耐火ブロックその他これらに類する建設用耐火製品（前号に掲げるもの及び耐火タイルを除く。） レトルト、るつぼ、マッフルその他の耐火製品（ノズル、プラグ、サポート、管及び棒を含むものとし、他の号に掲げるものを除く。）	一〇％
六九〇三のうち	理化学用のもの	一五％
六九〇四のうち	陶磁製のれんが（床用ブロックその他これに類する物品を含む。） 耐酸れんが	一〇％
六九〇九のうち	理化学用又は工業用の陶磁製品及び農業用のおけ、かめその他これらに類する陶磁製容器並びに通常輸送用又は包装用に供するつぼ、ジャーその他これらに類する陶磁器 一のうち理化学用の陶磁製品	一五％
七〇一三のうち	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、第七〇一〇号又は第七〇一九号に掲げるものを除く。） コップ類（貴金属をめつきした金属を用いたものを除く。） 室内装飾用品（貴金属をめつきした金属を用いたものを除く。）	一〇％ 一五％
七〇一五のうち	時計用ガラスその他これに類するガラス（サングラス用のものを含み、曲面のものに限るものとし、視力矯正レンズ用のものを除く。）及びこれらの製造に用いる球面ガラス（セグメントを含む。） めがね用のガラス	一五％
七〇一七のうち	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるものを含む。）及びガラス製アンプル 一　石英ガラス製のもののうち 理化学用のガラス製品	一五％
七〇一八のうち	二　その他のもののうち理化学用のガラス製品 光学ガラス及び光学ガラス製の光学用品（光学的に研摩したものを除く。）並びに視力矯正めがね用レンズのブランク（ガラス製のものに限る。） 二　その他のもののうちめがね用のガラス	一五％ 一五％
七〇一九のうち	ガラス製のキューブ及び小板（紙その他の物品を用いて裏張りしたものを含むものとし、モザイク用その他の装飾用のものに限る。）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。）並びにランプ加工の装飾用ガラス細工品（貴金属をめつきした金属を用いたものを除く。）	一五％
七〇二〇のうち	ガラス繊維（ガラスウールを含む。）、ガラス繊維の糸及び織物並びにこれらの製品 一　ガラス繊維織物のうち幅が三〇・四八センチメートルをこえるもの	二〇％
七〇二一のうち	ガラス製品（他の号に掲げるもの及び石英ガラス製のものを除く。）	一五％
七一〇二のうち	貴石及び半貴石（天然のものに限る。） 二　その他のもの ㈠　機械用又は工業用に形作つたもの ロのうちその他のもの（半貴石又はダイヤモンドのものを除く。）	五％
七一〇三のうち	貴石及び半貴石（合成又は再生のものに限る。） 一のうち機械用又は工業用に供するために形作つたもの（半貴石又はダイヤモンドのものを除く。）	五％
七一一二のうち	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製のもの、貴金属を張つた金属製のもの及び貴金属又はこれを張つた金属を用いたものに限る。） 銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの（時計用又はめがね用のくさりその他の身辺装飾用のくさりを除く。） 金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限るものとし、時計用又はめがね用のくさりその他の身辺装飾用のくさりを除く。）	四五％
七一一三のうち	細工品及びその部分品（貴金属製のもの、貴金属を張つた金属製のもの及び貴金属又はこれを張つた金属を用いたものに限る。） 金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限るものとし、ナイフ、かみそり、はさみその他の刃物並びにスプーン、ほうき及びブラシを除く。） 銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの（ナイフ、かみそり、はさみその他の刃物並びにスプーン、ほうき及びブラシを除く。）	五〇％ 五〇％ 五〇％

七一一四のうち	貴金属製品、貴金属を張つた金属の製品及び貴金属又はこれを張つた金属を用いた製品（他の号に掲げるものを除く。） 二　その他のもののうち 金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。）	五〇％
	銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの	五〇％
七一一五のうち	真珠製品、貴石製品、半貴石製品及び真珠、貴石又は半貴石を用いた製品 二　その他のもののうち身辺用細貨類及びその部分品（貴石製又は半貴石製のもの及び貴石又は半貴石を用いたものに限る。）	四五％
七三〇五のうち	鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼（ルッペ、ブリケットその他海綿鉄鋼に類する物品を含む。） 二　その他のもののうち海綿鉄	一二・五％
七三一一のうち	形鋼（熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る。）及び鋼矢板（あなをあけ、又は組み合わせた鋼矢板を含む。） 二　鋼矢板	一五％
七三一二のうち	鉄鋼の帯（熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限る。） 一　クラッドのもの及びめつきしたもの ㈠　すずをめつきしたもののうち巻いてないもの 二　その他のもの ㈠　その他のもののうち厚さが〇・九ミリメートル以下のもの	一五％
七三一三のうち	鉄鋼の板（熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限る。） 一　クラッドのもの及びめつきしたもの ㈠　すずをめつきしたもののうち巻いてないもの 二　その他のもの ㈠のうち厚さが〇・九ミリメートル以下のもので巻いてないもの	一五％
七三一四のうち	鉄鋼の線（電気絶縁をしたものを除く。） 二　その他のもの	一五％
七三一五のうち	合金鋼及び高炭素鋼（第七三〇六号から前号までに掲げる物品の形状のものに限る。） 二　高炭素鋼のうち 帯及び板（冷間圧延をしたもののうち、巻いたもので炭素の含有量が全重量の〇・七五％以上のものに限る。）	一五％
	鋼線（金属をめつきしてないものに限るものとし、炭素の含有量が全重量の〇・七％以上で、りん及び硫黄の含有量がそれぞれ全重量の〇・〇三％以下のものを除く。）	一五％
七三一七	鋳鉄管	一五％
七三一八のうち	鉄鋼の管（他の号に掲げるものを除く。） 二　その他のもののうち継ぎ目なし又は溶接のもので、金属をめつきしてないもの（外径が一六七ミリメートルをこえ、長さが五メートルをこえるケーシング及び外径が一一〇ミリメートルをこえ、長さが五メートルをこえるアップセットドリルパイプを除く。）	一五％
七三一九のうち	水力発電用高圧導水鋼管（補強したものを含む。） 継ぎ目なし又は溶接のもので、金属をめつきしてないもの（合金鋼のものを除く。）	一五％
七三二〇のうち	鉄鋼製のジョイント、エルボーその他の管用継手	二〇％
七三二一のうち	鋳鉄製又は可鍛鋳鉄製の管用継手 鉄鋼製の家屋、橋、塔その他の構造物（完成してないもの、組み立ててないもの及び鉄鋼製の部分品を含む。）及び構造物用に加工した棒、板、管その他の建設材料 無水式ピストン型ガスホールダーの部分品	一〇％
七三二二のうち	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内張り又は熱絶縁をしたものを含み、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限るものとし、機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものを除く。） 無水式ピストン型ガスホールダー	一〇％
七三二四のうち	鉄鋼製の圧縮ガス充てん用シリンダー	一五％
七三二五のうち	鉄鋼製のより線、綱、組ひもその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。） ロープ（直径が七〇ミリメートル以上のものに限る。）	一五％
七三二九のうち	鉄鋼製のくさり（定尺又はエンドレスのもので機械用又は車両用のもの及び機械用のチェーンベルチングを除く。）	一五％
七三三一のうち	鉄鋼製のくぎ、かすがい、波形くぎ、犬くぎ、画びようその他これらに類する物品（銅以外の材料で製造した頭部を有するものを含む。） 馬ていくぎ	一五％
七三三五のうち	鉄鋼製のばね（ばね板を含む。） 一　自動車用のシャシばね（ばね板を含む。）	三〇％
七三四〇のうち	鉄鋼製品（他の号に掲げるものを除く。） エンドレスコンベアベルト（巻いた未完成のコンベアベ	

	ルトで両端にリベットあなを有するものを含む。） 銅のマット、塊及びくず並びにセメントカッパー及び自然銅	一五％
七四〇一のうち	二　塊 ㈠　銅（合金を除く。）のもののうち ブリスター銅の棒	一〇％
七四〇三のうち	銅の棒、形材及び線 一　棒及び形材 ㈡　黄銅又は青銅のもの	一五％
七四〇七のうち	銅の管及び中空棒 二　黄銅又は青銅のもののうち金属をめつきしてないもの	一五％
七四一一のうち	銅製の網その他これに類する物品（エンドレスのものを含むものとし、線を用いて製造したものに限る。） 二　その他のもののうち銅製、黄銅製又は青銅製のもの（織つたものに限るものとし、エンドレスのものを除く。）	二〇％
七四一四のうち	銅製のくぎ、かすがい、画びようその他これらに類する物品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。） 一　貴金属をめつきしたもの	五〇％
七四一八のうち	銅製の台所用品、食卓用品その他通常家庭用に供する物品及び室内衛生用品並びにこれらの銅製部分品 一　貴金属をめつきしたもの	五〇％
七四一九のうち	銅製品（他の号に掲げるものを除く。） 一　貴金属をめつきしたもの 二　その他のもののうち銅製のエンドレス帯（フィルム用又ははく用の製膜機に使用するものに限る。）	五〇％
七五〇六のうち	ニッケル製品（他の号に掲げるものを除く。） 一　貴金属をめつきしたもの	一五％
八二〇二のうち	のこぎり（機械式のものを除く。）及びのこぎりのブレード（無歯式のものを含む。） 一　ハックソーブレード（厚さが〇・六八ミリメートル以上のものに限る。）のうち 金属切断用のもの（機械用のものを除く。） 二　機械のこぎりのブレード（ハックソーブレードを除く。）のうち サーキュラーソーブレード 三　その他のもののうち のこぎりのブレード	五〇％ 一八％ 一八％ 一五％
八二〇三のうち	手のこぎり 手工具（パイプカッター、やつとこ、ニッパー、プライヤー及びやすりを除く。）	一五％
八二〇四のうち	手道具及び手工具（かなづち、ラッチェット、らせん錐、ダイストック、スクリュープレート、コルクスクリュー及びダイヤモンドを用いた刃物を除く。）、トーチランプ、クランプ（機械用のものを除く。）、可搬式かじ炉並びに手回し式又は足踏み式の機構を有する研削砥石	一五％
八二〇五のうち	手工具用、動力駆動式手持工具用又は金属、石、木材その他硬質物の加工機械用の工具（伸線用ダイス、金属押出し用ダイス、さく岩用ビット及びねじ回し用ビットを含むものとし、プレス、型打ち、きりもみ、ねじ切り、中ぐり、ミリング、切削、ドレッシングその他これらに類する工作を行なうもので、互換性を有するものに限る。） 一　ドリル、ビット、リーマー及びスクリュータップのうち ねじれ錐 ビット 二　ミリングカッター及びギヤカッター ミリングカッター ギヤカッター 三　その他のもの ㈠　超硬工具（第八二〇七号に掲げる物品を用いたものに限る。）及びダイヤモンド工具のうち 機械用刃工具（ダイヤモンドを用いたものを除く。） ㈡　その他のもののうち機械用刃工具	二〇％ 一八％ 一八％ 一五％ 一五％ 一五％
八二〇九のうち	ナイフ（のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二〇六号に掲げるものを除く。） 二　その他のもの	一八％ 一八％
八二一〇	ナイフの刃（前号に掲げるナイフ用のものに限る。）	一八％
八二一二	はさみ（フィンガーリングを有するものに限る。）及びその刃	一八％
八二一三のうち	刃物（ペーパーナイフその他これに類する物品を含むものとし、他の号に掲げるものを除く。）、マニキュア用具（つめやすりを含む。）及びマニキュアセット 二　その他のもののうち刃物（ペーパーナイフその他これに類する物品を除く。）	一八％

八二一四のうち	スプーン、フォーク、バターナイフ、砂糖ばさみその他これらに類する食卓用具及び台所用具	二〇％
八三〇二のうち	二　その他のもののうちテーブルフォーク及びスプーン 卑金属製の取付具（戸用自動閉止器を含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、馬具、トランクその他これらに類する物品に用いるものに限る。）及び帽子掛けその他これに類する支持具 二　その他のもののうち自動車（第八七〇九号又は第八七一一号に掲げるものを除く。）又はトレーラー（第八七〇一号又は第八七〇二号に掲げる自動車に用いるものに限る。）の部分品	三〇％
八三〇六のうち	卑金属製の小像、トロフィーその他の室内装飾品 一　貴金属をめつきしたもの	五〇％
八三一〇のうち	卑金属製のビーズ及びスパングル 一　貴金属をめつきしたもの	五〇％
八三一二のうち	卑金属製の額縁、鏡わくその他これらに類する縁及び鏡 一　貴金属をめつきしたもの	五〇％
八三一三のうち	卑金属製の栓、ボットルキャップ、キャプシュール、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する物品 クラウンボットルキャップ	一五％
八三一五のうち	卑金属製又は金属炭化物製の棒、線、板、管、電極その他これらに類する物品（卑金属又は金属炭化物のろう接、溶接又は融着に用いるもので、フラックスを被覆し、又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を固めて製造した金属吹付け用の棒及び線 鉄鋼製のよう接棒（フラックスを用いたものに限る。）	一五％
八四〇一のうち	蒸気発生ボイラー 二のうちボイラーの部分品（かん胴及び波形炉筒を除く。）	一五％
八四〇二のうち	過熱器、空気予熱器、スートブロアーその他蒸気発生ボイラー用の附属機器（エコノマイザー及びフィードウォーターヒーターを除く。）	一五％
八四〇五のうち	蒸気原動機 一　蒸気タービン及びその部分品 (一)　蒸気タービン イ　出力（クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力）が三六万キロワットに満たないもの ロ　その他のもの (二)　部分品	一五％
八四〇六のうち	内燃機関（ピストン式のものに限る。） 一　内燃機関 (一)のうち自動車（第八七〇九号及び第八七一一号に掲げるものを除く。）用のもの (二)　航空機用のもの (四)　その他のもののうち重量が一万キログラム以下のもの 二のうち内燃機関の部分品（燃料噴射装置及びその部分品並びに自動車用のものを除く。）	三〇％ 一五％ 一五％ 一五％
八四〇七のうち	ウォータータービンその他の水力機関（調速機を含む。） 一　ウォータータービン及びその部分品 (一)　ウォータータービン (二)　部分品	一五％ 一五％
八四〇八のうち	原動機（他の号に掲げるものを除く。） 一　原動機 (一)のうち航空機用の内燃機関 二　原動機の部分品 (一)　航空機用のうち	一五％ 一五％
八四一〇のうち	液体ポンプ（計器付きのものを含む。）及びバケット式、チェーン式、スクリュー式、バンド式その他これらに類する構造の液体エレベーター 一　液体ポンプ及びその部分品 (一)　液体ポンプ（(一)に掲げるものを除く。）のうち鉄鋼製のタービンポンプ（重量が五、〇〇〇キログラム以下で吐出圧力が一〇〇気圧をこえるものに限る。） 鉄鋼製の回転式ポンプ（重量が五、〇〇〇キログラム以下のものに限るものとし、タービンポンプ、ロータリーピストンポンプ及びギヤポンプを除く。）	一五％ 一五％
八四一一のうち	ポンプ（気体用のものに限る。）、気体圧縮機（ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む。）及び送風機その他これに類する機械 二　気体圧縮機のうち重量が五、〇〇〇キログラム以下のもの エヤコンディショナー（動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。）	一五％ 一五％
八四一二のうち		一五％

八四一四のうち	二　その他のもののうち電動機により作動するもの炉（理化学用又は工業用のものに限るものとし、転炉及び電気炉を除く。） 理化学用の炉 自動食品ベーキングマシン	一五％
八四一五のうち	冷蔵庫（冷凍機構を自蔵するものに限る。）冷凍機及びその応用機械（電気式のものを含む。） 一　冷蔵庫のうち 電気冷蔵庫（容量が〇・一四一六立方メートル以上のものに限る。） ガス冷蔵庫 燈油冷蔵庫 二　冷凍機及びその応用機械 ㈠　冷凍機のうち重量が一〇〇キログラムをこえるもの ㈡　その他のもののうちアイスクリームフリーザー	一五％ 一五％ 一五％ 一五％ 一五％
八四一六のうち	つや出しロール機その他これに類するロール機（金属加工機械、金属圧延機及びガラス加工機械を除く。）及びこれらのロール 革仕上げ機 鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五％ 一五％ 一五％
八四一七のうち	加熱、調理、ばい焼、蒸留、殺菌、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他温度変化による方法で材料を処理する機器（電気加熱式のもの及び理化学用のものを含むものとし、通常家庭用に供するものを除く。）及び電気加熱式でない湯わかし器 理化学用のもの その他のもののうち 牛乳殺菌機 牛乳乾燥機 プレート型熱交換機 重合タンク	一五％ 一五％ 一五％ 一五％ 一五％ 一五％ 一五％
八四一八のうち	遠心分離機並びに液体用又は気体用のろ過機及び清浄機（ろ過用漏斗その他これに類する物品を除く。） 一　遠心分離機及びその部分品のうち 理化学用のもの その他のもののうち クリーム分離機（コニカルディスクを有するものに限る。）	一五％ 一五％ 一五％ 一五％
八四一九のうち	二　その他のもののうち 理化学用のもの その他のもののうち 電気式灌水型プレシピテーター プラットフォーマー用の循環ガス洗浄塔 石油精製用の脱ろうフィルター 充てん用、封口用、封止用、キャプシュール取付け用又はラベルはり付け用の機械（びん、かん、箱、袋その他の容器に用いるものに限る。）その他の包装機械、飲料用炭酸ガス注入機、清浄用又は乾燥用の機械（びんその他の容器に用いるものに限る。）及びさら洗い機 一のうちオートマチックラッピングマシン 二　その他のもののうち 自動びん清浄機 びん詰機	一五％ 一五％ 一五％ 一五％ 一五％ 一五％ 一五％ 一五％ 一五％
八四二一のうち	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（手で操作するものを含むものとし、液体用又は粉末用のものに限る。）及び消火器（消火剤を充てんしてないものを含む。）並びにスプレーガン、蒸気又は砂の吹付機その他これらに類する機器 人力散粉機及びその部分品 ニューマチックマシン	一五％ 一五％ 一五％
八四二二のうち	リフト、ホイスト、エレベーター、ウインチ、クレーン、ジャッキ、テルファ、コンベアその他これらに類する機械（次号に掲げるものを除く。） 一　クレーン、コンベア及びこれらの部分品のうち クレーン及びその部分品 ベルトコンベア、チェーンコンベア及びこれらの部分品 二　その他のもののうちニューマチックマシン（キャプスタン、ウインチ、ウインドラスその他これらに類するものを除く。）	一五％ 一五％ 一五％ 一五％
八四二三のうち	メカニカルショベル、コールカッター、エキスカベーター、スクレーパー、レベラー、ブルドーザーブレードその他の掘削用、ならし用、せん孔用又は採掘用の機械（自走式のものを含むものとし、土壌用その他鉱物用のものに限る。）、除雪機（除雪用アタッチメントを含むものとし、自走式のものを除く。）及びくい打ち機 一　コールカッター及びその部分品のうち シュネルホーベルのもの	一五％ 一〇％

	その他のもの	
	二　エキスカベーター、しゆんせつ機及びこれらの部分品	一五％
	三　その他のもののうち	
	試錐機	一五％
	グレーダー	一五％
	ブルドーザーブレード	一五％
	ニューマチックマシン	一五％
八四二四のうち	プラウ、ハロウ、カルチベーター、除草機、播種機、肥料散布機その他農業用、園芸用又は林業用の機械（土壌整理用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	一五％
	土壌整理用又は耕作用の農業機械及びその部分品（ハロウ及びカルチベーターを除く。）	
八四二五のうち	収穫機、脱穀機、わら用又は乾草用のプレス、草刈機、種用、穀物用又は豆用の選別機及び卵その他の農産物の分類機（第八四二九号に掲げる製粉業に使用する機械を除く。）	一五％
	ニューマチックマシン	
	液圧プレス及びその部分品	
八四二七のうち	プレス、破砕機その他の機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する果実を原料とする食料の製造に使用するものに限る。）	一五％
	液圧プレス及びその部分品	
八四三一のうち	繊維素パルプ、紙又は板紙の製造機械（仕上機械を含む。）一のうちストックメーカー及びパルプレファイナー	一五％
	二　その他のもののうち	
	繊維素パルプ又は紙の製造機械（仕上機械を除く。）	一五％
	連続式段ボール製造機	一五％
	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五％
八四三二のうち	製本機械（製本ミシンを含む。）	
	本とじ機及び製本ミシン	
八四三五のうち	印刷機（他の号に掲げるものを除く。）及びその補助機械	一五％
	一　印刷機及びその部分品	
	自動二色刷り凸版（とう）毎葉印刷機（シリンダーの一回転で二色刷りを行なうものに限る。）	一二％
	その他のもの	一五％
八四三六のうち	人造繊維用紡糸機、紡績準備機械、紡績機械、ねん糸機及び糸巻機	一五％
	梳綿（そめん）機	
八四三七のうち	織機、メリヤス機及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゆう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械並びにこれらの準備機械（横糸巻機を除く。）	一五％
	二　メリヤス機のうち	
	フルファッション式くつ下編立機	一五％
八四三八のうち	ドビー機、ジャカード機、シャットル交換機その他前号に掲げる機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他第八四三六号からこの号までに掲げる機械の専用の部分品及び附属品	一五％
	二　その他のもののうち	
	針布	
	梳綿（そめん）機又はフルファッション式くつ下編立機の部分品	一五％
八四四〇のうち	清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上げ用又は塗装用の機械（洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、繊維製品用のものに限る。）、繊物類の折りたたみ用、巻取り用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械（織物その他の材料にペーストを被覆するものに限る。）、印刷機（織物、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他これらに類する材料に同一の模様、文字又は地色を繰り返して印刷するものに限る。）並びにこれに使用するブロック、プレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの	一五％
	一　清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上げ用又は塗装用の機械及びその部分品	
	（一）　その他のもののうち	
	糸仕上げ機	一五％
	防取縮仕上げ機（織物類の給湿から幅出し並びにシュウ、メーンドラム及びブランケット又はメーンドラム及びブランケットによる収縮までの工程を自動的に連続して行なうものに限る。）	一五％
	織物用の連続式樹脂加工機	一五％
	マーセライジングマシン	一五％
	連続式精練漂白機	一五％
	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五％
	二　その他のもののうち鉄鋼製のロール（重量が一、〇	

八四四一のうち	○○キログラムをこえるものに限る。） ミシン及びミシン針 一　ミシン（その頭部を含む。） (一)　通常家庭用に供するもののうち足踏み式のもの以外のもの (二)　その他のもの	一五％ 一五％ 一五％
八四四二のうち	原皮、毛皮又は革のなめし準備機械、なめし機、仕上げ機及び加工機械（くつ製造機械を含むものとし、ミシンを除く。） 革のなめし機及び仕上げ機 短ぐつ製造機	 一五％ 一五％
八四四四のうち	金属圧延機及びそのロール 二　金属圧延機の部分品 (一)のうち鉄鋼製のロール（重量が一、○○○キログラムをこえるものに限る。）	 一五％
八四四五のうち	金属加工機械（金属炭化物の加工機械を含むものとし、前号、第八四四九号又は第八四五○号に掲げるものを除く。） 一　工作機械 (一)　旋盤 イ　普通旋盤（ベッド上の振りが一、○○○ミリメートル以上のものに限る。） ロ　自動ならい旋盤（ベッド上の振りが六○○ミリメートルに満たないものに限る。） ハ　単軸自動旋盤（棒材用のものに限る。） ニ　立旋盤（テーブルの直径が二、○○○ミリメートル以上のものに限る。） ホ　その他のもの 多軸自動旋盤（六軸以下の棒材用のものを除く。） その他のもの (二)　ボール盤及び中ぐり盤 イ　横中ぐり盤（中ぐり主軸の直径が二○○ミリメートルに満たないものに限る。） ハ　その他のもののうち中ぐり盤（治具中ぐり盤を除く。） (三)　フライス盤 イ　万能工具フライス盤 ロ　ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のもののうち加工面積が一平方メートルに満たないものに限るものとし、ならい操作を手動式又はカム式の機構により行なうものを除く。） ハ　プラノミラー（テーブルの幅が二、○○○ミリメートル以下のものに限る。） ニ　その他のもの ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとし、ならい操作をカム式機構により行なうものを除く。） その他のもの (四)　研削盤 イ　内面研削盤（研削することができる内径が二○○ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。） ロ　平面研削盤（立型ロータリーテーブル式のもの及び研削することができる長さが二、○○○ミリメートルに満たない長テーブル式のものに限る。） ハ　その他のもの 平面研削盤（研削することができる長さが三、○○○ミリメートルをこえるものに限るものとし、ロータリーテーブル式のものを除く。） ねじ研削盤 その他のもの (六)　歯切盤及び歯車仕上機械 イ　単軸ホブ盤（立型のもので、テーブルの直径が七○○ミリメートル以上のものに限る。） ロ　その他のもののうち 平歯車形削盤（ピニオン工具型のもので加工することができる直径が九○○ミリメートル以上のもの及びラック工具型のもので加工することができる直径が一、二○○ミリメートル以上のものに限る。） その他の歯切盤 平歯車研削盤 二　その他のもの	

	(一) ベンディングマシン	一五%
	(二) のうち液圧プレス	一五%
	(三) 剪断機のうち金属板用のもの	一五%
八四四七のうち	木材、コルク、骨、エボナイト、硬質人造プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（第八四四九号に掲げるものを除く。）	
	木材加工機械（組立て用の機械及び液圧プレスを除く。）	一五%
	ワイヤーバウンドボックス製造機	一五%
	液圧プレス	一五%
八四四八のうち	前三号に掲げる機械の専用の部分品及び附属品（加工物保持具、ダイヘッド、割出台その他これらに類する物品を含む。）並びに第八二〇四号、次号又は第八五〇五号に掲げる手工具又は手持工具に用いるツールホールダー	
	液圧プレス（金属加工用のものを除く。）の部分品	一五%
	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五%
八四四九のうち	手持工具（電気式でない原動機を自蔵するもの及びニューマチックツールに限る。）	
	一のうちニューマチックツール	一五%
八四五一のうち	タイプライター（計算機構を有するものを除く。）及びチェックライター	
	一　タイプライター	一五%
八四五二のうち	計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに類する計算機構を有する機械（電子計算機械を含むものとし、次号に掲げるものを除く。）	
	一　電子計算機械	
	(一) のうち計数型電子計算機本体	一五%
	(二) その他のもののうち計算機本体	一五%
	二　電動式計算機（一に掲げるものを除く。）	一五%
	三　簿記会計機	一五%
	四　金銭登録機	一五%
	五　その他のもののうち手動式計算機	一五%
八四五三	せん孔機、検孔機、分類機、製表機、計算せん孔機（電子式のものにあつては、カードの読取り及びせん孔を行なう機構を自蔵するものに限る。）、照合機、翻訳機その他のせん孔カード式統計会計機械及びその補助機械（電子式計算せん孔機と電気的に接続して作動するものを除く。）	
八四五四のうち	謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、鉛筆削り機、あなあけ機、とじ込み機その他の事務用機器（他の号に掲げるものを除く。）	一〇%
	謄写機、あて名印刷機その他これらに類する印刷機	一五%
	事務用機器（ステープリングマシン、チェックパーホレーター、鉛筆削り機その他これらに類する機器で手動式のもの及び印刷機を除く。）	一五%
八四五五のうち	前四号に掲げる機器の専用の部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	
	計算機（手動式のものを除く。）の部分品	一五%
	金銭登録機の部分品	一五%
	タイプライターの部分品	一五%
	簿記会計機の部分品	一五%
	せん孔カード式統計会計機械の部分品	一〇%
	謄写機、あて名印刷機その他これらに類する印刷機の部分品	一五%
八四五六のうち	選別機、分離機、洗浄機、粉砕機及び混合機（固形、粉状又はペースト状の土壌その他の鉱物材料の処理に用いるものに限る。）、造塊機、型込機及び成形機（粉状又はペースト状の固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、石膏その他の鉱物材料の処理に用いるものに限る。）並びに鋳物用砂型の製造機械	
	コンクリートミキサー	一五%
	れんが製造機	一五%
	ニューマチックマシン	一五%
	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五%
	液圧プレス及びその部分品	一五%
八四五七のうち	板ガラス製造機械その他のガラス製品製造機械（冷間加工用のものを除く。）及び白熱電球、放電燈、電子管その他の電球類の製造機械でガラス部分との組立てをするもの	
	真空管用の自動ブローイングマシン	一五%
	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五%
	液圧プレス及びその部分品	一五%
八四五九のうち	機械類（他の号に掲げるものを除く。）	
	一　プレス、モールディングマシン、ニーディングマシン、押出機及びこれらの部分品のうち	
	合成樹脂加工用のエクストルーダー	一五%
	合成樹脂加工用のトランスファーモールディングマシン	一五%

	合成樹脂加工用のインジェクションモールディングマシン	一五％
	連続式ゴム絶縁機	一五％
	液圧プレス及びその部分品	一五％
	二のうちより線機及びその部分品	一五％
	三　貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものに限る。）及びこれらの部分品のうち	
	鉄鋼製の無水式ピストン型ガスホールダー及びその鉄鋼製部分品	一〇％
	七　その他の機械類及びその部分品	
	(一)　機械類のうち	
	ドロマイト投射機	一五％
	自動コイル巻機	一五％
	重合タンク	一五％
	密閉式連続マーガリン製造機	一五％
	ペレット飼料製造機	一五％
	ニューマチックマシン	一五％
	(二)　機械類の部分品のうち	
	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	
八四六一のうち	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び自動調整弁を含むものとし、管、ボイラードラム、貯蔵タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。）	一五％
	鉄鋼製、銅製、黄銅製又は青銅製のもの（貴金属を用いたもの、金属をめつきしたもの並びに減圧弁、自動調整弁その他これらに類する機械式弁及び車両用の弁を除く。）	
八四六二のうち	ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルベアリング	一五％
	一　ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルベアリング	
	二のうちベアリングの部分品（ボール、ニードル及びローラーを除く。）	二五％
八四六三のうち	伝動軸、クランク、クランク軸、カム軸、偏心軸、ベアリングハウジング、プレーンベアリング、はずみ車、プーリー、クラッチ及び軸継手並びに歯車及び歯車列（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。）	二五％
	一　無段変速機及びその部分品	一五％
八五〇一のうち	発電機、電動機、変流機、周波数変換機、調相機、変圧器、整流機器、リアクトル及びチョークコイル	
	一　発電機	
	(一)　出力（クロスコンパウンド型の蒸気タービン用のものにあつては、合計出力）が三六万キロワットに満たないもののうち	
	原動機（蒸気タービンを除く。）と結合したもの	一五％
	(二)　その他のもののうち原動機（蒸気タービンを除く。）と結合したもの	一五％
	二　電動機	
	(一)　重量が五〇〇キログラム以下のもの	一五％
八五〇五のうち	手持工具（電動装置を自蔵するものに限るものとし、部分品を除く。）	一五％
八五〇六のうち	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）	
	一のうち真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁しぼり機	一五％
	二　その他のもののうち可搬式電気機器	一五％
八五〇八のうち	内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火プラグ及び始動電動機を含む。）並びに内燃機関用発電機及びこれに附属する開閉器	
	二　点火プラグのうち自動車用のもの以外のもの	一五％
八五〇九のうち	電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンワイパー、除霜機及び除霧機（自転車用又は自動車用のものに限る。）	
	一のうち自動車用のもの（部分品及び第八七〇九号又は第八七一一号に掲げる車両に用いるものを除く。）	三〇％
八五一一のうち	電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（理化学用又は工業用のものに限る。）並びに電気溶接機器、電気ろう接機器及びこれらに類する切断用電気機器	
	一　電気炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの部分品のうち	
	理化学用のもの	一五％
	二のうち自動電気溶接機	一五％
八五一三のうち	有線通信機器（搬送通信機器を含む。）及びその部分品	一五％
八五一五のうち	無線通信機器、ラジオ用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機（テレビジョンカメラ及び録音機又は音声再生機を自蔵する受信機を含む。）並びに航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器（第八五一三号に掲げる機器の部分品として使用されるものを除く。）	一五％

	一　ラジオ受信機（シャシを含む。）	
	(一)　音声再生機を自蔵するもののうち	
	電気蓄音機	三五％
	(二)　その他のもののうちシャシ以外のもの	一八％
	二　テレビジョン受像機（シャシを含む。）	
	陰極線管の映像面の最大径が五三・三四センチメートル以上のもの	二五％
	その他のもの	三〇％
八五二一のうち	三　レーダー	一五％
	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）、クリスタルダイオード、クリスタルトリオードその他の半導体素子、光電池並びに圧電気結晶素子	
	一　熱電子管のうち	
	理化学機器用のもの	一五％
	通信機器用のもの	三〇％
	三　その他のもののうち理化学機器用のもの	一五％
八五二二のうち	電気機器（他の号に掲げるものを除く。）	
	理化学用のもの	一五％
八五二三のうち	絶縁電線及び絶縁ケーブル（棒状、帯状その他これらに類する形状のもの、エナメルを塗布し、又は酸化皮膜処理をしたもの及び接続子を取り付けたものを含む。）	
	一のうち電力ケーブル及び通信ケーブル（鎧装ゴムケーブル及び海底通信ケーブルを除く。）	一八％
	二のうち合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるもの、フレキシブルコード並びに鎧装したケーブル及び線を除く。）	一八％
	三のうちその他のもの（フレキシブルコード並びに鎧装したゴム ケーブル及びゴム線を除く。）	一八％
八七〇一のうち	トラクター（動力取出し機構、ウインチ又はプーリーを有するものを含むものとし、第八七〇七号に掲げるものを除く。）	
	一のうち車輪式のもの（蒸気機関式のもの及び三輪式のものを除く。）	二〇％
	二　その他のもののうち無限軌道式のもの（蒸気機関式のものを除く。）	一五％
八七〇二のうち	乗用自動車（スポーツ用のもの及びトロリーバスを含む。）及び貨物自動車（第八七〇九号に掲げるものを除く。）	
	一　乗用自動車（レースカー、乗用ジープ及び貨客兼用車を含むものとし、二に掲げるバス及び病人輸送車その他の特殊乗用自動車並びに無限軌道式のものを除く。）	三五％
	(一)　ホイールベースが二七〇センチメールをこえ、三〇四・八センチメートル以下のもののうち三輪車以外のもの	三五％
	(二)　ホイールベースが三〇四・八センチメートルをこえるもののうち三輪車以外のもの	二七％
	三　貨物自動車（無限軌道式のもの及びシャットルカーを除く。）のうち	二七％
	ストラッドルキャリヤー（シャシの下に荷物をかかえ上げて運搬するものに限る。）	二七％
	トラック（ホイールベースが二五四センチメートルをこえるものに限るものとし、三輪車を除く。）	二七％
	積載能力が一八トン以上のもの	三〇％
	その他のもの	三〇％
八七〇四のうち	原動機付きのシャシ（前三号に掲げる自動車のシャシに限る。）のうち	
	乗用ジープ用のもの	三〇％
	乗用自動車用のもの（ホイールベースが二五四センチメートルをこえるものに限るものとし、乗用ジープ用のもの及び三輪車用のものを除く。）	三〇％
八七〇五のうち	車体（運転台を含むものとし、第八七〇一号から第八七〇三号までに掲げる自動車の車体に限る。）のうち	
	無限軌道式トラクター（蒸気機関式のものを除く。）用の車体	一五％
	その他のもの（無限軌道式車両用のものを除く。）	三〇％
八七〇六のうち	部分品及び附属品（第八七〇一号から第八七〇三号までに掲げる自動車に用いるものに限る。）	
	一　シャシのうち	
	無限軌道式トラクター（蒸気機関式のものを除く。）用のもの	一五％
	その他のもの（無限軌道式車両用のものを除く。）	三〇％
	二　その他のもののうち	
	無限軌道式トラクター（蒸気機関式のものを除く。）の部分品	一五％
	その他の部分品（無限軌道式車両用のものを除く。）	三〇％
八七〇九のうち	二輪自動車（機関の気筒容積が九〇一・三立方センチメー	

八七一四のうち	トル以上のものに限る。） 車両（トレーラーを含むものとし、自走式のもの及び他の号に掲げるものを除く。）及びその部分品 一　トレーラー（第八七〇一号又は第八七〇二号に掲げる自動車に用いるものに限る。）及びその部分品	二五％
八八〇一のうち 八八〇二のうち	飛行船 航空機（前号に掲げるものを除く。）及びロートシュート 一　飛行機 ㈠　四基以上の原動機を有するもの ㈡　その他のもの 二　回転翼航空機 四　その他のもののうちロートシュート以外のもの	三〇％ 一五％
八八〇三のうち	部分品（前二号に掲げる機器に用いるものに限る。）	一〇％
九〇〇一のうち	航空機（気球を除く。）の部分品（プロペラを除く。）	一五％
九〇〇二のうち	レンズ、プリズム、反射鏡その他これらに類する光学用品（わく又は柄を取り付けたもの及び光学的に研摩してないガラス製のものを除く。）及び偏光材料製の板 めがね用のガラス レンズ、プリズム、反射鏡その他これらに類する光学用品（わく又は柄を取り付けたもので、機器の部分品として使用するものに限るものとし、光学的に研摩してないガラス製のものを除く。） 一　写真機用、映画撮影機用、映写機用、投影機用又は顕微鏡用のもののうち 写真機用又は映画撮影機用のレンズ 顕微鏡用のもの 二　その他のもののうち理化学用のもの	一五％ 一五％ 一五％ 一五％
九〇〇六のうち	天体観測用機器（望遠鏡、子午儀、赤道儀その他望遠鏡を主体とする機器を除く。）及びその台その他の取付具	一五％
九〇〇七のうち	写真機及び写真用せん光器具 一　写真機（暗箱を含む。） ㈠　製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもののうち暗箱以外のもの ㈢　その他のもののうち暗箱以外のもの	三〇％ 三〇％
九〇〇八のうち	映画用の撮影機、映写機、録音機及び音声再生機（これらを組み合わせたものを含む。） 一　撮影機、映写機及びこれらの部分品 ㈠　使用フィルムの幅が二〇ミリメートル以下のもの ㈡　その他のもののうち撮影機 回折機器（電子式又は陽子式のものに限る。） 光学顕微鏡（写真若しくは映画の撮影用又は投影用の装置を有するものを含む。）	一五％ 一〇％ 一五％
九〇一一のうち 九〇一二	光学機器（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。） 理化学用のもの 土地測量機器（写真測量用のものを含むものとし、写真機を除く。）、水路測量機器、航行用計測機器（自動航行機器を含む。）、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、ら針盤及び測距儀 ら針盤及びその部分品	一五％
九〇一三のうち	高度計 気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器及びこれらの部分品（理化学用のものに限る。）	一五％ 一五％
九〇一四のうち	製図機器（パンタグラフその他の写図機器を含むものとし、写真測量用の図化機を除く。）、けがき用具及び計算尺、計算盤その他の計算用具並びにマイクロメーター、キャリパー、ゲージ、ものさし、巻尺、釣合試験機その他の計測用又は試験用の機器（輪かく投影機を含むものとし、他の号に掲げるものを除く。） 一　製図機器、けがき用具、計算用具及びこれらの部分品のうち ディバイダー 二　計測用又は試験用の機器及びその部分品 ㈠　その他のもののうち マイクロメーター、キャリパー、レベル、ゲージブロック、直尺及び分度器 マイクロケーター その他のもののうち理化学用のもの	一五％ 一五％ 一五％ 一五％
九〇一六のうち		一五％
九〇一七のうち	医療用又は獣医用の機器（電気式のものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。） 医療（麻酔を含む。）用又は獣医用の機器及びその部分品（歯科用のもの、電気機器及び外科用の針、鉗子、ナイフ、手のこぎり、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品を除く。） 単に電動機で作動する機器（歯科用のものを除く。）並び	一五％

	に外科用の電気機器及びその部分品	一五％
	医療用又は獣医用の電気機器（外科用のもの及び単に電動機で作動するものを除く。）	二〇％
九〇一八のうち	機械療法用機器、マッサージ用機器及び適性検査用機器並びに人工呼吸器、酸素吸入器、エヤゾール治療器その他これらに類する治療用機器及び呼吸用機器（ガスマスクその他これに類するマスクを含む。）	
	医療用の機器及びその部分品（歯科用のもの及び電気機器を除く。）	一五％
	単に電動機で作動する機器並びに外科用の電気機器及びその部分品	一五％
九〇一九のうち	医療用の電気機器（歯科用のもの、外科用のもの及び単に電動機で作動するものを除く。）	二〇％
	整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯、骨折治療用のそえ木、義足、義眼その他これらに類する物品（義歯を除く。）	一五％
九〇二〇のうち	エックス線機器（エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御盤並びにエックス線検査用又はエックス線処置用の備付品を含む。）その他の放射線機器	
	一　エックス線機器及びその部分品のうち	
	医療用のもの（部分品及び外科用のものを除く。）	二〇％
	理化学用のもの	一五％
	二　その他のもののうち理化学用のもの	一五％
九〇二一のうち	教育用の機器及び模型（実物説明の用途のみに適するものに限る。）	一五％
九〇二二のうち	硬度試験機、抗張力試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他これらに類する材料試験機	一五％
	理化学用のもの	
九〇二三のうち	浮きばかり（アルコール計その他これに類する物品を含む。）、湿度計（乾湿球湿度計を含む。）及び気圧計（自記装置を有するものを含む。）	一五％
九〇二四のうち	圧力計	一五％
九〇二五のうち	偏光計、屈折計、分光計、ガス分析器その他の物理分析用又は化学分析用の機器及び粘度計、ポロシメーター、膨張計その他これらに類する測定用又は検査用の機器並びに光度計（露出計を含む。）、熱量計その他光、熱又は音の測定用又は検査用の機器及びミクロトーム	
	理化学用のもの（露出計を除く。）	一五％
九〇二七のうち	速度計及び回転速度計（磁気式のものを含む。）	一五％
九〇二八のうち	電気式機器及び放射線用機器（測定用、検査用、分析用又は調整用のものに限る。）並びに電気の測定用又は検査用の機器	
	一　電気式機器のうち	
	圧力計	一五％
	高度計、マイクロケーター、速度計及び回転速度計	一五％
	その他のもののうち理化学用のもの	一五％
	二　放射線用機器のうち	
	理化学用のもの	一五％
	三　電気の測定用又は検査用の機器のうち	
	理化学用のもの	一五％
九〇二九のうち	部分品（第九〇二三号、第九〇二四号又は第九〇二六号から前号までに掲げる機器の専用のものに限る。）のうち	
	理化学用機器の部分品	一五％
九一〇二	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、前号又は次号に掲げるものを除く。）	
	一　胴、わくその他これらに類するケース又は台に貴金属、これを張り、若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべっこうを用いたもの	二七％
	二　その他のもの	
	電気時計	二〇％
	その他のもの	二七％
九一〇三	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用又は船舶用のものに限るものとし、クロノメーターを除く。）	
	電気時計	二〇％
	その他のもの	二七％
九一〇四のうち	時計（他の号に掲げるものを除く。）	
	一　電気時計	二〇％
	三　その他のもの	
	(一)　胴、わくその他これらに類するケース又は台に貴金属、これを張り、若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべっこうを用いたもの	二七％
	(二)　その他のもの	
九一〇五のうち	タイムレコーダーその他時刻を記録する機器	二七％
九二〇一のうち	ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器（ピアノを除く。）及びハープ	二〇％
		一五％

九二〇二	バイオリン、ギターその他の弦楽器（他の号に掲げるものを除く。）	一五％
九二〇三のうち	ハーモニウムその他これに類するリード楽器	一五％
九二〇四のうち	アコーディオン、コンサーチナ、ハーモニカその他これらに類するリード楽器	
	アコーディオン	二〇％
	その他のもの（ハーモニカを除く。）	一五％
九二〇五	フルート、クラリネット、トランペットその他の管楽器	一五％
九二〇六	太鼓、木琴、シンバル、カスタネットその他の打楽器	一五％
九二〇七のうち	電気楽器（電気ピアノ及び電気オルガンを除く。）	一五％
九二〇八のうち	オーケストリオン、ミュージカルソーその他の楽器（オルゴールその他これに類するものを除く。）	一五％
九二一一のうち	蓄音機、ディクテーチングマシンその他の録音機及び音声再生機（レコードプレーヤー及びテープデッキを含むものとし、サウンドヘッドがあるかどうかを問わない。）	
	一　蓄音機及びレコードプレーヤー	
	蓄音機（コインオペレート式のものに限る。）	二五％
	その他のもの	三〇％
	二　その他のもののうち	
	ディクテーチングマシン	
	録音機及び音声再生機（事務用のものに限る。）	一五％
九二一二のうち	蓄音機用レコード及びその製造用の原盤並びに録音用、録画用その他これらに類する記録用のテープ、線、シートその他の物品（記録したものを含む。）	
	一　蓄音機用レコード	
	(一)　その他のもの	
	イ　回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートル以下のもの	一枚につき一七〇円
	ロ　回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートルをこえるもの	一枚につき一七〇円
	ハ　回転数が一分間につき四〇回をこえ、五〇回以下のもの	一枚につき七〇円
	ニ　回転数が一分間につき五〇回をこえるもの	一枚につき五六円
	三　その他のもの	
	(一)　記録したもののうち録音機用のテープ	一五％
	(二)　その他のもののうち録音機用のテープ	一五％
九二一三のうち	録音機又は音声再生機の部分品及び附属品（他の号に掲げるものを除く。）	一五％
	二　その他のもののうち事務用のテープレコーダーの部分品	一五％
九七〇四のうち	ビリヤード台、ルーレット、チェス、まあじゃん、トランプその他これらに類する室内遊戯用具（コインオペレート式のもの及び卓球用具を含む。）	
	三　その他のもの	三〇％
九七〇六のうち	運動用具及び戸外遊戯用具（第九七〇四号に掲げるものを除く。）	
	一　戸外遊戯用具	三〇％
	二　スキー	二〇％
	スライドファスナー	一五％
九八〇二のうち	万年筆、ボールペン、シャープペンシル、鉄筆、ペン軸、ペンシルホールダーその他これらに類する物品並びにこれらの部分品及び附属品（次号又は第九八〇五号に掲げるものを除く。）	
九八〇三のうち	一　万年筆、ボールペン及びシャープペンシル	
	(一)　軸又はキャップに貴金属、これを張り、若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの	三〇％
	(二)　その他のもの	
	ロ　その他のもののうち万年筆	二〇％
	二　その他のもの	
	(一)　その他のもののうち万年筆の部分品	二〇％
九八〇五のうち	鉛筆、鉛筆用のしん、石筆、クレヨン、パステル、図画用木炭及びチョーク（ビリヤードチョークを含む。）	
	一　鉛筆	二〇％
	二　鉛筆用のしん	二〇％
九八一〇のうち	ライター（電気式のものを含む。）及びその部分品（発火性合金、しんその他の号に掲げるものを除く。）	
	一　貴金属、これを張り、若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもののうち	
	貴石、半貴石、銀又は白金族の金属を用いたもの	四五％
	金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。）	五〇％
九八一一のうち	喫煙用パイプ、シガーホールダー、シガレットホールダー及びこれらの部分品（喫煙パルプ用に荒削りした木製ブロックを含む。）	
	一　貴金属、これを張り、若しくはめつきした金属、貴	

石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもののうち	
貴石、半貴石、銀又は白金族の金属を用いたもの	四五％
金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。）	五〇％
二　その他のもののうちフェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	三〇％

注　この譲許表は、日本国政府が国内手続を完了して締約国団の書記局長に対して効力発生のための通告を行なつた後三十日目の日又は当該通告中に指定する一層早い日に、効力を生ずる。

第二部　特恵関税率表

該当するものはない。

スイスの暫定的加入に関する宣言

関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言に附属すべき譲許表に関する千九百五十九年十一月十三日の調書によつて関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する千九百五十八年十一月二十二日の宣言に附属した日本国の譲許表

次の譲許表は、現行の日本国の譲許表に代わる。

日本国の譲許表

日本国政府がスイス政府に許与することに同意する譲許の表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部

関税率表番号	品名	税率
二九三五のうち	複素環式化合物（ヌクレイン酸を含む。）	
	五　塩酸ヒドララジン	一五％
	七　その他のもののうち酒石酸デキストロ―一―（パラ―メトキシベンジル）―二―メチルオクタヒドロイソキノリン、デキストロ―三―ヒドロキシ―N―メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ―三―メトキシ―N―メチルモルヒナン	一五％
二九四二のうち	アルカロイド及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体（合成のものを含む。）	
	三　その他のもの	
	(五)　ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド	一五％
三二〇五のうち	有機の合成染料（顔料色素を含む。）、合成ルミノホア及びけい光白色染料並びに天然あい	
	一〇　けい光白色染料	二五％
八四一一のうち	ポンプ（気体用のものに限る。）、気体圧縮機（ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む。）及び送風機その他これに類する機械	
	三　送風機その他これに類する機械のうち	
	ディーゼル機関用排気タービン過給機	一五％

注　この譲許表は、日本国政府が国内手続を完了して締結国団の書記局長に対して効力発生のための通告を行なつた後三十日目の日又は当該通告中に指定する一層早い日に、効力を生ずる。

（附属書中わが国の譲許表以外の部分は省略）

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

昭和三十八年三月十二日

内閣総理大臣　池田　勇人

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定

日本国政府及びフィリピン共和国政府は、両国の間の小包郵便物の交換業務を開設することを希望するので、下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、次の諸条を協定した。

第一条　小包郵便物の交換

両締約国の郵政庁間に、重量十キログラムまでの普通小包郵便物を平面路及び航空路により常時交換することができる。

第二条　小包の料金

1　各締約国の郵政庁は、自国において差し出される小包の料金を第三条に掲げる割当料金及び両国間の海路又は航空路による運送の費用その他送達に関し自己が必要とする費用の合計に基づいて定める。

2　前項に掲げる小包の料金の前納は、義務的とする。

第三条　割当料金

1　差出国の郵政庁は、名あて国の郵政庁に対し、同庁にあてて差し立てる各小包につき、一キログラム又はその端数ごとに四十サンチームの料金を割り当てる。

2　各郵政庁の長は、他方の郵政庁の長とあらかじめ合意することにより、自己の郵政庁に割り当てられるべき前記の料金を百分の五十を限度として引き上げ、又はこの料金を引き下げる権能を有する。

3　いずれか一方の国が他方の国の

事前の同意を得て到着小包を自国の領域内において航空路により運送する場合は、当該一方の国は、その運送について特別の航空料金を他方の国から徴収する権利を有する。この航空料金は、国際間のAO郵便物の国内航空運送に対する報酬と同額とする。もつとも、郵政庁は、すべての到着航空小包に対し、これらの小包が国内航空路により運送されるかどうかを問わず、前記の特別の航空料金を適用することができる。

4　差出国又は他国に返送し又は転送する小包に関し、前三項に掲げる料金は、差出国に還付しない。

第四条　禁制

1　次の物品は、この約定に規定する小包郵便業務によつて送達することを禁止する。

(a)　いずれか一方の国の内国郵便から除外されている物品

(b)　名あて国において現行の関税その他に関する法令により輸入を許されていない物品

(c)　小包に添付するか、封入するか、又は記載するかを問わず、書状又は現実的かつ対人的な通信の性質を有する通信文（ただし、開封の送り状は、前記の書状及び通信文とみなさない。）

(d)　小包に入れられた包装物で小包の名あて面に記載された人以外の者にあてたもの

(e)　性質上又は包装上、取扱者に危害を及ぼし、又は他の小包を汚染し若しくは損傷することがある物品

2　禁制品を包有する小包が名あて国において受領されたときは、当該小包は、その国の内国法令に従つて取り扱う。ただし、爆発性又は発火性の物品及び風俗を害するおそれがある文書、絵画その他の物品は、いかなる場合にも、名あて地への送達、名あて人への配達又は差出元への返送を行なわない。

第五条　関税その他に関する法令の適用、関税その他の課金

1　小包は、名あて国における現行のすべての関税その他に関する法令に従うものとする。このため支払われるべき関税その他郵便料金以外の課金は、名あて人から徴収する。

2　差出元に返送し、差出人が放棄し、包有品の全部の損壊により棄却し、又は第三国に転送する小包に課せられた関税その他郵便料金以外の課金は、取り消すものとする。

3　小包の封かんその他の締め具は、税関検査のため、名あて人の承認なく破ることができる。この権能が行使される場合において、税関検査後直ちに小包の交付が行なわれないときは、その小包は、名あて国の内国規則に規定する方法で再装しなければならない。

第六条　通関料、配達料、保管料

1　名あて国の郵政庁は、税関への交付及び通関のため又は単に税関への交付のため、小包一個につき八十サンチームをこえない料金を名あて人から徴収することができる。

2　名あて国の郵政庁は、小包を郵便局又は名あて人の住所において交付するため、小包一個につき五十サンチームをこえない料金を名あて人から徴収することができる。この料金は、名あて人の住所における第二回以後の各提示についても課することができる。

3　名あて国の郵政庁は、同郵政庁が定めた期間内に引き取られない小包につき相当の保管料を名あて人から徴収することができる。ただし、この料金は、日本国においては小包一個につき五フランを、また、フィリピンにおいては小包一個につき一日十サンチームをこえることができない。

4　前三項に規定する料金は、小包が国外に転送され、又は返送される場合にも、取り消さない。

第七条　転送

1　小包は、名あて人の住所変更により、名あて人の請求があるときは、名あて国内において又は第三国に転送することができる。ただし、第三国への転送は、小包がその後の運送に必要な条件を満たしていること並びに運送料及び再発送郵政庁が取消しを認めない諸種の料金（もしあれば）が名あて人によつて前納されるか又は新名あて郵政庁から徴収することができることを条件とする。

2　名あて郵政庁は、自国内における小包の転送については、その内国規則で定める追加料金を名あて人から徴収することができる。この料金は、小包が第三国に転送され、又は差出元に返送される場合にも、取り消さない。

3　転送は、名あて人の請求があり、かつ、新運送に対する航空運送料の支払が保証されているときは、航空路により行なうことができる。

4　差出人は、小包及び税関告知書に適当な記載をして転送を禁止する権利を有する。

5　両国の一方から他方に小包を転送する場合には、運送料及び再発送郵政庁が取消しを認めない諸種の料金（もしあれば）は、前納されていない限り、名あて人から徴収する。

第八条　取りもどし、名あて変更

1　差出人は、小包が正当に配達されていない間は、これを取りもどし、又はその名あてを変更することができる。

2　このための請求は、郵便又は電信により送達する。差出国の郵政庁は、各請求について四十サンチームをこえない料金に万国郵便条約に規定する書留料を加えたものを差出人から徴収することができる。請求が航空路又は電信により送達されるときは、差出国の郵政庁は、この料金のほかに、航空料金又は電報料金を差出人から徴収することができる。ただし、同一差出人から同一名あてにおける同一名あて人にあてて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の小包に関する請求については、料金は、一個分のみを徴収する。

3　取りもどし請求により小包が差出元に返送されるときは、運送料及び返送郵政庁が取消しを認めない諸種の料金（もしあれば）は、差出人から徴収する。

4　名あて変更請求により名あて国内において又は第三国に転送される小包については、第七条1及び2の規定を準用する。

第九条　配達不能

1　小包の差出人は、名あてのとおり配達することができない場合における小包の処置を差出しの時に請求することができる。

2　差出人が前項の規定による請求を行なわないとき、又は差出人の請求に従つても配達することができなかつたときは、配達不能の小包は、名あて国の内国規則で定める期間を経過した時に差出人に返送する。ただし、名あて人が受取を拒絶した小包又は差出人が直ちに返送することを請求した小包は、直ちに返送する。

3　第七条1（ただし書を含む。）、2及び5の規定は、配達不能により国内において又は国外に再発送される小包に準用する。

4　配達不能の小包で差出人が放棄するよう請求したものは、返送することなく、名あて国の内国法令に従つて処置する。

第十条　諸料金の請求

両国の一方から他方に小包を転送し、又は返送するときは、再発送郵政庁は、次の料金を他方の郵政庁に請求する。

(a) 再発送郵政庁に帰属する運送料が前納されていないときは、その運送料

(b) 再発送郵政庁が取消しを認めない諸種の料金

第十一条　取調請求

1　小包に関する取調請求は、その小包の差出しの日の翌日から起算して一年以内は、六十サンチームをこえない料金を前納することを条件として、受理され、かつ、これについて適当な手続が執られるものとする。

2　取調請求は、当然に、利用することができる最も速達の線路（航空路又は平面路）によつて送達する。取調請求が電信により送達されるときは、前項に規定する料金のほか、電報料金を徴収する。

3　同一差出人から同一名あてにおける同一名あて人にあてて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の小包に関する取調請求については、1及び2に定める料金は、一個分のみを徴収する。

第十二条　売却、棄却

1　各締約国の郵政庁は、小包の包有品が自己の業務内において損壊し、又は腐敗するおそれがあるときは、予告なしに又は司法上の手続を経ないで、権利者のために売却することができる。

2　なんらかの理由によつて売却することができないときは、損壊し、又は腐敗した物品は、棄却する。

第十三条　誤つて引き受けられた小包及び誤送小包

1　誤つて引き受けられ、かつ、発送された小包については、禁制の規定により没収されたものを除き、名あて国の郵政庁は、これを差出元に返送することができる。

2　誤送小包は、誤送を受けた郵政庁が利用することができる最も直接の線路により正当な名あて地に転送する。ただし、正当な名あて地に転送することができない小包は、差出元に返送する。

3　誤送された航空小包の正当な名あて地への転送又は差出元への返送は、航空路によつて行なう。ただし、正当な名あて地への転送は、航空業務を利用することができない場合において、平面路による転送が航空路による差出国経由の送達より短い時間で行なわれると予想されるときは、平面路によつて行なうことができる。

第十四条　損害賠償

両締約国の郵政庁は、両国間で交換する小包の亡失又はその包有品の盗取若しくは損傷について責任を負わない。ただし、各締約国の郵政庁は、自己の業務内において生じた亡失、盗取又は損傷について、他方の郵政庁に対する求償権を生ずることなく賠償することができる。

第十五条　許されない郵便料金

両締約国間で交換する小包については、この約定に規定する料金以外の郵便料金を徴収してはならない。

第十六条　基準貨幣単位

この約定の規定において貨幣単位として採用するフランは、重量三十一分の十グラムであつて品位千分の九百である百サンチームの金フランとする。

第十七条　業務の一時停止

各締約国の郵政庁は、必要又は適当と認めるときはいつでも、直ちに他方の郵政庁に通知することを条件として、小包の交換の全部又は一部を一時停止することができる。

第十八条　施行規則及び内国法令の適用

1　この約定の実施のために必要な細目は、両締約国の郵政庁の合意により、施行規則で定める。

2　各締約国は、自国の業務に関係がある事項でこの約定及び施行規則に明定されていないものについては、自国の内国法令を適用する。

第十九条　約定の効力発生及び有効期間

1　この約定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、両締約国政府が合意する日に効力を生ずる。

2　この約定は、両締約国の合意により終了するまで又はいずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの約定を終了させる意思を通告した後六箇月を経過するまで引き続き効力を有する。

第二十条　用語及び解釈

この約定は、日本語、フィリピン語及び英語で作成される。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

本書二通を作成し、千九百六十三年一月十六日に東京で、及び千九百六十三年一月十九日にマニラで署名した。

日本国のために
大平正芳
小沢久太郎
フィリピン共和国のために
E・パロマー

〔岡崎真一君登壇、拍手〕

○岡崎真一君　ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、国際労働機関憲章の改正文書は、昨年六月、国際労働機関第四十六回総会で採択されたものでありまして、理事の増員等を規定したものであります。

現行の理事会の構成員が四十名となりましたのは昭和二十九年でありますが、その後、加盟国の数は急激に増加したため、総数を四十八名に増員し、その構成を、政府代表理事二十四名、使用者側及び労働者側代表理事各十二名とするため憲章の改正が行なわれたのであります。

次に、ガット譲許表の確認書について申し上げます。

昭和三十六年六月、わが国は関税定率法の付表をブラッセル関税品目分類表に準拠して全面的に改正をいたしましたが、右改正前に締結されたわが国のガット譲許は、すべて旧分類表に従ったものであります。これを新分類方式に準拠訂正することが関税事務の運用上必要となったので、関係諸国と交渉を行なった上、本年一月、右訂正のために必要な手続を終えたものであります。

本確認書の発効により、わが国のほか十カ国の新譲許表の適用をみることとなりますが、今回の訂正により、わが国のガット譲許は、名目上、従来の三百六十五品目から六百七十二品目に組みかえられるのであります。

最後に、フィリピンとの小包郵便約定について申し上げます。

フィリピン共和国は、万国郵便連合の小包郵便物約定に加わっていないため、両国間の小包郵便物は、現在暫定的に台湾仲介により交換しておりますが、この約定の締結により直接交換の道が開かれることとなるのであります。

委員会は慎重審議の後、三月十九日、採決の結果、三件とも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

三件全部を問題に供します。三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　総員起立と認めます。よって三件は、全会一致をもって承認することに決しました。

○議長（重宗雄三君）　日程第七、自治省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長村山道雄君。

審査報告書

自治省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月十四日

内閣委員長　村山　道雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自治省の事務を円滑に遂行するため、その職員の定員を一七名増加しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため要する経費は、昭和三十八年度において六百七十五万二千円であり、同年度一般会計予算に計上されている。

自治省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月八日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長重宗雄三殿

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律

自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の表中「三四九人」を「三六二人」に、「一四七人」を「一五一人」に、「四九六人」を「五一三人」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年七月一日から施行する。

〔村山道雄君登壇、拍手〕

○村山道雄君　ただいま議題となりました自治省設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

本法律案は、自治省の職員の定員を改正し、第一に地方公務員制度の運営、第二に固定資産評価制度の改正に伴う新評価基準の作成実施に関する事務処理、第三に消防防災事務の円滑な遂行等に必要な職員といたしまして、本省に十三人、消防庁に四人、計十七人を増加しようとするものであります。

本委員会におきましては、固定資産の新評価基準作成の進行状況、全国知事会等地方自治関係諸団体の職員の共済制度に対する自治省の見解、地方公務員共済組合の運用、消防団の現状等について、質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　日程第八、消防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）、

日程第九、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案（内閣提出）、

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長石谷憲男君。

審査報告書

消防法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月十四日

地方行政委員長　石谷　憲男

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、(一)検定に合格した消防用機械器具等以外は販売してはならないものとする等いわゆる強制検定制度を確立し、新らたに日本消防検定協会を設けて、自治大臣の行なう型式承認に必要な試験及び個別検定を行なわせるものとすること(二)消防本部を置かなくてはならない政令で定める基準以上の市町村は救急業務を行なうものとすること(三)消防本部を置かない市町村の区域では、都道府県知事は、市町村長の求めにより、また必要に応じ火災原因を調査できるものとするほか、映画の上映に関する規制を合理化する等を主な内容とするもので、おおむね妥当なものと認めた。

二、費用

日本消防検定協会出資に必要な経費として、昭和三十八年度一般会計予算に三千万円が計上されている。

消防法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月五日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長重宗雄三殿

消防法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

消防法目次中「第四章　消火の設備」を「第四章　消火の設備　第四章の二　消防用機械器具等の検定」に、「第七章　火災の調査」を「第七章　火災の調査　第七章の二　救急業務」に改める。

第二条に次の一項を加える。

救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故で政令で定めるものによる傷病者で医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関（厚生省令で定める医療機関をいう。）その他の場所に搬送することをいう。

第四条第一項中「又は公衆」を「若しくは公衆」に、「検査させることができる」を「検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる」に改め、同条第二項、第三項及び第六項中「検査」の下に「又は質問」を加える。

第四条の二第一項中「検査」の下に「又は質問」を加える。

第十四条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第四項中「第十三条の三」を「前条」に改め、同条第二項を削る。

第十五条第一項中「政令で定める映写室」を「常時映画を上映する建築物その他の工作物に設けられた映写室で緩燃性でない映画を映写するもの」に改め、同条第三項中「映写室のない場所で、」を削り、同条第二項を削る。

第十六条の五中「、第十三条第二項、第十四条第二項及び第十五条第二項」を「及び第十三条第二項」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　消防用機械器具等の検定

第一節　消防用機械器具等の検定

第二十一条の二　消防の用に供する機械器具若しくは設備、消火薬剤又は防火塗料、防火液その他の防火薬品（以下「消防の用に供する機械器具等」という。）で政令で定めるもの（以下「消防用機械器具等」という。）については、この節に定めるところにより検定をするものとする。

この節において「型式承認」とは、消防用機械器具等の型式に係る形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）が自治省令で定める消防用機械器具等に係る技術上の規格（以下「技術上の規格」という。）に適合している旨の承認をいう。

この節において「個別検定」とは、個個の消防用機械器具等の形状等が型式承認を受けた消防用機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて行なう検定をいう。

消防用機械器具等は、第二十一条の九第一項（第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による表示が附されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、消防用機械器具等のうち消防の用に供する機械器具又は設備は、第二十一条の九第一項の規定による表示が附されているものでなければ、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならない。

第二十一条の三　型式承認を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会（以下この節において「協会」という。）の行なう消防用機械器具等についての試験を受けなければならない。

前項の試験を受けようとする者は、自治省令で定めるところにより、申請書に自治省令で定める消防用機械器具等の見本及び書類を添えて、協会に申請しなければならない。

協会は、前項の申請があつたときは、自治省令で定めるところにより、技術上の規格に基づき、当該申請に係る消防用機械器具等についての試験を行ない、その試験結果に意見をつけてこれを同項の申請をした者に通知しなければならない。

前項の試験の実施業務に従事する協会の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

第二十一条の四　前条第三項（第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む。）の試験結果の通知を受けた者が型式承認を受けようとするときは、自治省令で定めるところにより、申請書に当該試験結果及び意見を記載した書面を添えて、自治大臣に申請しなければならない。

自治大臣は、前項の申請があつたときは、同項の試験結果及び意見を記載した書面により、当該申請に係る消防用機械器具等の型式に係る形状等が技術上の規格に適合しているかどうかを審査し、当該形状等が技術上の規格に適合しているときは、当該型式について型式承認をしなければならない。

自治大臣は、前項の規定により型式承認をしたときは、その旨を第一項の申請をした者に通知するとともに、公示しなければならない。

第二十一条の五　自治大臣は、技術上の規格が変更され、すでに型式承認を受けた消防用機械器具等の型式に係る形状等が当該変更後の技術上の規格に適合しないと認めるときは、当該型式承認の効力を失わせるものとする。ただし、自治大臣は、期間を限つて、当該型式承認の効力が引き続き有るものとすることができる。

自治大臣は、前項本文の規定により型式承認の効力を失わせたとき、又は同項ただし書の規定により型式承認の効力が引き続き有るものとしたときは、その旨を公示するとともに、当該型式承認を受けた者に通知しなければならない。

第一項の規定による処分は、前項の規定による公示によりその効力を生ずる。

第二十一条の六　自治大臣は、型式承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該型式承認の効力を失わせることができる。

一　不正の手段により当該型式承認を受けたとき。

二　正当な理由がなく、当該型式承認を受けた消防用機械器具等に係る個別検定の申請を、当該型式承認をした旨の通知を受けた日から二年以内にしないとき、又は引き続き二年以上しないとき。

前条第二項の規定は前項の規定により型式承認の効力を失わせたときについて、同条第三項の規定は前項の規定による処分の効力の発生について準用する。

第二十一条の七　第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けた者が当該型式承認に係る消防用機械器具等に係る個別検定を受けようとするときは、自治省令で定めるところにより、協会に申請しなければならない。

第二十一条の八　協会は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る消防用機械器具等について個別検定を行ない、当該申請に係る消防用機械器具等の形状等が第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けた消防用機械器具等の型式に係る形状等と同一であるときは、当該申請に係る消防用機械器具等を、個別検定に合格したものとしなければならない。

前項の個別検定の実施業務に従事する協会の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

第二十一条の九　協会は、前条第一項の規定により個別検定に合格した消防用機械器具等に、自治省令で定めるところにより、当該消防用機械器具等の型式は第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けたものであり、かつ、当該消防用機械器具等は前条第一項の規定により個別検定に合格したものである旨の表示を附さなければならない。

何人も、消防の用に供する機械器具等に、前項に規定する場合を除くほか同項の表示を附してはならず、又は同項の表示と紛らわしい表示を附してはならない。

第二十一条の十　型式承認の効力が第二十一条の五第一項本文若しくは第二十一条の六第一項の規定による処分又は第二十一条の五第一項ただし書に規定する期間の経過により失われたときは、当該型式承認に係る消防用機械器具等に係る協会のすでに行なつた個別検定の合格の効力は、失われるものとする。

第二十一条の十一　自治大臣は、協会が、消防用機械器具等についての試験又は個別検定を行なう機能の全部又は一部を喪失したことにより、当該試験又は個別検定に関する業務を行なうことが困難となつた場合において、特別の必要があると認めるときは、型式承認を受けようとする者の申請に基づき消防用機械器具等についての試験を行ない、又は型式承認を受けた

者で個別検定を受けようとするものの申請に基づき消防用機械器具等の個別検定を行なうことができる。

自治大臣は、前項の規定により試験を行ない、又は個別検定を行なう場合は、あらかじめ、当該試験又は個別検定を行なう消防用機械器具等の種類及び当該試験又は個別検定を行なう期間を公示しなければならない。

第二十一条の三第二項及び第三項の規定は第一項の規定により自治大臣が試験を行なう場合に、第二十一条の七、第二十一条の八第一項及び第二十一条の九の規定は第一項の規定により自治大臣が消防用機械器具等の個別検定を行なう場合に、前条の規定は第一項の規定により自治大臣が行なつた個別検定の合格の効力について準用する。

協会は、第二項の規定により公示された期間中は、同項の規定により公示された種類の消防用機械器具等については、試験を行ない、又は個別検定をすることができない。

第二十一条の十二　自治大臣は、第二十一条の九第一項（前条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による表示が附されている消防用機械器具等で第二十一条の十（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその個別検定の合格の効力が失われたもの又は消防の用に供する機械器具等で第二十一条の九第一項の規定によらないで同項の表示が附されているものの若しくは同項の表示と紛らわしい表示が附されているもののうち、消防の用に供する機械器具等の販売を業とする者又は消防の用に供する機械器具若しくは設備の設置、変更若しくは修理の請負に係る工事を業とする者（以下「販売業者等」という。）の事務所、事業所又は倉庫にあるものについて、その職員に当該表示を除去させ、又はこれに消印を附させることができる。

第二十一条の十三　自治大臣は、前条に規定する権限を行使するために必要な限度において、販売業者等に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に販売業者等の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、消防の用に供する機械器具等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。

前項の職員は、同項の規定により立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を関係のある者に提示しなければならない。

第二十一条の十四　自治大臣は、政令で定めるところにより、前二条に規定する権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

第二十一条の十五　第二十一条の三第三項若しくは第二十一条の八第一項の規定により協会の行なう試験若しくは個別検定又は第二十一条の十一第一項の規定により自治大臣の行なう試験若しくは個別検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

前項の手数料は、協会の行なう試験又は個別検定に係るものについては協会の、自治大臣の行なう試験又は個別検定に係るものについては国庫の収入とする。

第二十一条の十六　協会の行なう個別検定に関する処分に不服がある者は、自治大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第二節　日本消防検定協会

第一款　総則

第二十一条の十七　日本消防検定協会は、消防用機械器具等についての試験及び個別検定を行ない、もつて消防用機械器具等の性能の確保を図ることを目的とする。

第二十一条の十八　日本消防検定協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

第二十一条の十九　協会は、主たる事務所を東京都に置く。

協会は、自治大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第二十一条の二十　協会の資本金は、三千万円とし、政府がその全額を出資する。

協会の資本金は、消防法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第　号）附則第六条第一項の規定による政府からの出資があつた場合には、当該出資により増加するものとする。

第二十一条の二十一　協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二十一条の二十二　協会でない者は、日本消防検定協会という名称を用いてはならない。

第二十一条の二十三　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会について準用する。

第二款　役員等

第二十一条の二十四　協会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

第二十一条の二十五　理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

監事は、協会の業務を監査する。

第二十一条の二十六　理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

理事は、理事長の意見をきいて、自治大臣が任命する。

第二十一条の二十七　理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は、再任されることができる。

第二十一条の二十八　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

三　販売業者等又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　販売業者等の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第二十一条の二十九　自治大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

自治大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

自治大臣は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、理事長の意見をきかなければならない。

第二十一条の三十　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあ

つては、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第二十一条の三十一　協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

第二十一条の三十二　理事長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第二十一条の三十三　協会の職員は、理事長が任命する。

第二十一条の三十四　協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密をもらし、又は盗用してはならない。

第二十一条の三十五　協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三款　業務

第二十一条の三十六　協会は、第二十一条の十七の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　第二十一条の三の規定により消防用機械器具等についての試験を行なうこと。

二　第二十一条の八の規定により個別検定を行なうこと。

三　消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験を行なうこと。

四　消防の用に供する機械器具等の鑑定を行なうこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

第二十一条の三十七　協会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の業務方法書に記載すべき事項は、自治省令で定める。

第四款　財務及び会計

第二十一条の三十八　協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第二十一条の三十九　協会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十一条の四十　協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に自治大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

協会は、前項の規定により財務諸表を自治大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

第二十一条の四十一　協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

協会は、毎事業年度　損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第二十一条の四十二　協会は、自治大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、自治大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第二十一条の四十三　協会は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、自治大臣の認可を受けなければならない。

第二十一条の四十四　協会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債その他自治大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第二十一条の四十五　協会は、自治省令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

第二十一条の四十六　協会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、自治大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十一条の四十七　この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、自治省令で定める。

第五款　監督

第二十一条の四十八　協会は、自治大臣が監督する。

自治大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第二十一条の四十九　自治大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、協会に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

前項の職員は、同項の規定により立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を関係のある者に提示しなければならない。

第六款　雑則

第二十一条の五十　協会の解散については、別に法律で定める。

第二十一条の五十一　自治大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第二十一条の十九第二項、第二十一条の三十七第一項、第二十一条の三十九、第二十一条の四十二第一項若しくは第二項、第二十一条の四十三又は第二十一条の四十五の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十一条の四十第一項又は第二十一条の四十六の規定による承認をしようとするとき。

三　第二十一条の三十七第二項、第二十一条の四十五又は第二十一条の四十七の規定により自治省令を定めようとするとき。

四　第二十一条の四十四第一号の規定による指定をしようとするとき。

第三十四条第一項中「当該消防職員」を「当該消防職員（消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員）」に改める。

第七章中第三十五条の三を第三十五条の四とし、第三十五条の二の次に次の一条を加える。

第三十五条の三　消防本部を置かない市町村の区域にあつては、当該区域を管轄する都道府県知事は、当該市町村長から求めがあつた場合及び特に必要があると認めた場合に限り、第三十一条又は第三十三条の規定による火災の原因の調査をすることができる。

第三十二条及び第三十四条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合におい

て、第三十四条第一項中「当該消防職員（消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員）」とあるのは「当該都道府県の消防事務に従事する職員」と、第三十五条第一項中「消防長又は消防署長」とあるのは「市町村長のほか、都道府県知事」と読み替えるものとする。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二　救急業務

第三十五条の五　消防本部を置かなければならない市町村で政令で定める基準に該当するものは、救急業務を行なわなければならない。

前項の市町村以外の市町村で同項の市町村に準ずるものは、救急業務を行なうようにつとめなければならない。

第三十五条の六　救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場附近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

救急隊員は、救急業務の実施に際しては、常に警察官と密接な連絡をとるものとする。

第三十五条の七　第二十七条の規定は、救急隊について準用する。この場合において、「火災の現場に到着する」とあるのは、「救急業務を実施する」と読み替えるものとする。

第三十五条の八　この章に規定するもののほか、救急隊の編成及び装備の基準その他救急業務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条の二中「又は人命の救助」を「若しくは人命の救助」に改め、「消防作業に従事した者」の下に「又は第三十五条の六第一項の規定により救急業務に協力した者」を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二　第二十一条の三十四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二万五千円以下の罰金に処する。

第四十二条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第四十三条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二、第二十一条の二第四項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十四条第二号中「第三十四条の規定による資料」を「第三十四条（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による資料」に、「第四条、第十六条の四又は第三十四条の規定による消防職員の」を「第四条に規定する消防職員、第十六条の四に規定する消防事務に従事する職員又は第三十四条に規定する消防職員（消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員）（第三十五条の三第二項において読み替えて準用された第三十四条に規定する都道府県の消防事務に従事する職員を含む。）のこれらの規定による」に改め、同条第三号中「、第十四条第二項又は第十五条第三項」を「又は第十五条第二項」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　第二十一条の十三第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二　第二十一条の四十九第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二千円以下の罰金又は拘留に処する。

第四十五条中「第十四条第二項、第十五条第一項若しくは第三項」を「第十五条」に、「又は第十七条の四」を「、第十七条の四又は第二十一条の二第四項」に改める。

本則中第四十六条の次に次の二条を加える。

第四十六条の二　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により自治大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第二十一条の二十一第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十一条の三十六に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十一条の四十四の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第二十一条の四十八第二項の規定による自治大臣の命令に違反したとき。

第四十六条の三　第二十一条の二十二の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び第四章の次に一章を加える改正規定中第二十一条の二から第二十一条の十六までに関する部分並びに附則第十九条の規定中自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）第二十六条の表に関する部分（附則第七条において「第十九条等の改正規定」という。）は昭和三十九年一月一日から、第二条に一項を加える改正規定、第七章の次に一章を加える改正規定、第三十六条の二の改正規定並びに附則第十二条及び附則第十三条の規定はこの法律の公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（協会の設立）

第二条　自治大臣は、日本消防検定協会（以下「協会」という。）の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　自治大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（土地等をその目的とする出資）

第六条　政府は、この法律（附則第一条本文に係る部分をいう。以下同じ。）の施行の際現に国が消防の用に供する機械器具等の検定の用に供している土地又は建物その他の土地の定着物（以下「土地等」という。）で協会の業務に必要があると認められるものを出資の目的として協会に出資することができる。

2　前項の規定により出資する土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3　前項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（経過規定）

第七条　第十九条等の改正規定の施行の際、改正前の消防法（以下「旧法」という。）第十九条第一項の規定により勧告されている規格は、改正後の消防法（以下「新法」という。）第二十一条の二第二項に規定する技術上の規格とみなす。

2　第十九条等の改正規定の施行の際、旧法第十九条及びこれに基づく命令の規定によりなされている処分又は申請その他の手続は、それぞれ新法の相当規定に基づいてなされた処分又は申請その他の手続とみなす。

第八条　この法律の施行の際現に日本消防検定協会という名称を使用している者については、新法第二十一条の二十二の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条　協会の最初の事業年度は、新法第二十一条の三十八の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

第十条　協会の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、新法第二十一条の三十九中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

第十一条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正）

第十二条　消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「消防作業に従事した者」の下に「又は救急業務に協力した者」を加える。

第十条中「消防作業に従事した者」の下に「、救急業務に協力した者」を加える。

第十三条　前条の規定による改正後の消防団員等公務災害補償責任共済基金法第一条及び第十条の規定は、前条の規定の施行の日以後において発生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用する。

（登録税法の一部改正）

第十四条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に「、日本消防検定協会」を、「簡易保険郵便年金福祉事業団法」の下に「、消防法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十五条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ二ノ五　日本消防検定協会ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十六条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本労働協会」の下に「、日本消防検定協会」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十七条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本労働協会」の下に「、日本消防検定協会」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本労働協会」の下に「、日本消防検定協会」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十五　日本消防検定協会が直接消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の三第三項の規定による試験の用に供する不動産

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

二十一　日本消防検定協会が直接消防法第二十一条の三第三項の規定による試験の用に供する固定資産

（自治省設置法の一部改正）

第十九条　自治省設置法の一部を次のように改正する。

第四条中第三十四号の三を第三十四号の四とし、第三十四号の二を第三十四号の三とし、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二　日本消防検定協会を監督すること。

第二十六条の表中「一五一人」を「一三四人」に、「五一三人」を「四九六人」に改める。

（消防組織法の一部改正）

第二十条　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　日本消防検定協会の監督に関する事項

審査報告書

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月十四日

参議院議長重宗雄三殿

地方行政委員長　石谷　憲男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、消防組織法の一部を改正して、㈠「災害の防除」を消防の任務として明確に規定し、㈡消防庁の所掌事務に、災害対策基本法に基づく地方公共団体の消防事務に関する国と地方公共団体及び地方相互間の連絡に関する事項を加え、㈢消防本部及び消防署並びに消防団に関する規定を整備して、政令で定める市町村には、消防本部及び消防署を設置するものとし、㈣都道府県の消防事務につき、市町村相互間における人事交流のあつせんに関する事項を加え、㈤市町村消防は相互に協力するよう努めることとしたほか、消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正して、その整備をはかつたものでおおむね妥当なものと認めた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十八年三月四日

内閣総理大臣　池田　勇人

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律

（消防組織法の一部改正）

第一条　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「災害」の下に「を防除し、及びこれらの災害」を加える。

第四条第三号中「失火犯の捜査」を「失火の調査」に改め、同条第四号中「失火犯の捜査技術」を「失火の調査技術」に、「捜査員」を「調査

員」に改め、同条第五号中「消防職員」の下に「（第十二条第一項に規定する消防職員をいう。第四条の四第二項及び第九条第四号において同じ。）」を加え、同条中第十九号を第二十一号とし、第十八号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく地方公共団体の事務で消防に係るものに関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事項

第四条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　市町村の行なう救急業務の基準の研究及び立案に関する事項

第十五条の四を第十五条の七とし、第十条から第十五条の三までを次のように改める。

第十条　政令で定める市町村は、前条の規定にかかわらず、消防本部及び消防署を置かなければならない。

第十一条　消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

第十二条　消防本部及び消防署に適当な階級の消防吏員及びその他の職員（以下「消防職員」という。）を置く。

消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

第十三条　消防本部の長は、消防長とする。

消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

第十四条　消防署の長は、消防署長とする。

消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

第十四条の二　消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第十四条の三　消防長は、政令で定める資格を有する者のうちから市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

第十四条の四　消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。

消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第十五条　消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

消防団の組織は、市町村の規則で定める。

消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第十五条の二　消防団に消防団員を置く。

消防団員の定員は、条例で定める。

第十五条の三　消防団の長は、消防団長とする。

消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第十五条の四　消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第十五条の五　消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第十五条の六　消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第十七条第二項を次のように改める。

特別区の消防長は、都知事が任命する。

第十八条の二各号列記以外の部分中「都道府県は」の下に「、市町村の消防が十分に行なわれるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか」を加え、同条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項

第二十条中「勧告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について指導し、助言を与え、又は設備、機械器具及び資材の斡旋をすることができる」を「対して助言を与え、勧告し、又は指導を行なうことができる」に改める。

第二十一条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

（消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正）

第二条　消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の四」を「第十五条の七」に、「並びに水防法」を「、水防法」に改め、「水防に従事した者に係る損害補償」の下に「並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条第一項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償」を加える。

第十条中「又は水防に従事した者」を「、水防に従事した者又は応急措置の業務に従事した者」に、「、葬祭補償又は打切補償」を「又は葬祭補償」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に消防本部及び消防署のいずれも置いていない市町村又は消防本部若しくは消防署のいずれかを置いている市町村で、改正後の消防組織法（以下「新法」という。）第十条の規定により消防本部及び消防署を置かなければならないものは、同条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して四年をこえない範囲内において政令で定める日までの間は、消防本部及び消防署又は消防署若しくは消防本部を置かないことができる。

3　この法律の施行の際現に置かれている消防本部、消防署又は消防団は、新法第十一条第一項又は第十五条第一項の規定に基づく条例により置かれたものとみなし、当該消防本部、消防署又は消防団の位置、名称、管轄区域又は区域は、これらの規定に基づく条例により定められたものとみなす。

4　改正後の消防団員等公務災害補償責任共済基金法第一条（災害対策基本法第八十四条第一項の規定

による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する部分に限る。）及び第十条の規定は、昭和三十八年四月一日以後において発生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用する。

〔石谷憲男君登壇、拍手〕

○石谷憲男君　ただいま議題となりました消防法の一部を改正する法律案、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、消防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、

㈠検定に合格した消防用機械器具等以外は、販売し、またはその目的で陳列してはならないものとする等、いわゆる強制検定制度を確立し、新たに政府の全額出資にかかる日本消防検定協会を設けて、自治大臣の行なう型式承認に必要な試験及び個別検定の業務を行なわせるものとしたこと。

㈡現在消防機関が任意に行なっている救急業務を法律上の制度とし、消防本部を置かなければならない市町村のうち、一定規模以上の市町村に救急業務を義務づけるものとしたこと。

㈢特定の場合には都道府県知事が火災原因を調査することができるものとするほか、映画の上映に関する規制を合理化したこと等をおもな内容とするものであります。

委員会におきましては、篠田自治大臣より提案理由の説明を聞いた後、政府当局との間に終始熱心なる論議を重ね、慎重審査を行ないましたが、その詳細は会議録によってごらんを願いたいと存じます。

かくて、三月十四日質疑を終局して討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は原案どおり全会一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

次に、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案の要旨は、

第一に、消防組織法の関係につきましては、㈠防災の重要性にかんがみ、災害の防除を消防の任務として明確に規定したこと。㈡災害対策基本法に基づく地方公共団体の消防事務について、国、地方を通ずる連絡に関する事項を加え、なお、消防庁の所掌事務に関する規定を整備したこと。㈢消防本部及び消防署並びに消防団の設置、組織、職員に関する規定を整備するほか、市町村の消防を充実強化するため、一定規模の市町村には消防本部及び消防署の設置を義務づけるものとしたこと。㈣都道府県の消防事務につき、消防職員の人事交流のあっせんに関する事項を加え、その他所要の規定の整備をはかったものであります。

第二に、消防団員等公務災害補償責任共済基金法の関係につきましては、災害対策基本法の規定に基づき、市町村長等が災害に対する応急措置を実施するため、市町村の住民等をその業務に従事させた場合における死亡その他の事故に対し、同基金法による共済の取り扱いをすることとし、その他規定の整備をはかることとしたものであります。

委員会におきましては、篠田自治大臣より提案理由の説明を聞いた後、慎重審査を行ないましたが、その詳細は会議録によってごらんを願いたいと存じます。

かくて、三月十四日質疑を終局して討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は原案どおり全会一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決いたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　日程第十、計量法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長赤間文三君。

審査報告書

計量法施行法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月十四日

商工委員長　赤間　文三

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国内に住所又は居所を有しない者相互間における計量その他の特定の計量につき、ヤードポンド法による計量単位及びその補助計量単位を昭和三十九年以降当分の間なお用いることができることとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

計量法施行法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十八年三月十一日

内閣総理大臣　池田　勇人

計量法施行法の一部を改正する法律案

計量法施行法の一部を改正する法律

計量法施行法（昭和二十六年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2　次条及び第八条に規定するヤードポンド法による計量単位及びその補助計量単位は、次の各号に掲げる計量については、当分の間は、新法による法定計量単位とみなす。

一　日本国内に住所又は居所を有しない者その他の政令で定める者相互間及びこれらの者とその他の者との間における計量であつて政令で定めるもの

二　航空機の運航に関する計量その他の航空に関する計量であつて政令で定めるもの

三　輸出すべき貨物に関する計量であつて政令で定めるもの

四　計量をするための器具、機械又は装置に関する計量であつて政令で定めるもの

附　則

この法律は、昭和三十九年一月一日から施行する。

〔赤間文三君登壇、拍手〕

○赤間文三君　ただいま議題となりました計量法施行法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

わが国の計量単位は、計量法によりまして、昭和三十四年からメートル法に統一せられ、例外として、諸般の情勢から直ちにメートル法に切りかえることが困難なものについては、計量法並びに同施行法で例外を認めておるのでございまするが、ヤードポンド法について、計量法施行法に基づく政令により、一定の範囲を限りまして、昭和三十八年十二月三十一日までを限度として認められているものがあります。

本法案は、このヤードポンド法につき、政令で定められているもののうち、対外関係の特に強い分野について、昭和三十九年以降も当分の間はなお使用できるようにせんとするものであります。

委員会におきましては、延長の期限を付さないで「当分の間」とした理由、メートル法への完全移行の見通し及び過渡期における取引上の障害除去の問題、

メートル法とそれ以外の単位の錯綜の整備の必要性、消費者の立場から見た正量取引の重要性等について、熱心なる質疑応答が行なわれたのでありますが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　日程第十一、屋外広告物法の一部を改正する法律案（内閣提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長木村禧八郎君。

審査報告書

屋外広告物法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月十四日

建設委員長　木村禧八郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近市街地を主とするビラ、ポスター等の氾濫によつて美観風致を損うこと著しい実情にかんがみ、市街地等の美観風致を維持するため、屋外広告物法に基づく条例に明らかに違反してはられたはり紙を行政庁がみずから除却することが出来ることとしようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

屋外広告物法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十八年三月四日

内閣総理大臣　池田　勇人

屋外広告物法の一部を改正する法律案

屋外広告物法の一部を改正する法律

屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「都道府県は」の下に「、条例で定めるところにより」を加える。

第七条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物がはり紙であるときは、その違反に係るはり紙をみずから除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、そのはり紙が、条例で定める適用除外例に明らかに該当しないと認められるにかかわらず、はることを禁止された場所にはられているとき、条例で定める行政庁の許可を受けるべき場合に明らかに該当すると認められるにかかわらず、その許可を受けないではられているとき、その他そのはり紙が第三条から第五条までの規定に基づく条例に明らかに違反してはられていると認められるときに限る。

附　則

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

〔木村禧八郎君登壇、拍手〕

○木村禧八郎君　ただいま議題となりました屋外広告物法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本改正案は、いわゆるビラ・ポスター等で、屋外広告物法に基づく条例に違反したものを、行政代執行の手続によらないで、都道府県知事みずからまたはその命じた者もしくは委任した者が、直ちに除却を行なうことにより、国土の美観風致を維持することとしております。ただし、この処分は、一般の行政処分と異なり、処分に対する不服の審査等の手続をとることが困難であることにかんがみ、違反の事実が明らかなものに限って適用することとし、国民の権利の保護に遺憾のないよう規定いたしております。

当委員会におきましては、きわめて熱心な質疑が行なわれましたが、審議の詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了、討論に入り、日本社会党を代表して田中委員より、過去における本法の運用は、各都道府県の条例に差異がある等の実情にかんがみ、特に国民に周知徹底するよう、行政指導において十分留意すること等の発言があり、また民主社会党を代表して田上委員からも同趣旨の発言がありました。

かくて討論を終了、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　日程第十二、森林組合合併助成法案、日程第十三、林業信用基金法案（いずれも内閣提出）

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長櫻井志郎君。

審査報告書

森林組合合併助成法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月十四日

農林水産委員長　櫻井　志郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、林業事情等の推移にかんがみ、森林所有者の協同組織の健全な発展に資するため、森林組合の合併及び合併後の組合の事業経営を適正なものにするに必要な援助及び助成を行なうこととしようとするものであつて、妥当の措置と認める。

なお別紙のとおり附帯決議を付した。

二、費用

本法施行に要する経費として、六百八万三千円が昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

一、政府は、可及的速かに、農林漁業基本問題調査会及び中央森林審議会の答申等を尊重し、かつ、農業施策との関連をも考慮しつつ林業政策の根本方針を確立し、これが実施のため必要な立法措置を講ずべきである。

二、政府は、本法の施行に当り、合併後における組合の規模の基準については、地方の実情に即し、努めて弾力的に運用するとともに、財政的援助については、農協等の例に準じて配慮すべきである。

右決議する。

森林組合合併助成法案

右

国会に提出する。

昭和三十八年二月十一日

内閣総理大臣　池田　勇人

森林組合合併助成法案

森林組合合併助成法

（目的）

第一条　この法律は、適正な事業経営を行なうことができる森林組合を広範に育成して森林所有者の協同組織の健全な発展に資するため、森林組合の合併についての援助、合併後の森林組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、森林組合の合併の促進を図ることを目的とする。

（合併及び事業経営計画の樹立）

第二条　森林組合（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第一項第一号に掲げる事業を行なうものに限る。以下「組合」という。）は、合併により、合併後の組合（合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合をいう。以下同じ。）を適正な事業経営を行なうことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画（以下「合併及び事業経営計画」という。）をたて、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

（合併及び事業経営計画の内容等）

第三条　合併及び事業経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　合併についての基本方針及び合併契約の基本となるべき事項

二　合併後の組合に係る組合員の経営する森林の面積の合計、出資の総額、事業の執行体制その他その事業経営の基礎となるべき事項

三　合併後の組合の事業経営についての基本方針

四　合併後の組合が適正な事業経営を行なうことができるようにするため必要な施設の統合整備に関する事項

五　合併後の組合と組合員との間における利用及び協力を強化するための方策

六　合併後の組合に係る合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画

2　前条の規定により合併及び事業経営計画をたてるには、各組合は、その組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

3　前条の規定による合併及び事業経営計画の提出は、昭和四十二年十二月三十一日までにするものとする。

（合併及び事業経営計画の適否の認定）

第四条　都道府県知事は、第二条の認定をする場合には、政令で定めるところにより、組合に関し学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

2　都道府県知事は、合併及び事業経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたす場合に限り、その合併及び事業経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

一　合併後の組合に係る組合員の経営する森林の面積の合計、払込済みの出資の総額並びに常時勤務する役員及び職員の人数の合計が、組合の適正な事業経営の基礎の確立に資することを旨として政令で定める基準に適合することとなること。

二　合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適当であり、かつ、その計画を確実に達成することができると認められること。

（助成措置）

第五条　政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき、補助金を交付することができる。

一　前条第二項の規定によりその合併及び事業経営計画につき適当である旨の認定を受けた組合が、その合併及び事業経営計画に従い、昭和四十三年三月三十一日までに合併をした場合において、その合併に係る合併後の組合が、その合併及び事業経営計画に従い、適正な事業経営を行なうことができるように施設の統合整備を図るに当たつて、これに必要な施設を改良し造成し又は取得するのに要する経費を都道府県が補助するときにおけるその補助に要する経費

二　都道府県が組合に対し合併及び事業経営計画の樹立及び実施につき指導を行なう場合におけるその指導に要する経費

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

審査報告書

林業信用基金法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月十四日

農林水産委員長　櫻井　志郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、林業の経営の改善に資するため、これに必要な資金を林業者等が農林中央金庫その他の金融機関から借り入れる場合、その借り入れにつき債務の保証をする機関として林業信用基金を設立し、その組織、業務、財務、会計及び監督等について規定しようとするものであつて、妥当の措置と認める。

なお別紙のとおり附帯決議を付した。

二、費用

本法施行に要する経費として、林業信用基金に対する政府の出資金三億五千万円が昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、林業金融の実態を調査検討し、速かに木材の生産流通の整備改善に万全の措置を講ずるとともに、これがため必要な金融に遺憾なき措置を講ずべきである。

右決議する。

林業信用基金法案

右

国会に提出する。

昭和三十八年二月十二日

内閣総理大臣　池田　勇人

林業信用基金法案

林業信用基金法

目次

第一章　総則（第一条―第十六条）
第二章　役員等（第十七条―第二十六条）
第三章　評議員会（第二十七条・第二十八条）
第四章　業務（第二十九条―第三十一条）
第五章　財務及び会計（第三十二条―第三十九条）
第六章　監督（第四十条・第四十一条）
第七章　雑則（第四十二条―第四十五条）
第八章　罰則（第四十六条―第五十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　林業信用基金は、林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に資

するため、これに必要な資金を林業者等が農林中央金庫その他の融資を行なう機関から借り入れる場合にその借入れに係る債務を保証して、その資金の融通を円滑にすることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「林業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一　林業を営む者（会社にあつては、資本の額又は出資の総額が一千万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のもの、個人にあつては、常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）

二　森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む者が直接又は間接の構成員となつている中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）

三　前二号に掲げる者のほか、これらの者が主たる構成員又は出資者となつている法人で政令で定めるもの

2　この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一　農林中央金庫

二　商工組合中央金庫

三　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第二項第一号（貸付け）に掲げる事業を行なう森林組合で政令で定めるもの

四　森林法第百五十四条第一項第二号（貸付け）に掲げる事業を行なう森林組合連合会

五　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第一項第二号（貸付け等）に掲げる事業を行なう事業協同組合で政令で定めるもの

六　中小企業等協同組合法第九条の九第一項第二号（貸付け等）に掲げる事業を行なう協同組合連合会

七　銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

（法人格）

第三条　林業信用基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条　基金は、主なる事務所を東京都に置く。

2　基金は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第五条　基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資本金、出資及び資産に関する事項

五　役員及び評議員会に関する事項

六　業務及びその執行に関する事項

七　財務及び会計に関する事項

八　公告の方法

2　定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　基金は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第十一条に規定する出資者に通知しなければならない。

（資本金）

第六条　基金の資本金は、次条第一項の規定により政府が出資する金額、同条第二項の規定により都道府県が出資する金額及び同条第三項の規定により林業者等が出資する金額の合計額とする。

（出資）

第七条　政府は、三億五千万円を基金に出資する。

2　都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出資することができる。

3　林業者等は、基金に出資することができる。

第八条　都道府県及び林業者等についての出資一口の金額は、一万円とする。

第九条　基金に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。

（持分の払いもどし等の禁止）

第十条　基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2　基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（出資者たる地位の喪失）

第十一条　政府以外の出資者（第四十三条第二項並びに第四十四条第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。）は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

（持分の譲渡し）

第十二条　出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2　都道府県及び林業者等でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3　出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

（持分の共有の禁止）

第十三条　出資者は、持分を共有することができない。

（登記）

第十四条　基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第十五条　基金でない者は、林業信用基金という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第十六条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、基金に準用する。

第二章　役員等

（役員）

第十七条　基金に、役員として、理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。

2　基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第十八条　理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3　監事は、基金の業務を監査する。

（役員の任命）

第十九条　理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2　理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第二十条　理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第二十一条　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

（役員の解任）

第二十二条　農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員た

るに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第二十三条　役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第二十四条　基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

（代理人の選任）

第二十五条　理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十六条　基金の職員は、理事長が任命する。

第三章　評議員会

（評議員会）

第二十七条　基金に評議員会を置く。

2　評議員会は、理事長の諮問に応じ、第四項各号に掲げる事項その他基金の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3　評議員会は、前項に規定する事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4　次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会に諮問しなければならない。

一　定款の変更

二　業務方法書の変更

三　毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画の設定及び重要な変更

四　財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案の作成

5　評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

（評議員）

第二十八条　評議員は、出資者（出資者が法人である場合には、その代表者）及び基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

2　評議員の任期は、三年とする。

3　第二十条第一項ただし書及び第二項並びに第二十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章　業務

（業務）

第二十九条　基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　次に掲げる資金で政令で定めるものを当該出資者たる林業者等（イに掲げる資金については、その者が組合である場合には、その直接の構成員となつている林業者等を含む。）が融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務の保証

イ　出資者たる林業者等（その者が組合である場合には、その直接の構成員となつている林業者等を含む。）がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資すると認められるもの

ロ　出資者たる組合がその直接の構成員となつている林業者等に対しその林業の経営に必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるものを貸し付けるために必要とする資金

ハ　出資者たる組合がその直接又は間接の構成員となつている林業者等にその林業の経営に必要な資材を供給するために必要とする資金

二　前号に掲げる業務に附帯する業務

（業務方法書）

第三十条　基金の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一　保証の金額の合計額の最高限度

二　一被保証者についての保証の金額の最高限度

三　保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度

四　保証契約の締結及び変更に関する事項

五　保証料に関する事項その他被保証者の守るべき条件に関する事項

六　保証債務の弁済に関する事項

七　求償権の行使方法及び消却に関する事項

八　その他基金の業務の運営に関する重要事項で農林省令で定めるもの

2　基金は、業務方法書を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

3　基金は、業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を出資者に通知しなければならない。

（業務の委託）

第三十一条　基金は、業務方法書で定めるところにより、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を融資機関に委託することができる。

2　融資機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

第五章　財務及び会計

（事業年度）

第三十二条　基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第三十三条　基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　基金は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る予算、事業計画及び資金計画（これらの変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分）を出資者に通知しなければならない。

（財務諸表）

第三十四条　基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2　基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し、又は農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十五条　基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（短期借入金）

第三十六条　基金は、農林大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十七条　基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行又は農林大臣の指定するその他の金融機関への預金

二　国債、地方債又は農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十八条　基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

（農林省令への委任）

第三十九条　この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第六章　監督

（監督）

第四十条　基金は、農林大臣が監督する。

2　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第四十一条　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは第三十一条第一項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対して報告をさせ、又はその職員に、基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　雑則

（出資者に対する通知又は催告）

第四十二条　基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（書類の備付け及び閲覧）

第四十三条　基金は、定款、業務方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

2　出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　出資の引受け及び払込みの年月日

三　出資口数及び出資各口の取得の年月日

3　出資者及び基金の債権者（基金が保証契約を結んでいる融資機関を含む。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（解散）

第四十四条　基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3　前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第四十五条　農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第五条第二項、第三十条第二項、第三十三条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二　第三十四条第一項又は第三十八条の承認をしようとするとき。

三　第三十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

四　第三十条第一項第八号又は第三十九条の農林省令を定めようとするとき。

第八章　罰則

第四十六条　基金の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2　基金の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わいろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3　犯人の収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十七条　前条第一項又は第二項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条　第四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十九条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　この法律の規定により出資者に通知をしなければならない場合において、その通知をしなかつたとき。

三　第十条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四　第十条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五　第十四条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六　第二十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

七　第三十四条第一項の規定に違反して、財務諸表を出資者に送付しなかつたとき。

八　第三十七条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

九　第四十条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

十　第四十三条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第五十条　第十五条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（基金の設立）

第二条　農林大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　農林大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第四条　設立委員は、定款及び業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2　設立委員は、前項の認可を受けたときは、都道府県及び林業者等に対し、基金に対する出資を募集しなければならない。

3　設立委員は、前項の規定による募集が終わつたときは、農林大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

4　設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府並びに出資の募集に応じた都道府県及び林業者等に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

5　前項の規定により払込みを求められたときは、政府は第七条第一項の出資金の全額を、出資の募集に応じた都道府県及び林業者等は同条第二項又は第三項の規定により引き受けた出資金の全額を、それぞれ払い込まなければならない。

6　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7　第四十五条の規定は、第一項又は第三項の認可をしようとする場合に準用する。

第五条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第六項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条　基金は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（成立当初の資本金）

第七条　基金の成立当初における資本金は、五億円を下るものであつてはならない。

（経過規定）

第八条　この法律の施行の際現に林業信用基金という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第十五条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第九条　基金の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

第十条　基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第十一条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「農業信用基金協会」の下に「、林業信用基金」を、「農業信用基金協会法」の下に「、林業信用基金法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十二条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ八中「又ハ開拓融資保証協会」を「、開拓融資保証協会又ハ林業信用基金」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十三条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「農業共済基金」の下に「、林業信用基金」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十四条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「農業共済基金」の下に「、林業信用基金」を加える。

（農林省設置法の一部改正）

第十五条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第八号中「森林組合」の下に「、林業信用基金」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「農業共済基金」の下に「、林業信用基金」を加える。

［櫻井志郎君登壇、拍手］

○櫻井志郎君　ただいま議題となりました林業関係二法案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、森林組合合併助成法案は、森林組合の育成に資するため、その合併を促進することを目的とし、合併の対象を施設組合に置き、関係組合は、合併後適正な事業経営を行なうことができるよう合併及び事業経営計画を立て、所定の手続によって、その当否について都道府県知事の認定を求め、適当と認められた組合の合併後における事業経営の適正を期し、国及び都道府県が助成指導を行なうこととしようとするものであります。

次に、林業信用基金法案は、林業経営の改善に必要な資金の融通を円滑にするため、これらの資金を林業者等が農林中央金庫等から借り入れる場合、その債務を保証する機関として林業信用基金を設け、その組織、資本金及び政府の出資、業務及び運営、財務及び会計、監督並びに税法上の特例等について規定したものであります。

委員会におきましては、これら両法案を一括して審査したのでありますが、質疑における問題点を要約しますと、林政の基本方針と基本的法制、国有林行政、林業従業者の動向とその労務対策、森林組合及び組合員等の現況とそのあり方、組合合併の意義と効果、既往の合併及び再建整備等の成果、合併の方針、基準及び助成措置、林業資金の需要、政府機関の現況と林業信用基金新設の意義及び効果、保証の対象となる債務及び融資機関、基金の設立、規模、組織、経理及び運営等でありました。

質疑を終わり、両法案を一括して討論に入り、別に発言もなく、続いて採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、合併助成法案に対しては、林業政策の根本方針の確立とこれが立法措置及び合併後における組合の規模の基準及び合併の財政的援助について、また、信用基金法案に対しては、木材の生産流通の整備改善と金融措置について、それぞれ政府の善処を求める趣旨の附帯決議を、これまた全会一致をもって委員会の決議とすることに決定し、これに対し、政府側から善処したい旨発言がありました。

右御報告いたします。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　日程第十四、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、

日程第十五、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、

日程第十六、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、

日程第十七、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案、

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長佐野廣君。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月十五日

大蔵委員長　佐野　廣

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約を実施するため、オーストリアの居住者が支払いを受ける配当、利子、使用料等に対する所得税の税率の特例その他所要の事項を定めようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月五日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長重宗雄三殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第二条　所得税法第一条第六項の規定に該当する法人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。以下同じ。）で条約第三条(b)に規定するオーストリアの居住者であるものが支払を受ける条約第九条第一項ただし書の規定に該当する配当で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある条約第四条に規定する恒久的施設（以下「恒久的施設」という。）に帰せられるものを除く。）に対する同法第十八条第二項若しくは第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。ただし、当該配当に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（利子、使用料等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第三条　所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人で条約第三条(b)に規定するオーストリアの居住者であるもの（以下「オーストリアの居住者」という。）が支払を受ける条約第十条第一項に規定する利子、条約第十一条第一項に規定する使用料又は同条第三項に規定する収益で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。ただし、これらの所得に対し所得税を課さず、又はこれらの所得に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（配当、利子、使用料等に対する申告納税に係る所得税等の軽減）

第四条　所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有するオーストリアの居住者が条約第九条第一項に規定する配当でこれらの法律の施行地にその源泉があるもの（その者のこれらの法律の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く。）に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額の百分の二十（第二条に規定する配当については、百分の十）に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2　前項に規定する者が前条に規定する利子、使用料又は収益（以下「利子等」という。）に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該利子等の合計金額の百分の十に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3　第一項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

4　第二項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がなく、かつ、第一項に規定する配当に係る所得を有する場合には当該配当に係る所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、これらの所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額

又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

（実施規定）

第五条　前三条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2　第二条及び第三条中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条に規定する利子、使用料若しくは収益について、第二条及び第三条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当又は利子、使用料若しくは収益でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

3　第四条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日（同条第一項又は第二項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する所得について適用する。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月十五日

大蔵委員長　佐野　廣

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約を実施するため、連合王国の居住者等が支払いを受ける配当、利子、使用料等に対する所得税の税率の特例その他所要の事項を定めようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月五日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長重宗雄三殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

（趣旨）

第一条　この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第二条　所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人で条約第二条第一項(f)又は(e)に規定する連合王国の居住者又は連合王国の法人（条約第二十二条第一項の規定により条約が適用されている地域に係る条約第二条第一項(f)又は(e)に規定する連合王国の居住者又は連合王国の法人に相当するものを含む。）であるもの（以下「連合王国の居住者等」という。）が支払を受ける条約第六条第一項(b)本文に規定する配当（その者の同法の施行地にある条約第二条第一項(i)に規定する恒久的施設（以下「恒久的施設」という。）に帰せられるものその他条約第六条第一項(b)の規定の適用を受けないものを除く。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち条約第六条第一項(b)ただし書の規定に該当するものに対する同法第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2　前項の規定は、同項に規定する配当に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五（同項ただし書に規定する配当に対する所得税額については、百分の十）に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（利子、使用料等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第三条　連合王国の居住者等が支払を受ける条約第七条第一項に規定する利子（所得税法第一条第三項第一号に掲げる所得に該当するものを除く。）、条約第八条第一項に規定する使用料又は同条第三項に規定する金額で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものその他条約第七条第一項並びに第八条第一項及び第三項の規定の適用を受けないものを除く。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2　前項の規定は、同項に規定する所得に対し所得税を課さず、又は当該所得に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（配当、利子、使用料等に対する申告納税に係る所得税等の軽減）

第四条　所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する連合王国の居住者等が第二条第一項に規定する配当に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額の百分の十五（同項ただし書に規定する配当については、百分の十）に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2　前項に規定する者が前条第一項に規定する利子、使用料若しくは金額（以下「利子等」という。）又は条約第七条第一項に規定する

利子で所得税法第一条第三項第一号に掲げる所得に該当するもの（その者の同法又は法人税法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものその他条約第七条第一項の規定の適用を受けないものを除く。以下「源泉徴収を受けない利子」という。）に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該利子等及び源泉徴収を受けない利子の合計金額の百分の十に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3　連合王国の居住者等（第一項に規定する者を除く。）が源泉徴収を受けない利子に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該利子の金額の百分の十に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

4　第一項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

5　第二項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がなく、かつ、第一項に規定する配当に係る所得を有する場合には当該配当に係る所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、これらの所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

6　第四項の規定は、第三項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額の計算について準用する。

（実施規定）

第五条　前三条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2　第二条及び第三条中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条第一項に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子、使用料若しくは金額について、第二条及び第三条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当又は利子、使用料若しくは金額でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

3　第四条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日（同条第一項から第三項までに規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する所得について適用する。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月十五日

大蔵委員長　佐野　廣

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約を実施するため、ニュー・ジーランドの居住者が支払いを受ける配当に対する所得税の税率の特例その他所要の事項を定めようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月五日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長重宗雄三殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

（趣旨）

第一条　この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第二条　所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。）で条約第二条第一項(h)に規定するニュー・ジーランドの居住者であるもの（以下「ニュー・ジーランドの居住者」という。）が支払を受ける条約第六条第一項に規定する配当で同法の施行地にその源泉があるもの（その者が同法の施行地にあるその者の条約第二条第一項(m)に規定する恒久的施設を通じて行なう事業に関連して生ずるものを除く。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（配当に対する申告納税に係る所得税等の軽減）

第三条　所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有するニュー・ジーランドの居住者が前条に規定する配当に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額の百分の十五に相当する金額をこえるときは、その者の所得

税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2　前項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

（実施規定）

第四条　前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2　第二条中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当について、同条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

3　第三条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日（同条第一項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべき同項に規定する所得について適用する。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月八日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長重宗雄三殿

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法の一部を改正する法律

産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「附則第十三項、第十四項及び第十六項の規定による一般会計からの」を「一般会計からの歳入への」に改める。

第三条中「資金への繰入金」を「資金及び歳入への繰入金」に改め、「並びに附則第十三項、第十四項及び第十六項の規定による一般会計からの繰入金」を削る。

第三条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

第四条中「資金からの受入金」の下に「、一般会計からの繰入金（資金への繰入金を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、この会計の資本に充てるため繰り入れるものとする。

附　則

この法律は公布の日から施行し、第三条の二の改正規定は昭和三十七年度の予算から、その他の改正規定は昭和三十八年度の予算から適用する。

〔佐野廣君登壇、拍手〕

○佐野廣君　ただいま議題となりました四法律案につきまして、その内容、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案につきまして申し上げます。

わが国とオーストリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びニュー・ジーランドの三国との間に、所得に対する租税に関して、二重課税の回避及び脱税を防止するためのそれぞれの条約が、今国会、本院ですでに承認せられております。三法律案は、この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要するものについて、所要の立法措置をそれぞれ講じようとするものであります。

以下、三案の概略について申し上げますと、

第一は、非居住者または外国法人が取得する配当、利子、工業所有権の使用料等の所得に対しては、原則として二〇％の税率で源泉徴収所得税が課されることとなっておりますが、この税率を、連合王国及びニュー・ジーランドの個人、法人が受け取る配当については、それぞれ一五％、また利子及び工業所有権の使用料等については、連合王国及びオーストリアの場合は一〇％とすること等としております。

第二は、非居住者または外国法人がわが国に支店等を有して事業を行なっている場合については、通常、その支店等に帰属する他の所得と総合課税することとなっておりますが、条約の規定を受けて、支店を通じて行なわない部分は、配当所得等に見合う所得税、法人税の税率がさきの軽減税率よりも高くならないよう所要の軽減措置を設けることとしております。

委員会の審議におきましては、このような租税条約の特例法を各国別に設けず、一本の法律にしたらどうか。日本人、日本法人の海外進出に伴う租税条約による恩恵及び所得、法人税法上の外国税額控除の適用状況はどうか。オーストリア、イギリス、ニュー・ジーランドとの経済交流状況はどうか等について質疑がありましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、三案一括して討論、採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

産業投資特別会計の投資財源を確保する措置といたしましては、さきに議決されました昭和三十七年度補正予算第二号において、一般会計から産業投資特別会計の資金への繰り入れとして三百五十億円が計上され、また、現在審査中の昭和三十八年度予算において、一般会計から産業投資特別会計の歳入への繰り入れ四百九十七億円が計上されております。

本案は、これらの予算措置が講じられていること、のみならず、今後とも投資需要が盛んになるのに伴い、その財源を一般会計からの繰り入れによって確保する必要が予想されますので、一般会計からする産業投資特別会計の資金及び歳入への繰り入れについて、そのつど必要な立法措置を講じて参りました従来の繰り入れの仕方をやめ、予算の定めるところにより所要の繰り入れができるよう、規定を改正整備しようとするものであります。

委員会におきましては、政府当局並びに参考人に対し、今回の改正を必要とした積極的な理由は何か。産業投資特別会計設置以来の一般会計からの資産への繰入額及び資本の異動経過はどうなっているか。明年度にいわゆる産

投外債を発行することとした理由は何か。今後の投資財源は外債の発行収入に依存する度合いを高めていくのではないか等の諸点のほか、日本開発銀行、日本輸出入銀行、農林漁業金融公庫、新設予定の海外移住事業団及び日本鉄道建設公団に対する投資の理由、これら機関の融資の実情なり事業の内容等にわたりましても、熱心な質疑応答がかわされましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案全部を問題に供します。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よって三案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　日程第十八、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）、日程第十九、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）、

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長鳥畠徳次郎君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月八日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長重宗雄三殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、一九五人」を「一、二〇五人」に、「五一二人」を「五二二人」に、「七〇〇人」を「七一〇人」に改める。

第二条中「二万四百六十一人」を「二万六百七十三人」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十八年三月十三日

内閣総理大臣　池田　勇人

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「日下部簡易裁判所」を「山梨簡易裁判所」に、「石動簡易裁判所」を「小矢部簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「富山県西礪波郡石動町」を「小矢部市」に、「小倉市」を「北九州市小倉区」に、「八幡市」を「北九州市八幡区」に、「門司市」を「北九州市門司区」に改める。

別表第五表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「小金井市」を「小金井市　小平市」に改め、「小平町」を削り、同表小田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「中郡の内　西秦野町」及び同表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「美園村」を削り、同表栃木簡易裁判所の管轄区域の欄中「岩舟村」を「岩舟町」に、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「野木村」を「野木町」に改め、同表足利簡易裁判所の管轄区域の欄中「足利郡」を削り、同表日下部簡易裁判所の名称の欄中「日下部」を「山梨」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「登美丘町」を削り、同表名古屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「千種区」を「千種区　守山区」に改め、同表春日井簡易裁判所の管轄区域の欄中「守山市」を削り、同表石動簡易裁判所の項を次のように改める。

小矢部	富山県の内 小矢部市 西礪波郡の内 福岡町

同表直方簡易裁判所の項、小倉簡易裁判所の項、折尾簡易裁判所の項及び門司簡易裁判所の項を次のように改める。

直方	福岡県の内 直方市 北九州市の内 八幡区大字木屋瀬、野面、笹田及び金剛 鞍手郡
小倉	福岡県の内 北九州市の内 小倉区　八幡区（大字木屋瀬、野面、笹田、金剛、折尾、本城、陣原、則松、永犬丸、香月、楠橋、馬場山及び畑を除く）戸畑区　若松区
折尾	福岡県の内 北九州市の内 八幡区大字折尾、本城、陣原、則松、永犬丸、香月、楠橋、馬場山及び畑 中間市　遠賀郡

門司	福岡県の内 北九州市の内 門司区

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町　江迎町　鹿町町　佐々町　小佐々町　吉井町　世知原町」に改め、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「江迎町　鹿町町　佐々町　小佐々町　吉井町　世知原町」を削り、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「栖本村」を「栖本町」に、「姫戸村」を「姫戸町」に、同表徳之島簡易裁判所の管轄区域の欄中「与論村」を「与論町」に改め、同表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中「野内村」を削り、同表岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「幌向村」を「南幌町」に、同表倶知安簡易裁判所の管轄区域の欄中「京極村」を「京極町」に改め、同表根室簡易裁判所の管轄区域の欄中「野付郡」を削り、同表標津簡易裁判所の管轄区域の欄中「標津郡」を「標津郡　野付郡」に、同表善通寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「琴南村」を「琴南町」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年六月一日から施行する。

2　この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

〔鳥畠徳次郎君登壇、拍手〕

○鳥畠徳次郎君　ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案並びに下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につき、法務委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の趣旨は、第一に、第一審の充実強化方策の一環として、このたび特に裁判官の負担が過重となっている地方裁判所における審理の適正迅速化をはかること、並びに、最近激増している交通事件の処理の円滑化をはかるため、判事、判事補、簡易裁判所判事を、それぞれ十名増員すること。第二に、右の裁判官の増員その他に関連して、裁判官以外の職員を二百十二名増員することであります。

委員会においては、二月二十一日、提案理由説明を聴取した後、三月十九日、質疑討論を終了し、採決いたしましたところ、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の趣旨は、第一に、山梨県日下部簡易裁判所の名称を山梨簡易裁判所に、富山県石動簡易裁判所の名称を小矢部簡易裁判所に、それぞれ変更すること。第二に、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、六簡易裁判所の管轄区域を変更すること等であります。

委員会においては、三月十四日、提案理由の説明を聴取した後、三月十九日、質疑討論を終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　日程第二十、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長加瀬完君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月十五日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長重宗雄三殿

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第七号及び第八号」を「第八号及び第九号」に改め、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　住居を移転するために必要な住宅の賃借に際し必要な資金（以下「転宅資金」という。）

第三条第三項中「当該大学」を「当該学校」に改める。

第四条第一号中「十万円」を「二十万円」に改め、同条中第八号を第九号とし、同条第七号中「千円」を「千五百円」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　転宅資金の貸付けは、一回につき一万二千円以内

第五条第一項中「事業継続資金」の下に「及び転宅資金」を加え、同条第二項中「修学資金」の下に「及び厚生大臣が定める修業資金」を加え、同条第三項中「及び住宅資金」を「、住宅資金及び転宅資金」に、「大学に就学した場合」を「大学若しくは高等専門学校に就学した場合」に、「最終の大学」を「当該学校」に改める。

第十条の二第一項第二号中「貸付」を「貸付け」に、「又は実地修練を受けているとき」を「実地修練を受け、又は修業資金の貸付けにより知識、技能を習得しているとき」に改める。

第十二条第三項中「三分の一」を「二分の一」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

〔加瀬完君登壇、拍手〕

○加瀬完君　ただいま議題となりました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

本法律案は、母子家庭に対する福祉資金の貸付条件を改善し、新たに転居のためにも貸し付けを行ない、もって母子家庭の福祉を増進せんとするものであります。すなわち、その要旨は、第一に、新たに転宅資金を設け、母子寮等から自立して転出する際に必要な敷金などに充てるため、一万二千円を限度として貸し付けを行なうこと。第二に、貸し付け限度額を引き上げて、個人の事業開始資金の現行十万円を二十万円に、高校生の修学資金の現行千円を千五百円に、それぞれ増額すること。第三に、修業資金を借り受ける者に対し、厚生大臣の定める場合には、無利子とし、また前に借り受けた修学

資金の償還を修業の済むまで猶予し得ること等であります。

委員会におきましては、藤原、山高、藤田各委員より、貸付金の貸付条件を改善しないか、入学準備金、医療貸付金等を母子福祉資金として貸し付けないか、事務費を国庫負担とすべきではないか、その他、母子世帯の住宅対策及び雇用状況、母子相談員の処遇等について、熱心な質疑が行なわれ、特に母子福祉の総合対策については、各委員より強い要望がありましたが、その詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論採決の結果、本法律案は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（重宗雄三君）　総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　日程第二十一、港域法の一部を改正する法律案（内閣提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長金丸冨夫君。

［審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載］

港域法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十八年三月七日

内閣総理大臣　池田　勇人

港域法の一部を改正する法律案

港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

港域法の一部を改正する法律

別表北海道の部天売港の項中「太郎兵衛埼」を「天売港船だまり北防波堤灯台（N44°26′19″E 141°19′58″）」に改める。

別表福島県の部江名港の項中「海面」を「海面中磐城市大字江名字江ノ浦と同市大字折戸字岸浦との境界海岸（N36°57′36″E140°57′31″）から136度に引いた線以北の部分」に改め、同項の次に次の一項を加える。

折戸山三角点（83.4メートル）を中心とする半径1,500メートルの円内の海面中江名港に属する部分を除いた海面	中之作

別表茨城県の部港名の欄中「日立」を「会瀬」に、「久慈」を「日立」に、「磯浜」を「大洗」に改める。

別表大阪府の部大阪港の項中「境川運河」を「境川運河、岩崎運河」に改める。

別表岡山県の部水島港の項中「から270度1,900メートルの地点」を削り、「2,000メートル」を「3,500メートル」に改める。」

別表山口県の部宇部港の項中「宇部岬から260度に引いた線、本山岬から110度に引いた線」を「黒埼から本山燈標（N33°52′42″E131°15′08″）まで引いた線、同燈標から280度に引いた線、本山岬から160度に引いた線」に改める。

〔金丸冨夫君登壇、拍手〕

○金丸冨夫君　ただいま議題となりました港域法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

港域法は港の区域を定めた法律でありますが、その区域はこの法律の別表に規定されております。改正法案は、港湾事情の変化に伴い、天売港ほか五港の港域を変更し、江名港の港域を港の機能に適応するよう二港に分割し、かつ町村合併等により日立港ほか二港の港名を改めるため、この別表を改正しようとするものであります。

委員会の審議におきましては、港域決定の法律上の効果、港域の決定を政令に委任することの適否、その他港域に関連する諸般の問題につきまして、各委員から質疑が行なわれたのでありますが、詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　日程第二十二、オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案（内閣提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。オリンピック準備促進特別委員長加賀山之雄君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

別表愛媛県の部新居浜港の項を次のように改める。

新居浜	新居浜市と西条市との境界海岸（N33°56′41″E133°14′18″）から351度30分に引いた線、大島虎埼から270度3,000メートルの地点まで引いた線、同地点から254度に引いた線、大島中山埼から196度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに念仏橋下流の尻無川水面

別表熊本県の部本渡港の項中「五色島三角点（17.8メートル）からそれぞれ90度及び270度」を「須森南端から271度」に、「今釜橋」を「大矢橋」に、「舟橋」を「市安橋」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年七月一日から施行する。

オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案

右、国会に提出する。

昭和三十八年二月五日

内閣総理大臣　池田　勇人

オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関

する法律案

オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律

（寄附金付き製造たばこの販売）

第一条　日本専売公社（以下「公社」という。）は、この法律の施行の日から昭和三十九年に開催されるオリンピック東京大会（以下「大会」という。）の終了の日の属する月の末日までの間において、財団法人東京オリンピック資金財団（以下「資金財団」という。）が調達する大会の円滑な準備及び運営並びに大会に備えての選手の競技技術の向上に必要な資金に充てることを寄附目的とする寄附金に相当する金額をその購入に際しその小売定価にあわせて支払うことを要する製造たばこを販売することができる。

（寄附金付き製造たばこの名称、種類及び最高価格、寄附金の額等）

第二条　公社が前条の規定により販売する製造たばこの名称は、オリンピアスとし、その種類、標準規格及び最高価格は、次に定めるところによる。

一　種類は、両切り紙巻たばこととする。

二　標準規格は、長さが七十ミリメートル、内周が二十六ミリメートルであつて、原料となる葉たばこの総量目の百分の八十以上に相当する量目のオリエント葉たばこを用いた上級品とする。

三　最高価格は、十本当たり五十円とする。

2　オリンピアスに係る前条の寄附金（以下「寄附金」という。）の額は、十本当たり十円とする。

3　公社は、オリンピアスの包装に寄附金の額を明確に表示しなければならない。

（資金財団に対する寄附）

第三条　公社又はたばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）第二十九条第一項に規定する製造たばこの小売人（以下「小売人」という。）からオリンピアスを購入した者がその購入のため支払つた金額のうち当該寄附金に相当する金額は、その者においてその購入の時に資金財団に寄附したものとする。

（寄附金の処理等）

第四条　小売人は、オリンピアスを販売したときは、すみやかにその寄附金を公社に送付するものとする。

2　公社は、オリンピアスを販売したときはその寄附金を、前項の規定による送付を受けたときは当該送付に係る寄附金を、それぞれ、すみやかに資金財団に送付するものとする。

3　資金財団は、前項の規定による送付を受けたときは、公社又は小売人に対し、これらの者が当該送付に係る寄附金につきオリンピアスの販売及び当該寄附金の送付のため特に要する費用として公社とあらかじめ協議して定めた金額を支払わなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔加賀山之雄君登壇、拍手〕

○加賀山之雄君　オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案について、オリンピック準備促進特別委員会における審議の経過とその結果を御報告いたします。

本法律案は、来たる昭和三十九年に開催されるオリンピック東京大会の準備及び運営並びに選手の競技技術の向上に必要な資金に充てるため、日本専売公社が寄附金付き製造たばこを販売することができることについて定めております。すなわち、寄附金付きたばこの名称は「オリンピアス」とすること、その最高価格は十本当たり五十円、寄附金の額は十本当たり十円とすること、このたばこを購入した者は、その購入のときに、定められた寄附金を東京オリンピック資金財団に寄附したものとすることとし、なお、寄附金の送付手続等についても規定いたしております。

委員会の審議におきましては、各委員から、オリンピックの準備に関する各般の問題、資金財団の募金計画の全貌、オリンピックに対する政府並びに民間の協力の実情、特に日本専売公社の本法実施に応ずるオリンピックへの協力態勢等について、政府、日本専売公社、東京オリンピック組織委員会並びに東京オリンピック資金財団等に対し、きわめて熱心な質疑がなされました。その詳細につきましては、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論を省略、直ちに採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

出席者は左の通り。

議長　重宗　雄三君
副議長　重政　庸徳君

議員

渋谷　邦彦君　牛田　寛君
沢田　一精君　林　塩君
山高しげり君　鬼木　勝利君
野知　浩之君　二木　謙吾君
鈴木　一弘君　中尾　辰義君
鳥畠徳次郎君　青田源太郎君
赤間　文三君　加賀山之雄君
浅井　亨君　北條　雋八君
増原　恵吉君　鈴木　恭一君
奥　むめお君　和泉　覚君
柏原　ヤス君　松平　勇雄君
最上　英子君　市川　房枝君
小林　篤一君　二宮　文造君
小平　芳平君　岩沢　忠恭君
岡崎　真一君　河野　謙三君
三木與吉郎君　白木義一郎君
辻　武寿君　原島　宏治君
太田　正孝君　笹森　順造君
中上川アキ君　森田　タマ君
北口　龍徳君　山崎　斉君
丸茂　重貞君　源田　実君
栗原　祐幸君　熊谷太三郎君
久保　勘一君　川野　三暁君
天埜　良吉君　石谷　憲男君
植垣弥一郎君　徳永　正利君
鹿島　俊雄君　仲原　善一君
中野　文門君　豊田　雅孝君
天坊　裕彦君　竹中　恒夫君
鈴木　万平君　山本　利壽君
武藤　常介君　館　哲二君
佐藤　芳男君　青柳　秀夫君
平島　敏夫君　鍋島　直紹君
堀　末治君　藤野　繁雄君
新谷寅三郎君　西郷吉之助君
紅露　みつ君　木内　四郎君
杉原　荒太君　田中　茂穂君
寺尾　豊君　植竹　春彦君
平井　太郎君　黒川　武雄君
西川甚五郎君　井野　碩哉君
日高　広為君　大谷　贇雄君
小西　英雄君　上林　忠次君
田中　啓一君　木島　義夫君
岸田　幸雄君　谷村　貞治君
山本　杉君　川上　為治君
金丸　冨夫君　櫻井　志郎君
松野　孝一君　柴田　栄君
大谷藤之助君　江藤　智君
稲浦　鹿蔵君　石井　桂君
吉江　勝保君　塩見　俊二君
井上　清一君　岡村文四郎君
加藤　武徳君　梶原　茂嘉君
小林　武治君　吉武　恵市君
高橋　衛君　草葉　隆圓君
石原幹市郎君　小柳　牧衛君
中山　福蔵君　杉浦　武雄君

小山邦太郎君　林屋亀次郎君
高橋進太郎君　青木　一男君
鹿島守之助君　木村篤太郎君
津島　壽一君　斎藤　昇君
野本　品吉君　矢山　有作君
野々山一三君　柳岡　秋夫君
長谷川　仁君　瀬谷　英行君
村山　道雄君　田中　清一君
林　虎雄君　大森　創造君
佐野　廣君　後藤　義隆君
林田　正治君　武内　五郎君
柴谷　要君　小柳　勇君
北村　暢君　横山　フク君
前田　久吉君　白井　勇君
伊藤　顕道君　光村　甚助君
大河原一次君　秋山　長造君
村松　久義君　松澤　兼人君
藤田藤太郎君　中村　順造君
下村　定君　田中　一君
加藤シヅエ君　木村禧八郎君
阿部　竹松君　戸叶　武君
久保　等君　岩間　正男君
須藤　五郎君　鈴木　市蔵君
小林　武君　佐野　芳雄君
杉山善太郎君　野上　元君
安田　敏雄君　永末　英一君
基　政七君　横川　正市君
鈴木　強君　相澤　重明君
鈴木　壽君　森　元治郎君
田上　松衛君　向井　長年君
藤田　進君　加瀬　完君
阿具根　登君　天田　勝正君
米田　勲君　成瀬　幡治君
小酒井義男君　中村　正雄君
村尾　重雄君　椿　繁夫君
大和　与一君　岡田　宗司君
野溝　勝君　千葉　信君
赤松　常子君　曾祢　益君

発議者
本院議員　辻　武寿君

国務大臣
内閣総理大臣　池田　勇人君
法務大臣　中垣　國男君
大蔵大臣　田中　角榮君
厚生大臣　西村　英一君
農林大臣　重政　誠之君
運輸大臣　綾部健太郎君
労働大臣　大橋　武夫君
自治大臣　篠田　弘作君

政府委員
内閣法制局長官　林　修三君
外務政務次官　飯塚　定輔君
大蔵政務次官　池田　清志君
厚生政務次官　渡海元三郎君
通商産業政務次官　上林　忠次君
運輸政務次官　大石　武一君
建設政務次官　松澤　雄藏君

〔第十一号参照〕

審査報告書

航空業務に関する日本国とアラブ連合共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年二月二十六日
外務委員長　岡崎　真一
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この航空協定は、わが国の航空企業が計画していた南廻り欧州線の開設に関連して、わが政府が締結の申入れを行ない、交渉の結果昨年五月署名を了したものである。協定の締結によりわが国の航空企業は、アラブ連合共和国に乗入れを行なう権利をもつことになるほか、わが国と同国との間に政治、経済、文化の面でも友好関係がいつそう促進されることが期待されるので、本件を承認することを妥当と認めた。

二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

航空業務に関する日本国政府とクウェイト政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年二月二十六日
外務委員長　岡崎　真一
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この航空協定は、わが国の航空企業が計画していた南廻り欧州線の開設に関連して、わが政府が締結の申入れを行ない、交渉の結果昨年十月署名を了したものである。協定の締結によりわが国の航空企業は、クウェイトに乗入れを行なう権利をもつことになるほか、わが国と同国との間に政治、経済、文化の面でも友好関係がいつそう促進されることが期待されるので、本件を承認することを妥当と認めた。

二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

地方公共団体の長の選挙において使用する選挙運動用ポスターの特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年二月二十六日
公職選挙法改正に関する特別委員長　青柳　秀夫
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、衆議院の公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出にかかるもので、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の規定によつて行なわれる市長の選挙につき、選挙運動用ポスターの数を、指定都市の市長の選挙にあつては一万二千枚に、その他の市長の選挙にあつては二千四百枚に、それぞれ増加するとともに、市の合併の特例に関する法律に規定する新都市で政令で指定するものの設置による市長選挙における選挙運動用ポスターについても一万二千枚に増加しようとするもので、おおむね妥当なものと認めた。

二、費用
本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

狩猟法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年二月二十六日
農林水産委員長　櫻井　志郎
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は最近における鳥獣のせい息状況及び狩猟の実態にかんがみ、鳥獣保護事業計画制度の新設、鳥獣保護区制度の整備、狩猟免許制度の改正ならびに都道府県鳥獣審議会及び鳥獣保護員の設置等を行ない、鳥獣保護事業の実施及び狩猟の適正化を促進しようとするものであつて、妥当の措置と認める。なお別紙のとおり附帯決議を付した。

二、費用
本法施行のため、国としては特に費用を要しない。なお都道府県にあつては、昭和三十八年度に入猟税(目的税)収入三億一千万円、狩猟関係手数料収入一億五千万円、その他計四億七千万円が鳥獣行政費に充てられる見込みである。

附帯決議

政府は、鳥獣審議会の答申を尊重して、野生鳥獣の保護事業を一層強化し、狩猟に関する態勢及び制度にさらに検討を加え、所要の法制的財政的措置の整備に努め、なお、本法

の運用の適正を期し、狩猟者以外の第三者の権利の尊重及び危害の排除ならびに狩猟の違反を防止するため、これが啓蒙及び取締に万全を期すべきである。
右決議する。

審査報告書
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和三十八年二月二十七日
内閣委員長　村山　道雄
参議院議長重宗雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する昭和三十六年十二月十四日付勧告及び昭和三十七年八月十日付勧告に基づき、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び暫定手当の改正等を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。
二、費用
本法施行のため要する給与改善費として約九十五億五千八百万円（防衛庁職員を除く特別職職員分を含む。）が、昭和三十七年度補正予算により措置されている。

審査報告書
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和三十八年二月二十七日
内閣委員長　村山　道雄
参議院議長重宗雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般職の国家公務員の俸給月額の改定等に準じて、特別職の職員の俸給月額等の改定を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。
二、費用
本法施行のため要する給与改善費として約千四百万円が、昭和三十七年度補正予算により措置されている。

審査報告書
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和三十八年二月二十七日
内閣委員長　村山　道雄
参議院議長重宗雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般職の国家公務員の俸給月額の改定等に準じて、防衛庁職員の俸給月額等の改定を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。
二、費用
本法施行のため要する給与改善費として、約五十二億四千五百万円が、昭和三十七年度補正予算により措置されている。

審査報告書
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和三十八年二月二十七日
法務委員長　鳥畠徳次郎
参議院議長重宗雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、これに対応して、裁判官の給与を改定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。
二、費用
本法施行に要する費用は、本年度一億一千五百九万五千円である。

審査報告書
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和三十八年二月二十七日
法務委員長　鳥畠徳次郎
参議院議長重宗雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、これに対応して、検察官の給与を改定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。
二、費用
本法施行に要する費用は、本年度八千六十三万五千円である。

審査報告書
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和三十八年二月二十七日
議院運営委員長　田中　茂穂
参議院議長重宗雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、特別職の職員の給与改定に伴い、国会議員の期末手当をその支給日前一月以内に退職又は死亡した者にも支給し、また、秘書の給料月額及び勤務手当を増額するとともに、期末手当又は勤勉手当をその支給日前一月以内に退職又は死亡した者にも、それぞれ支給する等の改正を行なうものであつて妥当な措置と認める。
二、費用
本案施行に要する経費は、年間約七千百七十一万円であつて、本年度分については昭和三十七年度補正予算によつて措置済みである。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（ただし良質紙は二十円）
（配送料とも）

発行所
東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話　東京　表（代）六〇四一
官報課　（代）六〇三一